

真箇澤村 村南に屈曲せる山澤あるにより昔は曲澤村と云ふ寛永の頃今の名に改むと云ふ寛文の頃
まで真箇澤組と稱して此村に郷頭ありきとぞ

吉田新田村 此村正保二年真箇澤村の農民宮城八左衛門と云ふ者向原村の境内に新墾せし所なり

鹽村 昔此村より鹽湯湧出てし故名つけたりきと云ふ

極入村 此村深山の奥にて四面皆高山なり小徑ありて隣村に通すれども峻隘にして唯小屋村に出る

の外牛馬通せず此組の村落北の方此に至て究まる村名之に因るか

下松村 此村文化頃迄は下町と稱せしを後に今の名に改めしといふ又古昔は下牧と唱へしともいふ

杉山村 本村は應徳三年紀州熊野の地より杉實を求め植ゑし故名つくと

中町 此村は承應元年新町より分村せりといふ

四 代官所 天明七年より周家の制に基き舊制を改め郡署を各所に設け民の風俗疾苦を察し且遠
方の民府下に往來する勞を省かんか爲に郡奉行四員を配置し其下に代官三員或は四員を置きて二箇組
又は三箇組の諸村を支配し以て郡奉行に隸せり左に本郡に於ける代官所所在地及隸屬する郡役所組名
を擧ぐ

一 猪苗代代官所 猪苗代町本町の裏に在り

所轄 川東組 川西組

戸口郡役所に隸屬す後若松郡役所の隸屬に改む

一 鹽川代官所 鹽川村中町の裏に在り

所轄 鹽川組 (外に河沼郡筭川組)

鹽川組は元筭川組と共に河沼郡沼上代官所に屬せしか文政元年沼上代官所を廢し鹽川に代官所を設

一 熊倉代官所 熊倉村に在り

所轄 熊倉組 小沼組

一 小田付代官所 小田付村仲町裏に在り

所轄 小田付組 小荒井組

一 上三宮代官所 上三宮村に在り

所轄 五目組 慶徳組

右四代官所は河沼郡濱崎郡役所に隸屬す

一 館原代官所 館原村に在り

所轄 木曾組 大谷組 吉田組

河沼郡上野尻郡役所に隸屬す

其後郡役所、代官所の位置及所轄に就きて變遷あれば左に參考の爲め他郡のものと共に記さん
天明八年^{戊申}正月十五日原勝之進則武を郡奉行所の主所となし新に添役四人を置き出役民政を聽かし
む

耶麻郡戸ノ口

郡奉行 樋口覺右衛門
添役 堀内織右衛門

會津郡中荒井

郡奉行 飯田左内

河沼郡濱崎

添役 浮州甚助

河沼郡上野尻

郡奉行 林大吉

天明八年二月七日代官を命し郷村に出役せしむ
代官所及組名、代官名左の如し

會津郡飯寺町

南青木組 橋爪組

野村直右衛門

高久村

高久組 青津組

藁谷吉左衛門

河沼郡坂下村

坂下組 牛澤組

歟柄友之助

大沼郡高田村

高田組 中荒井組

堀兵九郎

以上中荒井郡役所に隸す

耶麻郡猪苗代本町

川西組 川東組

柴宮源吉

安積郡福良村

福良組 原組

松田善治

六町原村

代田組 瀧澤組

松本庄五郎

以上戸ノ口郡役所に隸す

河沼郡沼上村

箕川組

鹽川組

津川七左衛門

耶麻郡小田付村

小田付組

小荒井組

宮原嘉治馬

熊倉村

熊倉組

小沼組

森山與五郎

上三宮村

五目組

慶徳組

添島善兵衛

以上濱崎郡役所に隸せしむ

耶麻郡館原村

木曾組

大谷組

手代木太兵衛

河沼郡野澤原町

野澤組

吉田組

志賀孫太郎

蒲原郡津川町

鹿瀬組

下海條組

井上左門

以上上野尻郡役所に隸す

又黒川代官を中荒井郡役所に屬せしむ

天明雜記に

六町原代官所位置を藤倉村とし代田組を支配し濱崎郡役所に隸し福良代官所位置を原村とし福良組原組瀧澤組を支配すとあり初め此の如く定め後に本文の如く變更せしにや詳ならず

文政元年沼上代官所を鹽川村に移し同二年十一月二十日中荒井濱崎上野尻戸ノ口の郡役所を若松に移す

文久二年閏八月二十五日郷村の政治を改革し黒川六町原熊倉上三宮野澤の五代官所を廢し其所轄中兩黒川を飯寺代官所に青津組を坂下代官所に熊倉小沼兩組を鹽川代官所に慶徳五目兩組を小田付

代官所に野澤組を館原代官所に併せたり

慶應元年三月黒川六町原熊谷上三宮野澤の代官所を復置し代官所支配組を文久二年以前の制に復す

慶應元年には郡の中央なるの故を以て熊倉村に郡役所を創設せられ代官所を以て廳舎に充てらる其郡奉行及郡役人を擧ぐれば

郡奉行	池上 武助
郡役人	慶應三年頃 牧原 某
	波部友三 波部伍八 波部庄之助
	吉村津右衛門 茂原 某

第七節 明治維新以後民政の沿革

一 民政局 明治元年戊辰の戦役終を告げ王政維新となるや朝廷民政局を各地に置きて民政を監督し且つ戦後の善後策を實施す本郡には小田付に本局猪苗代に分局の設置ありき即ち左の如し

局名	局長	置	創立年月	廢止年月
小田付 民政局	松尾 井上 次郎	小田付村萬福寺	明治元年九月四日	明治二年二月
猪苗代 民政分局	井上 次郎	猪苗代町 岡部惣助宅	同 年十一月十六日	同 前

二 縣治

明治二年朝廷施政上に大改革を斷行するや地方を分ちて府藩縣の三治となし朝廷及舊藩府縣となし諸侯の領地を以て藩となす 民政局を廢す會津地方は爲に縣治既に朝廷の領地となりし爲め となる同年五月二十五日若松に若松縣を設置せられ本郡は其管轄に屬す

明治四年十一月二日從來の府藩縣を廢し郡縣制に基き更に若松縣を置き本郡には小荒井村及猪苗代町に出張所を設け地方行政の便を圖る

名	稱	設立年月	長吏	官吏	員生	位	置
小荒井	出張所	明治四年十一月	福少 吉内 藤	好政	山岡 重固	小荒井村上町	猪苗代町 岡部惣助宅
猪苗代	出張所	同 年五月	少内 藤	邦	松野 義郎	猪苗代町 岡部惣助宅	猪苗代町 岡部惣助宅

猪苗代出張所は始め猪苗代郡中取締役所と云へり

明治九年八月二十一日若松縣は廢せられて福島縣の所轄に屬し同年十一月より十一年二月まで若松に支廳を置かる

爾後本郡は福島縣の管轄となり以て今日に至る 左に縣長官の氏名を掲ぐ

官名	氏名	任命年月日	轉罷免年月日	備考
若松縣知事	林 徹之丞	明治二年六月十四日	明治二年八月二十七日	福島縣知事
若松縣知事	四條 隆平	同 年九月三日	同 四年七月三日	依職權
				始々權知事より

三 郡治 明治六年一月若松縣内を四大區九十七小區と改め大區には大區長を置く本郡は其第四大區に當る

第四大區長 坂内和 一郎 明治六年二月二日より

事務は小荒井出張所^{若松縣}内にて取扱たり

明治九年福島縣の所轄となるや同年十二月十五日從來の區制を改め舊若松縣下を七區に分畫せられ本郡は十二區十三區十四區に分屬す

今左に所屬町村及最初の廳員を擧ぐ

第十二區會所 猪苗代町

所轄 猪苗代町外二十六箇村^{猪苗代方部}及河沼郡四箇村

區長 宮本行靖

戶長 山田千代吉 八田宗吉

副戶長 土屋重郎 上松方宜

小林恆三

官名	氏名	任命年月日	轉罷免年月日	備考
若松縣權令	鷲尾隆	明治四年七月六日	明治六年六月四日	依免
若松縣權令	澤簡	同六年六月五日	同九年五月二十日	依免
若松縣權令	岡村義昌	同九年五月二十二日	同九年八月二十一日	依免
若松縣權令	山吉盛典	同十年三月二日	同十五年一月二十五日	任
福島縣令	三島通庸	同十五年一月二十五日	同十七年十一月二十一日	補内務省
福島縣令	赤島欽一	同十七年十二月十六日	同十九年七月十九日	三等出仕
福島縣知事	折田平内	同十九年七月十九日	同二十一年十月四日	被任
福島縣知事	山田信道	同二十一年十月十九日	同二十四年六月十五日	任
福島縣知事	渡邊清	同二十四年六月十五日	同二十五年八月二十日	被任
福島縣知事	日下義雄	同二十五年八月二十日	同二十八年七月十六日	任
福島縣知事	原保太郎	同二十八年七月十七日	同二十九年四月七日	任
福島縣知事	小倉信近	同二十九年四月七日	同二十九年七月十六日	非
福島縣知事	秋山恕卿	同二十九年七月十六日	同三十年四月七日	任
福島縣知事	安樂兼道	同三十年四月七日	同三十一年四月十四日	任
福島縣知事	山田兼三	同三十一年四月十四日	同三十三年七月十五日	任
福島縣知事	有田義資	同三十三年七月十五日	同三十九年七月十八日	任
福島縣知事	平岡定太郎	同三十九年七月十八日	同四十一年六月十二日	任
福島縣知事	西澤正太郎	同四十年六月十二日	同四十三年二月二日	卒

七年九月縣令トナル
九年八月二十一日
若松縣ヲ廢シ福島
縣ニ併ス
十一年七月縣令ト
ナル

其後戸長に片桐嘉則、副戸長に小林悌三郎・星大四郎・秋山武次等の交迭あり又土屋氏は後に戸長に
進めり

第十三區會所 喜多方町上町

所轄 喜多方町外八十七箇村 喜多方部及山
部方の一部

區長 田中 誼長

戸長 廣瀬 正安 安瀬 敬藏

副戸長 山岡 重固 星野 胤國

杉本 彈 齋藤 傳五郎

遠藤 直喜 五十嵐 彦四郎

眞部 喜一

而して郡の西部飯根村外十箇村 今の奥川・新郷の二
村及山郷村の一部 は第十四區に屬し河沼郡坂下町に設けられたる第十
四區會所の支配を受けたり明治十二年一月二十七日區制を廢せられ郡縣制となり爲に郡治を布かるゝ
に至り耶麻郡役所を鹽川村に置き郡一圓其管轄に屬し第十二區長たりし宮本行靖郡長に任せらる廳舎
は同十四年一月に至り喜多方町 小田付の
小學校舎 に移さる
創設當時の吏員左の如し

郡長 宮本 行靖 四月給
四十圓

郡書記 廣瀬 正安 土屋 重郎

片桐 嘉則 鈴木 金次郎

山岡 重固 小林 恆三
星大四郎 秋山 武次
小林悌三郎 三原 包章
平塚 泰八 山村 次八
備生 小林 新平 鈴木 八五吉

現在の廳舎は明治十七年十月の建築に係り其當時の郡長を和田勇とす爾來幾多の變遷を経て今日に
至る現任の須藤郡長は實に十七代に當れり

耶麻郡長沿革表

任 命	年 月 日	轉 罷 免	年 月 日	在 職 期 間	氏 名
同	明治十二年一月二十七日	同	明治十四年五月二十日	二年五箇月	宮本 行靖
同	十四年六月三十日	同	十五年四月十三日	十箇月	五十嵐 力助
同	十五年四月十四日	同	十六年二月一日	十箇月	佐藤 志助
同	十六年二月一日	同	十六年十一月二十三日	十箇月	吉田 扶
同	十六年十一月二十二日	同	十八年四月六日	一年四箇月	和田 勇
同	十八年四月六日	同	十八年九月四日	五箇月	和島 友連
同	十八年九月四日	同	二十四年二月四日	五年五箇月	瀨高 龍人
同	二十四年二月四日	同	二十五年三月七日	一年一箇月	小池 友謙

郡役所吏員

任命年月日	轉罷免年月日	在職期間	氏名
明治二十五年三月七日	明治二十五年十月四日	七箇月	楠永直
同 二十五年十月四日	同 三十年九月十三日	五年	遠山千光
同 三十年九月十三日	同 三十二年四月八日	一年七箇月	石澤兵吉
同 三十二年四月二十一日	同 三十五年三月二十六日	三年十一箇月	松本時正
同 三十五年三月二十六日	同 四十三年十月十八日	八年七箇月	武井
同 四十三年十月二十六日	大正二年八月三十日	二年十箇月	青沼録太
大正二年八月三十日	同 四年六月十七日	一年十箇月	酒井富三
同 四年六月十七日	同 七年五月三十一日	三年	神子伴
同 七年五月三十一日		三箇年	須藤信立

(大正七年五月現在)

任命年月日	擔任事務	職名	氏名
大正四年十月六日	庶務、文書	郡書記	大沼正一
明治三十九年三月三十日	庶務、兵事、土木	同	佐原正一
同 四十二年六月十八日	農商、衛生	同	矢部久平
同 四十四年三月九日	兵事、衛生、學務	同	酒井喜平
同 年七月二十日	會計(稅務)	同	田中六郎

四 町村名の改稱及分合

本郡の町村数は現今三町三十三箇村にして其大字と稱し或は字と唱ふる部落は從來皆獨立して一村なりしを明治八年及同二十二年に分合行はれ現今の町村を組織したるものにして其名稱の如きは昔時の稱呼に基き或は山川名に因り或は合村中の一字を集合する等によりて新に成れるものなり

任命年月日	擔任事務	職名	氏名
同 年七月一日	庶務、兵事、土木	同	坂内俊夫
大正三年十月十三日	會計	同	長澤英夫
同 五年九月六日	會計(稅務)	同	大和田利助
同 四年十二月二十二日	學務、農商	同	横山好六
同 六年十二月二十日	會計	同	飯野庄六
同	文書	同	山本庄六
同 五年四月十二日	學務	郡視學	山本庄六
同 六年四月三十日	實業	農業技手	標葉長治
同 年五月三十一日	普通農事	同	松浦伊勢
同 七年四月十五日	同	同	岸伊勢
明治三十一年一月十日	土木事務	同	伊藤哲太
同 四十一年二月十八日	同	同	小山與次
大正七年四月二十九日	文書	同	佐藤次郎
同 五年五月二十六日	(農商)	郡農會書記	鈴木美謙

六	五	四
小區	小區	小區
大澤米宮三山相三鳥加高飯大飯笹豐元豐三富飯揚上		
都部岡川和田田谷	見陽網	
村村村村村村	山根木	
天井澤村 下岩崎村 宮ノ前村	長尾村 荒分村	針生村 上野村 百本田中村 中川原村 五目村ノ内
山岩尾村 碧尾村 半在家村	熱鹽村 日中村 水澤村	宇津野村 栗生澤村 赤崎村
金屋村 黒川村 野邊澤村	讓屋村 五分一村 細谷村	吉志田村 高畑村 中村
山浦村 中ノ澤村 出戸村	鷺田村 根岸村 下谷地村 赤崎新田村 五目村ノ内	中町村 眞々澤村 小山村
小網木村 大舟澤村	小網木村 梨平村 宮野村	極入村
高目村 漆窪村	井谷村 八重窪村 橋屋村 戸中村	新町村 道目村 下松村
吉田新田村 弁岡村 向原村 杉山村 川口分 驛村	滝坂村 柴崎村 橋立村 滑澤村	樽山村 原村 新村 平明村 呼賀村 泥浮分
萩野村 吹屋村 四海枝村 黄栗村 大谷村	赤岩村 中山村 大葦村 利田村 瀧下分	

三	二	一	區名
小區	小區	小區	
磐蓬木一小山吉松四會大	吉中	大天窪金新小	遠
見萊幡川	舟都川	舞奈田	江府
寺	家川	知沖	田
村村村村村村	村村村村	村村村村	村
小土山村 三方村	船引村 中反村 望山村 宮古村	下村 舟林村 洲谷澤村 川隅村	下遠田村 上遠田村
一郷分 川吉新田村	船岡村 小布瀬原村 寺内村	木曾村 廣野村 三ツ山新田 館原	下利根川村 下小出村 別府村
松野村 舞臺田分 宮在家村	大澤村 赤星村	大木村 田原村	上江村 新井田村 高木村
能力村 萬力村 新尾田分 鐵召林	柴城村 臺分 沖村	貝沼村 第六天村	三橋村 金川村
田中村 竹屋村 深澤村	上窪村 下窪村	上四蓮村 下四蓮村 落合村 入倉村	上窪村 下窪村

明治八年八月十二日若松縣布達第二百九十號を以て改稱及分合せられしもの左の如し

加納村	新町村
豐岡村	舊町村
山科村	村名
三津井村	
都津井村	

加納村八年二大平村 黒岩 小屋ヲ合併ス
 慶徳村東分 慶徳村西分 新宮村 堀出新田 川前分
 山崎村 眞木村
 京出村 上勝村 東中明村
 高柳村 館村 吉澤村

明治十年一月二十日及同二十一日に分合改稱せられしもの左の如し

磐里村	十小區
磐田村	
猪苗代町	
磐磐村	
川養村	
若宮村	
八幡村	
三郷村	
關都村	
中郷村	
金都村	
壺下村	

島田村 堤崎村 百目貫村 谷地村
 牛沼新田村 入江村 相名目村 峰屋敷村 廻谷地村
 本町 新町上分 新町下分 中町 北窪村 今和泉村 東谷地村
 見福村 遼谷村 長坂新田村
 町堤崎村 町島田村 土町
 小田村 白木城村
 幸野村 曲淵村 新屋敷村
 駿川野村 木地小屋村 大原新田村
 内野村 明戸村 白津村南 白津村北 東館村
 堀切村 下館村 萩窪村 水澤分
 關脇村 都澤村
 小平湯村 松橋村 中目村
 金曲村東分 金曲村西分 夷田新田村
 壺下村 楊枝村

宮米村	七小區
津室村	
飯坂村	
多々方村	
堂太村	
高勝村	
北山勝村	
大關合	
雄五合	
常世村	
新合村	
更科村	
磐根村	
翁根村	
三根村	
長根村	
千代田	

上岩崎村 大澤村 中田付村 上田村
 高吉村 泉分 太郎丸村 補五免村 綾金村
 村松村 北原新田
 大荒井新田村 飯田分 坂井分
 小荒井村 清次袋村 塚原村 小田付村 稻村
 下高額村 堂畑村 太田村
 上高額村東分 上高額村西分
 下勝村 四中明村
 漆村 土合分 谷地分 下吉村
 樟村 關屋村
 下川前村 上川前村 大鹽村
 南屋敷村 中屋敷村 上原村 松崎村 金森村
 七本木村 本林分 兼平分 獅子澤分
 西常世村 東常世村 中道地分
 小沼村 辻村 金澤村
 大寺村下分 大寺村上分 本寺村
 源橋村 磨上新田村 一澤村 布藤村
 西久保村 櫻川村 行津村 土田新田村 袋新田村 本町ノ内 新
 町上分ノ内
 蟹澤村 金澤澤新田村 戸ノ口村 三本木新田村
 三城湯村 新在家村 五十軒村
 大在家村 釜井村 烏帽子小屋村 東真行村 南真行村 西真行村
 南土田村 嘉堂觀村 北高野村

新	町	村	舊	町	村	名
熊倉	熊倉	熊倉	熊倉	熊倉	熊倉	熊倉村上分
相川	相川	相川	相川	相川	相川	熊倉下分 藤澤村(本木村) 沼平村 青月尻村 上利根川村 宮ノ目村 中ノ目村
朝倉	朝倉	朝倉	朝倉	朝倉	朝倉	上ノ目村 旗本村 板ノ澤村
一ノ木	一ノ木	一ノ木	一ノ木	一ノ木	一ノ木	
三吉	三吉	三吉	三吉	三吉	三吉	

明治十年二月五日合併改稱せられしもの左の如し

一ノ井	一ノ井	一ノ井	一ノ井	一ノ井	一ノ井	一ノ井村 菅井村 澁井村
榎野	榎野	榎野	榎野	榎野	榎野	下壜村 稻田村
熊倉	熊倉	熊倉	熊倉	熊倉	熊倉	熊倉村 熊倉村下分

明治十年二月二十日改稱せしもの左の如し

熱鹽	熱鹽	熱鹽	熱鹽	熱鹽	熱鹽	三和村
----	----	----	----	----	----	-----

明治十年三月二十一日に合併せしもの左の如し

豐蘆	豐蘆	豐蘆	豐蘆	豐蘆	豐蘆	布流村 三城目村 中里村
----	----	----	----	----	----	--------------

明治十三年四月六日分離せしもの左の如し

新	町	村	名	合	併	舊	町	村	名
喜多方	喜多方	喜多方	喜多方	喜多方	喜多方	喜多方町 字稻村			
鹽川	鹽川	鹽川	鹽川	鹽川	鹽川	鹽川村			
大鹽	大鹽	大鹽	大鹽	大鹽	大鹽	大鹽村			
檜原	檜原	檜原	檜原	檜原	檜原	檜原村			
猪苗代	猪苗代	猪苗代	猪苗代	猪苗代	猪苗代	猪苗代町			
磐瀨	磐瀨	磐瀨	磐瀨	磐瀨	磐瀨	磐瀨村			
磐保	磐保	磐保	磐保	磐保	磐保	磐保村			
山都	山都	山都	山都	山都	山都	山都村			

新豐岡	新豐岡	新豐岡	新豐岡	新豐岡	新豐岡	豐岡村チ二箇村トス
北山	北山	北山	北山	北山	北山	北山村チ二箇村トス

明治十五年四月二十八日分離せしもの左の如し

分合改稱等をなさす元の儘なるは

鹽川村 赤枝村 上三宮村 入田付村 關柴村 平林村 下柴村 檜原村 西館村 山瀨村 早稻谷村 新井田谷地村 源太屋敷村

明治二十二年町村制實施に際し將來獨立自治の能否を查察し大凡戸數三百戸内外を標準とし同三月二十五日福島縣令甲第二十一號を以て四月一日より施行の旨達せられし編制區域名稱左の如し

新町村名	合併舊町村名
相川村	相川村
朝倉村	朝倉村
一ノ木村	一ノ木村
早稻谷村	早稻谷村
松山村	村松村 大飯坂村 鳥見山村
岩月村	樺野村 宮津村 入田付村 大都村 喜多方町ノ内字稻村
關柴村	西勝村 上高領村 三津井村 平林村 關柴村 下柴村 豐蘆村
慶徳村	松舞家村 豊岡村 山科村 新宮村
豐川村	米室村 澤部村 一井村 高堂太村
熊倉村	熊倉村 都村 新合村 雄國村
北山村	下吉村 北山村 關屋村
上加納村	上加納村 吉川村 三谷村
熱鹽村	加納村 米岡村 宮川村
駒形村	熱鹽村 山田村 相田村
堂島村	中屋澤村 金橋村 窪村 五合村 常世村
姥堂村	天沼村 吉沖村 四奈川村 大田木村 會知村 遠田村
千里村	新江木村 新井田谷地村 源太屋敷村 小府根村 三吉村
吾妻村	赤枝村 大谷村 磐梯村 更科村
長瀬村	西館村 千代田村 堅田村 磐里村
月輪村	若宮村 豐養村
	川柁村 八幡村 三郷村
	中小松村 金田村 關部村 壺楊村 山瀧村

翁島村	長田村 三ツ和村 磐根村 兼澤村
山郷村	磐見村 上郷村 揚津村
木幡村	木幡村 蓬萊村
小川村	一川村 小舟寺村
新郷村	富士村 笹川村 三河村 豊洲村
奥川村	元島村 豊島村 飯里村 飯根村 高陽根村 大綱木村

明治四十二年四月二日改稱せられしもの左の如し

鹽川町 鹽川村

五 村治

維新前は村には肝煎ありて一村を管し其下に地首ありて事務を補助せしか維新後も尙

此制を採れり

明治三年五月從來の組を廢し區と改め區に大肝煎、村に肝煎、中年番あり地首明治三年八月二十、明治三年八月二十、四日百姓等を置くことなる今大肝煎及各村肝煎を左に擧ぐ區數は若松縣内にて五十二區其中十二區を占む即ち其區域は元の組と同じ

第二十一區

元の木曾組

大肝煎

眞部

喜一

木曾村	齋藤 與一 耶	廣野村	伊藤 樹 八
三ツ山新田村	宮城 清 美	館原村	折笠 豐 多
船岡村	齋藤 清 四 耶	小布瀬原村	大塚 茂 一
川合新田村	五十嵐 鏡 八	一ノ郷分村	大塚 源 吉 八
寺内村	眞部 喜 貞	下郷分村	

高補塚下大北小
吉五原三荒原新荒原新
村分村村村村村
(兼)(兼)(兼)(兼)(兼)
小池田新三耶

第二十四區
元の小荒井組

岩中上黒水栗赤讓吉上野下五
尾川野川澤生崎屋志三邊谷
村村村村村村村村村村村
瓜武三遠遠横渡村瓜岩小
生田浦藤藤山邊岡生田林
常傳六長榮佐重八善作
三耶吉耶耶次次吉次耶十耶

齋藤傳平
小荒井山三郎
鞆川安吉

長清太坂飯高村
尾次耶井田烟松
村村村分分村村
(兼)(兼)(兼)(兼)
小池田新三耶

大肝煎
坂内和一郎

原的場科三三耶

上野庄英喜六

半山百金日熱宇五中赤鷺針樓
在家岩木屋中鹽津野一村瓜瓜瓜三
村村村村村村村村(兼)(兼)(兼)浦
原的場科三三耶

瓜生生生生六
瓜生生生生六
瓜生生生生六

山田大赤萬綾岩見川松慶
崎原木星力金澤頃前野德
村村村村村村村村村村
山北田花山田棚外小武佐
崎村部見内部木崎山藤藤
啓常又雅源藤秀善六武五
次吉市耶耶香耶平耶耶

第二十二區
元の慶德組

堂船本一藤板賢川上
山引木卷澤谷隅林
村村分村分村村村
宮佐山山渡田金川折
城藤内内邊中田市原笠
八善善富十重平三耶十
耶耶平耶耶耶次耶

大肝煎
佐藤伊三郎

宮中早撫村沼脊藤洲
古反稻木杉ノ戸澤谷
村村村分(兼)渡岩佐板關
物城十澤邊橋久東武善
江源風幸重三八東七四
甚次孫耶耶耶耶耶耶

大肝煎
手代木休意

眞新新大鑑能細舞宮堀慶
木宮尾澤召力谷臺在出德
村村田田村村村村村村東
高大大新江佐佐園添鹽瓜外
畑竹尾花野藤木川原生島
五茂周豐忠三豐豐直吉謙
八平伍七吾平次八多耶次

下新上鹽
小井遠川
出田田村
村(兼)花
見邊新
清十耶
平耶

第二十八區 元の鹽川組

下源堂下上
高太屋畑勝
額敷村村分
村村村

矢東馬東五
部條場條十
平左耕源嵐
吉吉喜耶平

第二十七區 元の熊倉組

常上上樟大
世利川前鹽
村村村村
大五岩穴
西規十木澤
源學嵐善勘
八太新九五
耶耶三耶耶

下別下上
窪符利江
村村川村
村村村

鈴佐花湯
木野見淺
次平清類
三內平吉
耶耶耶

大肝煎 東條 清倍

高太西上上東平布熊
木田中高勝中林流倉
村村明額村勝明村村下
村村村分村村村分

入手菅東高菅飯東伊
岡代沼條野沼鳥條藤
誠木多瀧盈直三四代定
一善多三多直四代七
耶內一耶耶八二大七

大肝煎 赤城 小太郎

金中檜下關
森ノ原川屋
村村村村
赤渡松山
城邊本部本
平邊新十周文
五耶勇耶伍內

豐七高土辻宮小
平木柳合目沼
分村村村村村
加渡高岩中安赤
藤邊橋本條藤城
十侶勝善又九英
五八見耶市耶吉

第二十六區 元の小沼組

關稻中大大天下一小
柴田付澤井岩ノ田付
村村村村村村村
伊坂關蓮富飯佐戸
藤內根沼山島々田
左宗藤友源島木專
一五與友重平吉次
耶耶次記耶香耶耶

第二十五區 元の小田付組

澁貝柴菅荒
井沼城井分
村村村村
東小荒遠武
條島井井藤藤
多忠伊久忠
一耶耶耶平耶

關下川屋
山本
渡部周文
松本新十
渡邊平五
赤城平五
金澤澤
漆澤澤
谷地分
館地分
本林村
獅子澤村

高橋廣
高橋和
岩本善十
五十嵐幸
五十嵐彦四
折笠源四
五十嵐彦四

大肝煎 物江 耕平

新井田谷地村
新明義
村岡庄香
清良香
遠藤庄藏
三浦順次
五十嵐帶八
遠藤孫七
小藤勇次

大肝煎 赤谷 勉三

第六天
吉田新
鈴木利
小池三
慶德與三
慶池三
泉分
沖村
第六天

新町 佐藤 又吉
 町島 小椛山 隆吉
 中 五十嵐 宗次
 北 窪 安部 寅吉
 長坂 新田 渡部 勝平
 逢澤 小椛 鈴木 小椛 次郎
 酸河 野村 鈴木 小椛 次郎
 大原 新田 菊地 榮次郎
 小水 澤分 (兼)磯谷 勇次郎
 萩窪 中村 藤周 吾次郎
 明野 本村 藤喜十郎
 曲淵 佐藤 喜十郎
 幸野 (兼)野矢 孫四郎
 關野 小椛山 秀三郎

第三十二區 元の川東組

戸ノ口 五十嵐 勝五郎
 袋新田 (兼)菅野 甚三郎
 布藤村 大瀨 榮七郎
 一澤村 喜多見 新吾
 本寺村 古川 武四郎
 大寺村下分 鈴木 瀨平

町堤崎 小椛山 隆吉
 土 五十嵐 宗次
 見 福 小椛山 隆吉
 瀨谷 渡部 慶次
 高森 小椛 佐藤 彦次
 小田 屋 秋山 啓三
 木地 小椛 佐藤 啓三
 白木 城 磯谷 繁作
 下津 館切 (兼)本多 山啓三
 東館 津村 渡部 周伍
 新屋敷 桑原 英四郎
 都澤 下村 渡部 萬五郎
 靈下 村 土屋 十五郎

大肝煎 小林 悌三郎

三本木 新田村 (兼)五十嵐 勝五郎
 土田 新田村 菅野 甚三郎
 源橋 村 鈴木 源八
 磨上新田 村 穴澤 甚十郎
 大寺村上分 菅沼 甚十郎

本町 鈴木 木源 久
 東谷地 (兼)矢森 新多
 南土田 星大 四郎
 谷地 阿部 豐吉
 堤崎 土屋 傳次
 西館 五十嵐 傳十
 入江 古川 次郎
 蜂屋敷 渡部 悅二
 烏帽子小屋 小林 喜四郎
 大在家 山内 幸四郎
 釜井 小林 喜惣次
 三城 二瓶 喜次郎
 五軒 宇南山 榮吾
 櫻川 土屋 宗七
 豐川 矢野 次郎

第三十一區 元の川西組

三橋 湯淺 源八
 上窪 平塚 周三郎
 深澤 大堀 周三郎
 田中 芳賀 勘次郎
 中屋敷 鈴木 友八郎
 松崎 鈴木 彦八郎
 上西蓮 鈴木 彦八郎

大肝煎 小林 古計

今和泉 矢森 新多
 北高野 秋山 武次
 嘉堂 觀丸 山四郎
 百貫 貫丸 山四郎
 島沼 田村 (兼)渡部 悦次
 牛沼 新田村 (兼)渡部 悦次
 相名 目川 部 悦次
 廻谷 地目 川 部 悦次
 東真行 木重 九郎
 西真行 木重 九郎
 南真行 木重 九郎
 新在家 鈴木 源三郎
 行津 村 (兼)鈴木 源三郎
 西久保 村 (兼)阿部 源三郎
 金澤 新田 村 (兼)五十嵐 源三郎

金川 石川 數馬
 竹屋 佐藤 庄次
 南屋敷 須田 七次
 上原 大堀 善七郎
 赤枝 遠藤 健三郎
 下西蓮 鈴木 悌三郎
 入倉 鈴木 悌三郎

楊枝村 土屋熊平
 金曲村 野矢金平
 小平村 (兼) 小檜山覺衛
 中目村 小檜山覺衛

第五十二區 元の北大谷組

大谷村 江太十郎
 西海村 (兼) 江太十郎
 大蘆村 (兼) 江太十郎
 赤岩村 高橋岩三郎
 八重窪村 (兼) 薄野善造
 戸中村 (兼) 上野善久
 高目村 長谷沼兵一
 三方村 唐橋新三郎

山邊村 關加一
 夷田新田村 (兼) 渡部英四郎
 松橋村 佐々木代七

大肝煎 高橋三十郎

黄栗村 (兼) 江太十郎
 利田村 小林幾十郎
 中山村 小江貞次郎
 井谷村 薄野善造
 橋屋村 上野善久
 漆窪村 長谷沼久七
 小土山村 長谷沼久七

大肝煎 宮城三平

吉田新田村 矢部豊多
 新町村 佐藤兵三
 下松村 (兼) 矢部豊多
 杉山村 佐藤直三
 瀧坂村 (兼) 高橋清十郎
 橋立村 (兼) 高橋清十郎
 新山村 (兼) 高橋新盛
 新山村 (兼) 高橋新盛

井岡村 (兼) 鈴木廣次
 道目村 (兼) 鈴木廣次
 向原村 (兼) 鈴木廣次
 川口村 (兼) 佐藤直三
 柴崎村 高橋清十郎
 滑澤村 高橋新盛
 原村 高橋新盛
 泥原村 (兼) 高橋新盛

平明村 薄太平
 眞ヶ澤村 (兼) 宮澤兵次
 大船澤村 宮澤兵次
 極入村 佐藤嘉久次
 梨平村 荒瀬藤吾
 鹽村 (兼) 鈴木廣次
 中ノ澤村 (兼) 三瓶勘七郎

明治五年三月従前の大肝煎年番肝煎年寄を廢し左の如く改まる

一區毎に戸長一人副戸長一人を置き一村毎に肝煎一人と外に百姓代を置くこと但し肝煎は小村ならは二三村を兼ねるものあるへし百姓代は必ず村毎に置き大村は二人三人迄は適宜に置くべきこと
 小荒井村は當分百姓代五人を置くこと

同年五月二十三日従前の戸長副戸長を廢し是迄の肝煎は戸長、百姓代は副戸長と改稱し自今長副共に官選のこととなる但し戸長は大村と雖も一人を過ぐ可らず小村は二三箇村を兼ねるもあるへし副戸長は毎村之を置き大村は二人三人までも置くこととなる

明治五年十一月十三日自今區毎に區長副區長を置き區内の事務を總轄せしめ公選入札のこととなる
 明治六年一月若松縣内を四大區九十七小區に改められ本郡は第四大區二十七小區となり大區毎に大區長一人小區毎に小區長一人一町一村毎に戸長一人副戸長一人事務の繁閑戸數の多きを置くこととなる
 今各小區の小區長名及管内村名を左に記す

第一小區 花見清平 (後) 栗村唯一郎 (又) 田邊新十郎

第二十三小區

渡部 虎一

第二十一小區

鈴木 瀨平

第二十小區

鈴木 彦吉 (後) 音羽 薫

右十九區は小荒井出張所の管轄に屬す

第十九小區

小沼村 吉澤村 宮目村 金子澤村 辻東常世村
七本木村 本林分 蘆平分 獅子澤村 東常世村
西常世村 中道地分

第十八小區

穴澤 勘五郎

第十七小區

坂内 和一郎 (後) 岩本 善重郎

熊倉村上分 熊倉村下分 三城目村 布流村 中里村
京出村 東中明村 中ノ目村 高柳村 館村
上勝村

第十一小區

倉田市 佐久

第十二小區

三浦 順次

第十三小區

赤谷 勉三

第十四小區

小池 新三郎 (後) 齋藤 傳平

第十五小區

馬場 耕記 (後) 東條 左代吉

第十六小區

五十嵐 彦四郎

五目村 根岸村 下谷地村 岩生村 上野村
百木田中村 中川原村 山岩尾村 岩尾村 牛在家村
野邊澤村 赤崎新田村

熱鹽村 栗生澤村 宇津野村 赤崎村 水澤村
日中村 黒川村 金谷村 大澤村 天井澤村

上岩崎村 中田付村 入田付村 大澤村 天井澤村
宮ノ前村 下岩崎村 關柴村

小田付村 澁井村 菅井村 稻村 上田村
下臺村 稻田村 新田谷地村

小荒井村 村松村 大荒井新田村 飯田分 坂井分
塚原村 太耶丸村 清次袋村 高吉村 泉分
北原新田 補五免分

上高額村四分 上高額村東分 下勝村 西中明村 堂畑村
下高額村 太田村 源太屋敷村 高木村 一ノ堰村

右八區は猪苗代出張所の管轄に屬す
 明治七年一月従前の大區長を區長總代小區長を區長と改稱せらる同八年五月より小區の改正行はれ
 每區に正副區長を置き區内中央の村方にて寺院或は小學校へ區扱所を設け事務を扱ふことゝなれり正
 副區長及其區域左の如し

第一小區

區長 鈴木英門
 副區長 田邊新十郎

(後又) 新城途信
 (後) 上野彦松

(後又) 井深宅右衛門

田邊藤吾

- 鹽川村
- 下川村
- 金川村
- 南屋敷村
- 落合村
- 貝沼村
- 柴城村
- 鹽川村
- 上江村
- 別符村
- 高木村
- 中屋敷村
- 入倉村
- 新井田谷地村
- 上遠田村
- 上窪村
- 深澤村
- 上原村
- 上西蓮村
- 第六天村
- 新井田村
- 下窪村
- 田中村
- 松崎村
- 下西蓮村
- 沖西蓮村
- 下利根川村
- 三橋村
- 竹屋村
- 赤枝村
- 下遠田分

第二小區

區長 新尾周吾

副區長 築瀬勝兵衛

- 慶徳村東分
- 岩澤村
- 鑑召村
- 新宮村
- 川前分
- 慶徳村西分
- 下三宮村
- 赤星村
- 山崎村
- 松野村
- 堀出新田村
- 大澤村
- 眞木村
- 宮在家村
- 能力村
- 大木村
- 新尾田村
- 見頃村
- 萬力村
- 田原村
- 舞臺田分

第二十三小區

星大四郎

- 蟹澤村
- 櫻川村
- 新在家村
- 東眞行村
- 南眞行村
- 五十軒村
- 大在家村
- 西眞行村
- 湯田澤新田
- 三本木新田村
- 袋新田村
- 釜井村
- 烏帽子小屋村
- 金澤新田村
- 行津村
- 土田新田村
- 三城瀉村
- 西久保村
- 嘉堂觀村
- 北高野村
- 入江村
- 堤崎村
- 相名目村

第二十四小區

小林恒三

- 猪苗代町
- 北窪村
- 今和泉村
- 東谷地村
- 見福村
- 猪苗代町
- 長坂新田村
- 町堤崎村
- 町島田村
- 土町

第二十五小區

鈴木小伴次

- 小田村
- 白木城村
- 酸川野村
- 木地小屋村
- 大原新田村

第二十六小區

阿部又吉

- 堀切村
- 下館村
- 荻窪村
- 水澤分
- 内野村
- 明戸村
- 白津村
- 東館村
- 幸野村
- 曲淵村
- 新屋敷村

第二十七小區

小檜山覺衛

- 關島村
- 中都澤村
- 金曲村
- 夷田新田村
- 小平瀉村
- 松橋村
- 中目村
- 靈下村
- 楊枝村
- 山瀉村

第八小區 區長 五十嵐彦四郎 副區長 渡部 侶八
 小沼村 吉澤村 高柳村 館村 上利根川村

第七小區 區長 樋口 萬吾 副區長 宇田 成一
 關屋村 下勝村 上高額村 堂畑村 下川前村

第六小區 區長 赤谷 勉三 副區長 武藤忠二郎
 小田付村 天井澤村 上松村 塚原村 荒分村 泉分村

赤崎新田村 栗生澤村 野邊澤村 野原村 中河原村 讓屋村
 吉志田村 熱鹽村 金山屋村 山岩尾村 高山村
 吉田村 赤崎村 水澤村 針生村 岩尾村 細谷村
 赤崎村 日中村 上野村 半在家村 五分一
 宇津野村 黑川村 百木田村

第五小區 區長 三浦 信六 副區長 鈴木 英門
 五目村 根岸村 下谷地村 鷺田村 上三宮村

第四小區 區長 三浦 順次 副區長 沼澤 七郎
 吉田新田村 井岡村 新町村 中澤村 小山村 小清水村 高橋村 宮野村 出戶村 道目村 吉田新田村

第三小區 區長 黑河 定内 (後) 眞部 喜貞 副區長 井深 藏人
 木曾村 小布瀬原村 洲谷澤村 板澤村 中反村 利田村 小土山村 本木村

廣野村 川吉新田村 河隅村 沼平村 堂山村 荻野村 大谷村 撫木村
 館原村 寺内村 藤澤村 一戸村 宮古村 西海枝村 三方村 大蘆村
 三山新田村 下谷村 早稻谷村 中山村 吹屋村 瀧ノ下村
 船岡村 上月林村 青尻村 船引村 赤岩村 黃那村 一那村

第九小區

長

土屋重郎

副部長

星

大四郎

中目村 金澤村 金森宮 東常世村 西常世村 中道地分
 蘆平村 獅子澤分 熊倉村上分 七本木村 本林村
 小平湯村 松橋村 中目村 西館村 入江村
 牛沼新田村 相名目村 廻谷地村 蜂屋敷村 嘉堂觀村
 南土田村 北高野村 谷地村 百目貫村 堤崎村
 島田村 大在家村 釜井村 烏帽子小屋村 東眞行村
 西眞行村 南眞行村 新在家村 三城湯村 行津村
 袋新田村 櫻川村 西窪村 蟹澤村 金澤新田村
 三本木新田村 戸口村 大寺村上分 大寺村下分 本寺村
 源橋村 磨上新田村 布藤村 一澤村 本寺町
 今和泉村 東谷地村 長坂新田村 瀧谷村 見福村
 北窪村 中町 土田新田村 五十間村 新町上分
 新町下分 土田新田村 町堤崎村 五十間村 新町上分
 山湯村 壺下村 楊枝村 關脇村 部澤村
 山湯村 壺下村 楊枝村 關脇村 部澤村
 金曲村四分 金曲村東分 夷田新田村 幸野村 新屋敷村
 曲淵村 内野村 白津村南分 白津村北分 下館村
 東館村 明戸村 堀切村 萩窪村 白木城村
 小田村 酸川野村 木地小屋村 大原新田村 水澤村

第十小區

長

小楡山覺衛

副部長

土屋重郎

は新に辭令を用ゐず其ま奉職することゝなれり明治九年十二月從來の大小區を廢し舊若松縣管内を七區とし町村には用係什長を置き町村の事務を取扱はしむ各區所轄及各町村用係を左に擧ぐ

第十二區

金橋村 湯澤源八 中屋澤村 湯澤源八
 大谷村 遠藤健三郎 赤枝村 遠藤健三郎
 磐梯村 鈴木源七郎 更科村 穴澤平覺
 翁澤村 五十嵐順吾 磐根村 土屋庫二
 三ツ和村 渡部源十郎 千代田村 星屋繁多
 長田村 小林喜惣次 磐里村 丸山源三郎
 堅田村 鈴木重耶次 猪苗代町 鈴木源久
 磐瀨村 五十嵐藤次郎 磐小松村 小楡山隆吉
 西館村 五十嵐傳十 磐苗保村 佐々木代七
 川養村 鈴木藤三郎 若宮村 鈴木小伴次
 壺楊村 小楡山秀三 八幡村 野山孫四郎
 關都村 六角久平 金田村 秋山啓三
 山湯村 關加一平 野矢金平

第十三區

遠田村 花見清八郎 新江木村 新明義八
 小府根村 三浦順次 吉沖村 三浦順次
 天沼村 三橋文次郎 荒井虎八

- 一 猪苗代町 磐保村 猪苗代町 磐瀨村 磐里村
- 一 役場所在地
- 一 若宮村 戸長 鈴木 源 久
- 一 重養村 戸長 鈴木 小伴 次
- 一 三郷村 戸長 白井 善 四郎

明治十二年一月區會所制を廢し郡役所を置き郡治を統轄し町村は一村或は數村聯合して五十八の戸長役場を設け戸長用係を置き部落には世話掛始め保長と稱せりを置きて村治を行ふことゝなれり

第十四區

高陽根村	大綱木村	笹川村	豐島村	三河村	飯根村	熊倉村	三吉村	常世村	五合村	檜原村	豐蘆村	平林村	彌屋村
三瓶勘七郎	荒海藤吾	武藤市郎	武藤覺平	上野義次	佐藤伊平	物江耕平	大堀源吾	木村與三郎	須田七次郎	相原萬五郎	菊地十郎	飯島孝太郎	物江耕平
飯澤村	飯里村	豐洲村	元島村	富士村	富士村	都新合村	雄國村	下柴村	源太屋敷村	三津井村	大鹽村	菊地十郎	物江耕平
五十嵐豐次	岩橋一太郎	高橋清十郎	矢部豐多	長谷沼兵次	長谷沼兵次	物江耕平	赤城平五郎	折笠源八郎	飯島孝太郎	東條左代吉	菊地十郎	物江耕平	物江耕平

西堂勝村	高堂太村	櫃野村	一井方町	喜多方村	村松村	宮津部村	澤部村	米岡村	三和田村	相田村	三谷村	早稻谷村	朝倉村	揚津村	蓬萊村	木幡村	小舟寺村	山科村	吉川村	會知村	太田村	鹽川村
東條源四郎	東條左代吉	五十嵐帶八	東部平八郎	矢部常三郎	佐藤友吉	遠藤庄象	荒井虎八郎	三浦六郎	菅井千代吉	小林作衛	村岡重吉	五十嵐孫作	田中平三郎	高橋三太郎	宮城源次郎	折笠茂平	眞部喜貞	井深藏人	大八木市郎	田部藤吾	田部平馬	三浦順次
北山七郎	上高額村	關柴村	入田付村	關本與次平	大飯坂村	米室村	大室村	上三宮村	宮川村	山田村	山見山村	加納木村	一ノ木村	相川村	上郷村	磐見村	一川村	山都村	豐岡村	松舞家村	四奈川村	新井田谷地村
坂内七郎	高野盈太郎	飯島孝太郎	三浦恒八郎	五十嵐彌六郎	長澤勸四郎	五十嵐悌次	富山悌民	高原平藏	横山源吾	庄司英喜	山口昌平	山内善十郎	山口富平	物江茂七	橋谷田悦次	大塚源吉	齋藤與一	井深藏人	井深藏人	山瀬兵衛	山内源五郎	新明義八

一 加納村	米岡村
一 宮川村	關柴村 下柴村 平林村
一 役場所在地	戶長 飯島孝太郎
一 三吉村	戶長 折笠源八
一 役場所在地	雄國村
一 北山村	戶長 相原萬五郎
一 大鹽村	戶長 五十嵐新三
一 役場所在地	都村 熊倉村 關屋村
一 熊倉村	戶長 物江耕平
一 一井村	源太屋敷村 高堂太村 新井田谷地村
一 役場所在地	戶長 田部平馬
一 豐蘆村	三津井村 西勝村 上高額村
一 役場所在地	戶長 東中條恒三
一 五合村	中屋村 常世村
一 役場所在地	戶長 菊地十吉郎
一 五合村	戶長 須田七次郎
一 熊倉村	都村 關屋村
一 役場所在地	(後)木村與三郎
一 大鹽村	戶長 五十嵐新三
一 檜原村	戶長 相原萬五郎
一 北山村	戶長 岩本善十郎
一 新合村	雄國村
一 役場所在地	新合村
一 三吉村	戶長 折笠源八
一 下柴村	關柴村 下柴村 平林村
一 役場所在地	戶長 飯島孝太郎
一 宮川村	戶長 原島平藏
一 加納村	(後)遠藤藤信清

一 川桁村	八幡村
一 役場所在地	戶長 野矢孫四郎
一 金田村	關部村 中小松村
一 役場所在地	戶長 野矢金平
一 壺楊村	山瀉村
一 役場所在地	壺楊村 戶長 關加一郎
一 千代田村	西館村 堅田村
一 役場所在地	千代田村 戶長 星大四郎
一 三ツ和村	長田村 三ツ和村
一 役場所在地	戶長 小林喜惣次
一 磐根村	翁澤村 磐根村
一 役場所在地	戶長 土屋庫二
一 更科村	戶長 穴澤平覺
一 磐梯村	戶長 小野榮吉
一 大谷村	赤枝村 天谷村
一 役場所在地	戶長 鈴木彦吉
一 鹽川村	窪村 小符根村 金桶村
一 遠田村	新江木村 鹽川村
一 役場所在地	戶長 角田儀三郎
一 會知村	天沼村 吉沖村
一 役場所在地	會知村 戶長 荒井文洞
一 米室村	澤部村
一 役場所在地	(後)佐野平

(後)三橋文次郎

(後)佐野平

(後)三橋文次郎

役場所在地	加納村	戸長	山口昌平	
上三宮村	三谷村	吉川村	戸長	山口昌平
役場所在地	上三宮村	戸長	大八木市郎	
喜多方町	村松村	戸長	安瀬敬藏	
役場所在地	喜多方町	戸長	安瀬敬藏	
鳥見山村	大都村	戸長	富山悌次	
役場所在地	鳥見山村	戸長	富山悌次	
入田付村	宮津村	戸長	三浦恒八	
檀野村	宮津村	戸長	三浦恒八	
役場所在地	檀野村	戸長	遠藤庄象	
熱鹽村	山田村	相田村	戸長	菅井千代吉
役場所在地	熱鹽村	相田村	戸長	菅井千代吉
松舞家村	大飯坂村	松舞家村	戸長	長澤勘四郎
役場所在地	大飯坂村	松舞家村	戸長	長澤勘四郎
一川村	小舟寺村	相川村	戸長	大塚源吉
朝倉村	一ノ木村	早稻谷村	戸長	眞部喜貞
蓬萊村	磐見村	場津村	戸長	高橋倉吉
唐橋新三郎	唐橋新三郎	唐橋新三郎	戸長	唐橋新三郎
宮城八郎	宮城八郎	宮城八郎	戸長	宮城八郎
五十嵐久次	五十嵐久次	五十嵐久次	戸長	五十嵐久次
田中平三郎	田中平三郎	田中平三郎	戸長	田中平三郎
高橋倉吉	高橋倉吉	高橋倉吉	戸長	高橋倉吉
眞部喜貞	眞部喜貞	眞部喜貞	戸長	眞部喜貞
大塚源吉	大塚源吉	大塚源吉	戸長	大塚源吉
菅井千代吉	菅井千代吉	菅井千代吉	戸長	菅井千代吉
遠藤庄象	遠藤庄象	遠藤庄象	戸長	遠藤庄象
三浦恒八	三浦恒八	三浦恒八	戸長	三浦恒八
富山悌次	富山悌次	富山悌次	戸長	富山悌次
安瀬敬藏	安瀬敬藏	安瀬敬藏	戸長	安瀬敬藏
大八木市郎	大八木市郎	大八木市郎	戸長	大八木市郎
吉川村	吉川村	吉川村	戸長	吉川村
三谷村	三谷村	三谷村	戸長	三谷村
加納村	加納村	加納村	戸長	加納村

明治十六年四月更に村治區域を改正し郡内二町百四箇村を十二戸長役場となし官選戸長を置くに至れり其名稱位置及所轄等左の如し但し名稱は始め何町村組戸長役場といひしか同十七年十月より何町村外何箇村戸長役場と稱せり

上郷村	戸長	橋谷田悦次		
山都村	戸長	佐藤樹八		
木幡村	戸長	折笠茂平次		
豐岡村	山科村	戸長	外島謙次	
役場所在地	豐岡村	戸長	外島謙次	
富士村	戸長	長谷沼兵次		
三河村	戸長	上野善次		
豐洲村	戸長	高橋清十郎		
笹川村	戸長	武藤一郎平		
豐島村	元島村	戸長	武藤一郎平	
役場所在地	豐島村	戸長	武藤一郎平	
飯里村	飯澤村	飯里村	戸長	矢部豐多
役場所在地	飯澤村	飯里村	戸長	矢部豐多
高陽根村	戸長	岩橋一太郎		
飯根村	戸長	三瓶吉太郎		
大綱木村	戸長	佐藤伊平		
荒海藤吾	戸長	荒海藤吾		

喜多方町外十九箇村戸長役場
 所轄 喜多方町 村松村 鳥見山村 大飯坂村 松舞家村
 豐岡村 新宮村 山科村 澤部村 米室村

今町村制實施以來の町村長を擧ぐれば左の如し

町 村 長

○印ハ有給

町村名	在職期間及氏名	在職期間及氏名	在職期間及氏名	在職期間及氏名
喜多方町	自明治二十二年七月至同二十六年七月 土屋重耶	自明治二十六年十月至同三十年十二月 原平藏	自大正六年十二月至同十二年十二月 代理臨時 善九耶	自明治三十五年七月至同四十一年二月 瓜生代吉
松山村	自明治二十二年七月至同二十六年七月 庄司小次郎	自明治二十六年十二月至同三十年十二月 五十嵐成治	自明治三十五年七月至同四十一年二月 佐藤喜十郎	自明治四十一年二月至同四十四年六月 田中盛雄
上三宮村	自明治三十二年七月至同三十四年七月 手代木逸平	自明治三十四年九月至同三十八年九月 蓮沼常次郎	自明治三十八年九月至同四十二年九月 大八木市耶	自明治四十二年九月至同四十四年九月 眞田實長
	代理臨時 澤久八	芥川忠太郎		自大正四年六月 蓮藤平多

月輪村	千輪村	翁島村	山都村	木幡村	相川村	朝倉村	新郷村	奥川村
役場	役場	役場	役場	役場	役場	役場	役場	役場
大字關都	大字千代田	大字三ツ和	山都村字木曾	相川村字植現平	大字笹川	大字飯里	大字飯里	大字飯里
十里十八町	八里四町	七里二十町	三里十六町	二里二十町	六里三十町	七里三十町	七里三十町	七里三十町
佐々木佐三	小林兵一	二瓶蓮三郎	齋藤定吉	二瓶喜代八	長谷沼久次	三瓶代次郎		
			代理臨時					

名	稱	所在地	郡役所距離	現町村長名
喜多方町	役場	大字新村	十九町	風間善九郎
松山村	役場	大字上三宮	三十四町	芥川忠多郎
上三宮村	役場	大字加納	一里二十三町	渡部彦多
加納村	役場	大字相田	二里九町	遠藤次八
熱鹽村	役場	大字宮津	二里八町十七間	佐原峯吉
岩月村	役場	大字平林	二十三町	飯島源太
關柴村	役場	大字北山	一里十五町	加藤熊吉
北山村	役場	大字北山	一里二十一町	佐々木小三郎
熊倉村	役場	大字米室	二十四町	前田耕作
豐川村	役場	大字豐岡	一里十四町	北村晋一
慶徳村	役場	大字四奈川	一里十九町	芳賀平吉
鹽川村	役場	大字中屋澤	二里十二町	穴澤勝次
姥堂村	役場	大字磐梯	五里八町	清水悌五郎
猪苗代町	役場	大字古城町	七里二十八町	一ノ瀬勝次
保苗代町	役場	大字飯里	十里七町	
吾妻村	役場	大字飯里	九里二十町	
長瀬村	役場	大字飯里	九里二十町	

第八節 條例規則
一 現時ノ郡規程

町村名	在職期間及氏名	在職期間及氏名	在職期間及氏名	在職期間及氏名
奧川村	自大正二年六月 ○矢部 豐多 三瓶代次郎	○宮城 三二	○五十嵐 豐夫	○矢部 理左衛門 ○宮城 三二
新郷村	自明治二十二年七月 ○早川 宇門 五十嵐 卯之吉	○望月 辨次郎 武藤 虎一	自明治三十七年七月 北 部 備 吉 高橋 研伍	自明治三十四年八月 長谷沼 兵次 長谷沼 久次
相川村外三箇村組合	自明治二十二年七月 唐橋 左源次	岩橋 幸吉	五十嵐 信榮	自大正元年八月 二瓶 喜代八
山部村外三箇村組合	自明治二十二年七月 佐藤 玄孝 自大正三年二月 代理折登 豐四郎	真部 喜一 代理齋藤 定吉	○神田 正和	○齋藤 藤三郎 代理齋藤 清香
自大正二年四月 二瓶 蓮三郎				

町村名	在職期間及氏名	在職期間及氏名	在職期間及氏名	在職期間及氏名
猪苗代町外二箇村組合	自明治二十六年七月 ○阪 武 自大正四年八月 清水 悌五郎	自明治二十六年八月 ○五十嵐 藤次	自明治三十七年八月 ○小林 新平	自明治三十七年四月 ○阪 武 自大正二年七月 ○武藤 平學
吾妻村	自明治三十二年七月 ○一ノ瀬 金次郎 自明治三十四年四月 ○渡邊 留四郎	自明治三十八年七月 ○磯谷 勇次 自大正五年八月 ○山田 末吉	自明治三十九年三月 ○一ノ瀬 勝次 自大正五年八月 ○一ノ瀬 勝次	自明治三十九年三月 代理高久 與市 ○阿部 又吉
長瀬村	自明治二十六年八月 ○五十嵐 藤次	自明治三十四年五月 阿部 又吉	自明治三十四年五月 原田 豐己	
月輪村	自明治二十六年七月 ○野矢 金兵衛	自明治三十四年七月 土屋 重郎	自明治三十八年七月 野矢 竹太郎	自大正二年七月 代理阪 武 自大正五年三月 佐々木 佐三
千里村	自大正四年六月 ○星 繁多 小林 兵一	○丸山 源三郎	○星 繁多 ○土屋 傳吾	自大正四年六月 代理小林 兵一
翁島村	自明治二十二年七月 小林 喜總次	自明治三十四年三月 佐藤 覺彌	自明治三十九年五月 小林 喜總次	自明治四十二年三月 宇南山 重郎 五十嵐 勝司

一 耶麻郡會議事規則

第一章 總則

明治三十一年一月十二日許可
大正五年三月三日許可第一條第二項追加

第一條 議員ノ議席ハ毎改選期ニ於テ抽籤ヲ以テ其ノ席次ヲ定メ番號ヲ付ス補闕員ハ前任者ノ席ニ就カシム

郡制第三十六條ニ依ル假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス同年月生ノ年長議員二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但 抽籤ハ郡長之ヲ行フ

第二條 會議中ハ議員互ニ姓名ヲ稱セシム其ノ番號ヲ用フヘシ

第三條 議事規則ノ疑義又ハ議場内秩序ノ問題其ノ他議事以外ニ起リタル總テノ件ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

第二章 開議及散會

第四條 會議ハ午前第九時ニ始メ午後第三時ニ終ル但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

第五條 議事ハ議長諸般ノ報告ヲ爲シタル後會議ヲ開クコトヲ宣告ス其ノ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ス

第六條 議長散會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ發言スルコトヲ得ス

第三章 建議及勸議

第七條 議員ニ於テ建議セントスルトキハ口頭若ハ文案ヲ具ヘ議員三名以上ノ同意ヲ以テ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第八條 此ノ規則ニ於テ特ニ規定シタル場合ヲ除クノ外總テ勸議ハ二人以上ノ贊成者ヲ待テ議題ト爲スヘシ

第四章 讀會

第九條 議事ハ第一讀會第二讀會第三讀會ノ順序ニ依テ決ス

議案ノ性質ニ依リ便宜前項ノ順序ヲ省略セントスルトキハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

議長ハ每會ノ初ニ於テ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ但シ議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

第十條 第一讀會ニ於テハ郡長若ハ特ニ郡長ノ委任ヲ受ケタル郡吏員又ハ發議者其ノ趣旨ヲ辯明スルコトヲ得

議員ハ議案ニ對シ疑義アルトキハ郡長若ハ郡長ノ委任ヲ受ケタル郡吏員又ハ發議者ニ辯明ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ若委員ニ付託シタルトキハ其ノ報告ヲ待テ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

第十二條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條審議シテ之ヲ決スヘシ

第十三條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ勸議ヲ提出スルコトヲ得

第十四條 委員ノ報告ハ賛成ヲ待タスシテ議題ト爲スヘシ
 第十五條 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得
 但シ議員異議ヲ提出スルモノアルトキハ其ノ賛成者アルヲ待テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ
 第十六條 第三讀會ニ於テハ第二讀會ノ決議ヲ以テ議案ト爲ス
 第十七條 第三讀會ニ於テハ議案全體ニ付議決スヘシ本會ニ於テノ動議ハ三名以上ノ賛成者アルヲ待
 テ議題ト爲ス

第五章 討 論

第十八條 發言セント欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ自己ノ番號ヲ告ケ議長其ノ議員ノ番號ヲ呼フヲ
 待テ發言スヘシ若二人以上發言ヲ求ムルトキハ議長其ノ發言ノ前後ニ依リ之ヲ許シ同時ノ發言ナル
 トキハ議長ノ指定スル所ニ依ル
 第十九條 討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ス
 第二十條 議長ハ討論ノ終結ヲ宣告ス
 第二十一條 發言者未タ盡キスト雖議員ハ討論終結ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ議長
 ハ會議ニ諮ヒ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ

第六章 修 正

第二十二條 議案ニ對スル修正ノ動議ハ口頭ヲ以テ陳述シ又ハ案ヲ具ヘテ議長ニ提出スルコトヲ得
 第二十三條 議員ノ提出シタル修正案ハ委員ノ提出シタル修正案ニ先チテ決ヲ探ルヘシ

第二十四條 動議ハ原案ニ先チテ其ノ可否ヲ決ス同一ノ議題ニ付數箇ノ修正動議アル場合ニ於テハ議
 長表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最モ遠キモノヨリ先ニス若シ議員異議アルトキハ其ノ賛成者
 アルヲ待テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ
 第二十五條 修正動議ノ否決セラレタルモノハ其ノ讀會ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
 第二十六條 修正案原案共ニ過半數ノ賛成ヲ得サルトキハ議長ハ直ニ原案ニ就テ再議セシメ尙過半數
 ヲ得サル場合ニ於テハ特ニ委員ヲシテ其ノ案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

第七章 表 決

第二十七條 表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ表決ニ加ハルコトヲ得ス
 第二十八條 議長表決セントスルトキハ問題ヲ會議ニ宣告スヘシ但シ宣告シタル後ハ何人モ發言スル
 コトヲ得ス
 第二十九條 議長表決セントスルトキハ起立記名若ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ爲サシム
 第三十條 議案朗讀ノ後暫クシテ發言者ナキトキハ議長ハ全會認可ト看做シ之ヲ宣告スルコトヲ得
 第三十一條 議長ハ表決ノ場合ニ於テ書記ヲシテ可否ノ數ヲ計算セシムルコトアルヘシ

第八章 委 員

第三十二條 議長ノ意見若ハ議員二名以上ノ要求ニ依リ議案報告書又ハ修正案建議案等調査ノ爲會議
 ノ議決ヲ以テ特ニ委員ヲ設ケ之ニ付託スルコトヲ得
 第三十三條 委員ハ會議ノ議決ニ依リ議長之ヲ指名シ又ハ議員ヲシテ之ヲ選舉セシム委員ノ員數ハ三

名以上トシ總テ奇數ヲ用フヘシ
第三十四條 委員ノ意見ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス若シ過半數ヲ得サルトキハ最多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十五條 委員調査ノ事件ニ關シ發案者若ハ動議者ハ該會ニ列シ其ノ趣旨ヲ辯明スルコトヲ得

第九章 會議 錄

第三十六條 會議錄ハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 開會閉會ニ關スル事項
- 二 開會中止及散會ノ月日時
- 三 出席議員ノ氏名
- 四 議長及委員報告ノ件
- 五 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 六 議題トナリタル發議動議建議及發題者ノ氏名
- 七 決議ノ事件
- 八 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 九 其ノ他會議ニ於テ必要ト認メタル事項

第十章 議 場 內 秩 序

第三十七條 會議ノ終始若ハ中止休憩等ノ場合議長ハ書記ヲシテ擊柝セシム

第三十八條 他人ノ辯論中狼リニ發言ノ權ヲ求メ若ハ議事中議員相私語シ又ハ贊否ノ聲ヲ發シ其ノ他

總テ議事ヲ妨クル舉動ヲ爲スヘカラス

第三十九條 議事中ハ參考ノ爲メニスルモノヲ除クノ外總テ書類ヲ閱讀スヘカラス

第四十條 議事中ハ吸煙スヘカラス

第四十一條 議事中議員退席スルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ遲參ノ議員著席スルトキモ亦同シ

第十一章 雜 則

第四十二條 議員闕席スルトキハ開議時間ニ先チテ其ノ事由ヲ議長ニ届出ツヘシ

第四十三條 議員此ノ規則ヲ改正セントスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ五名以上ノ贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

二 耶麻郡會傍聽人取締規則 明治三十一年二月十二日許可

第一條 郡會ヲ傍聽セントスル者ハ受付ニ氏名ヲ通シ傍聽牌ヲ受ケ其ノ指示ムル所ノ席ニ就クヘシ

第二條 傍聽人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

- 一 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 二 戒器兎器及傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 三 飲食又ハ吸煙スヘカラス
- 四 談話私語シテ議事ノ妨ヲ爲スヘカラス
- 五 議員ノ言語ニ對シ贊否ノ聲ヲ發スヘカラス

- 第三條 風癩白痴又ハ酩酊シタルモノハ傍聽席ニ入ルヲ許サス
- 第四條 議場ニ侵入シ若ハ議員ニ對シ談話スルコトヲ許サス
- 第五條 傍聽人ヲ退場セシムルトキハ議長ハ書記ヲシテ之ヲ執行セシム
- 第六條 議場ノ都合ニ依リ其ノ人員ヲ制限スルコトアルヘシ
- 第七條 傍聽人此ノ規則ニ違背シタル者ハ退場ヲ命ス

三 耶麻郡參事會委任事項

明治三十二年十一月二十八日議決

郡制第二十條ニ依リ左ノ事項ヲ郡參事會ニ委任スルモノトス

- 一 郡ノ費用ヲ以テ支辨スル土木事業ニ對シ臨時寄附ノ金員土地物件等採納ノ事
- 二 臨時寄附金ニ關スル歳入歳出豫算ヲ定ムル事
- 三 法律勅令ノ結果ニ依リ豫算ノ更正ヲ爲ス事
- 四 豫算外歳入ノ超過金アルトキハ其ノ金額ニ對スル歳入科目ヲ設クル事
- 五 土木事業ニシテ年度内ニ竣工シ難キモノアルトキハ更ニ翌年度ノ事業トシ其ノ豫算ヲ定ムル事
- 六 軌道條例ニ依リ郡費支辨ニ關スル道路ニ馬車鐵道敷設出願ニ對シ意見ヲ答申スル事
- 七 郡費用ヲ以テ支辨スル土木事業ニ對シ縣稅補助申請ノ豫算ヲ定ムル事
- 八 郡費支辨ニ屬スル道路ニ電柱建設許可ノ事

四 耶麻郡會議員並名譽職參事會費用辨償額及給與規程

明治四十五年二月十三日改正許可
大正五年四月十二日許可第二條第五條第六條中改正

- 第一條 郡會議員及名譽職參事會員ニ支給スル費用辨償ハ手當及旅費ノ二種トス
- 第二條 手當ハ年額日額ニ區別シ別表定ムル所ニ從ヒ之ヲ支給ス
- 第三條 議長及會議錄署名議員郡會閉會後執務ヲ要スル場合ハ一日金貳圓五拾錢ヲ支給ス
- 第四條 年額手當ハ其ノ年ノ通常會ニ出席セサルトキハ支給セス
- 第五條 年額手當ハ其ノ十分ノ八ハ通常會ノ終ニ其ノ十分ノ二ハ年度ノ終ニ於テ左ノ區分ニ依リ之ヲ支給ス

- 一 出席日數開會日數ノ半以上ノ者ニハ全額
- 二 出席日數開會日數ノ半未滿ノ者ニハ半額

日額手當ハ郡參事會ノ終ニ於テ出席日數ニ應シ其ノ都度之ヲ支給ス但シ郡會開會中ハ之ヲ支給セス

第六條 郡制第六十二條ニ依リ臨時ニ補充シタル名譽職參事會員ニハ其ノ參會シタル日數ニ應シ日額手當金貳圓五拾錢ヲ其ノ都度支給ス但シ郡會開會中ハ本文ノ手當ヲ支給セス

第七條 就職退職ノ場合ニ於ケル年額手當ノ計算ハ月割トシ其ノ方法左ノ如シ

- 一 新ニ就職シタル者ニハ其ノ翌月ヨリ支給ス但シ其ノ月ノ會議ニ出席シタルトキハ其ノ當月分ヨリ支給ス

- 二 退職失職辭職死亡ノ場合ニ於テハ其ノ當月分迄ヲ支給ス
- 三 議長又ハ副議長ニ當選シタルトキハ其ノ前月迄ハ議員ノ定額ニ依リ其ノ當選ノ月ヨリ議長又ハ

副議長ノ定額ニ依ル

- 四 議長副議長退任シタルトキハ其ノ當月分迄ハ前任ノ額ニ依リ翌月ヨリハ議員ノ定額ニ依ル
- 第八條 旅費ハ當選區ノ何地タルヲ問ハス其ノ住居地ヨリ順路ニ依リ別表定ムル所ニ從ヒ之ヲ支給ス
- 一 鐵道旅行ニハ哩數ニ應シ汽車賃ヲ陸路旅行ニハ里數ニ應シ車馬賃ヲ支給ス但シ片道一哩又ハ一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ
- 二 日當ハ片道三里以上汽車二十四哩以上ノ者ニハ往復各一日分片道一里半以上汽車十二哩以上ノ者ニハ其ノ半額ヲ給シ片道一里半未滿汽車十二哩未滿ハ日當ヲ支給セム
- 三 旅行ニシテ陸路鐵道ニ互ルトキハ鑄道ハ八哩ヲ以テ陸路一里ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

手當

職名	年額手當	名譽職參事會員日額手當
議長	金 五十圓	金 二圓五十錢
副議長	金 四十圓	
議員	金 三十五圓	

旅費

日當一日ニ付	車馬賃一里ニ付	汽車賃一哩ニ付
金 二圓	金 二十錢	金 三錢

五 耶麻郡費特別分賦法

明治三十六年二月三日許可

分賦額ハ百分ノ二十ヲ其ノ豫算ニ屬スル前年十月一日現在戸數課戸數ニ百分ノ八十ヲ前々年度ニ於ケル各町村ノ直接國稅縣稅ノ徵收額ニ割合分賦スルモノトス

六 耶麻郡各町村分賦額納期

- 第一期 五月二十日
- 第二期 七月二十日
- 第三期 九月二十日
- 第四期 十一月二十日
- 第五期 十二月二十日
- 第六期 一月二十日

七 耶麻郡基本財産増殖管理方法

明治三十六年二月二十一日議決

- 第一條 本部ハ基本財産トシテ在來積立基本金ノ外仍明治三十七年度ヨリ向フ五十箇年間毎年金六百萬圓以上ヲ積立ツルモノトス但シ積立金額ハ其ノ年度ノ豫算ニ編入ス
- 第二條 凶歲ニ遭遇シ之カ自擔ニ堪ヘスト認ムルトキハ郡會ノ決議ヲ經テ前項ノ積立ヲ停止スルコトヲ得但シ停止年限ハ遞次線下クルモノトス
- 第三條 基本財産ハ特別會計トシテ整理シ公債若ハ有價證券ヲ買入レ増殖ヲ圖ルモノトス但シ本條買入ノ時期ニ於テ多少ノ日時アルトキ又ハ買入ノ端金アルトキハ之ヲ銀行又ハ遞信省貯金預ケトシテ利殖ヲ圖ルモノトス
- 第四條 基本財産ヨリ生スル收益ハ基本財産ニ編入スルモノトス

八 耶麻郡吏員設置規程

明治三十九年三月十九日改正許可
大正六年三月同

第一條 郡制第六十三條ニ依リ郡有財産ノ管理及土木事務ニ從事セシムル爲有給郡吏員二名ヲ置ク

第二條 郡吏員ノ月俸ヲ別テ十級トシ其ノ金額ヲ定ムル左表ノ如シ但シ一級俸ヲ給與シタル後滿三箇年以上ヲ過キ特ニ功勞アルモノハ月俸四拾圓迄支給スルコトヲ得

一級	三十五圓
二級	三十三圓
三級	三十圓
四級	二十八圓
五級	二十五圓
六級	二十三圓
七級	二十圓
八級	十七圓
九級	十五圓
十級	十三圓

第三條 俸給支給ノ方法ハ判任官俸給令及文官俸給支給細則ノ例ニ依ル

九 耶麻郡吏員旅費支給規程

大正四年四月改正

第一條 郡吏員ニ支給スヘキ旅費額左ノ如シ

鐵道賃		郡内		郡外		縣外及出縣	
一哩ニ付	車馬賃	宿泊料	一日ニ當	車馬賃	宿泊料	一日ニ當	車馬賃
金三錢	一里ニ付	一泊ニ付	金五十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金六十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付

第二條 前條旅費支給方法ハ明治四十三年勅令第二百七十四號内國旅費規則ヲ準用ス

一〇 耶麻郡農業技手旅費支給規程

大正四年四月改正

第一條 郡農業技手ニ支給スヘキ旅費額左ノ如シ

鐵道賃		郡内		郡外		縣外及出縣	
一哩ニ付	車馬賃	宿泊料	一日ニ當	車馬賃	宿泊料	一日ニ當	車馬賃
金三錢	一里ニ付	一泊ニ付	金五十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金六十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付
金三錢	一哩ニ付	一日ニ當	金二十錢	一里ニ付	一泊ニ付	金二十錢	一里ニ付
金十二錢	一里ニ付	一泊ニ付	金一圓	一泊ニ付	一日ニ當	金六十錢	一日ニ當
金八十錢	一泊ニ付	一日ニ付	金六十錢	一日ニ當	車馬賃	一里ニ付	一泊ニ付

第二條 前條旅費支給方法ハ明治四十三年勅令第二百七十四號内國旅費規則ヲ準用ス

一一 耶麻郡吏員退職給與金及遺族扶助料規程

明治四十五年三月十二日許可郡告示第一〇號

第一條 郡制第六十三條ニ依リ設置シタル有給郡吏員ノ退職給與金及遺族扶助料ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 退職料退職給與金及遺族扶助料ノ支給法ハ退職料ニ就テハ官吏恩給法、退職給與金ニ就テハ官吏退官賜金ニ關スル規程遺族扶助料ニ就テハ官吏遺族扶助法ヲ準用ス

第三條 官吏恩給法第二條ノ期間ハ勤績タルコトヲ要ス

第四條 第二條ノ給與ハ權利者ノ請求ニ基キ郡長之ヲ裁定ス

第五條 有給郡吏員ハ其ノ俸給百分ノ一ヲ郡ニ納付スヘシ但シ兼職ノ爲受クル給料ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 本規程施行以前ヨリ引續キ在職セル有給郡吏員ノ在職年數ハ本規程ニ依ル在職年數ニ通算ス

第七條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 明治三十五年四月五日設定ノ有給郡吏員退職給與並ニ退職料支給規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

一二 耶麻郡吏員退職給與金及遺族扶助料規程施行細則

大正二年三月十一日郡告示第一〇號

第一條 郡吏員退隱料退職給與金及遺族扶助料規程ニ依リ支給ヲ受クヘキ者ハ事由ヲ詳記シタル申請書ヲ郡長ニ提出スヘシ

第二條 前條ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 在職中ノ履歷書
- 二 戶籍謄本

三 官吏恩給法第二條第二號第三條第六條及官吏遺族扶助法第四條第二項ヲ準用スル場合ニ於テハ醫師ノ診斷證書及傷痍若ハ疾病ノ公務ニ起因スル事實ヲ證明スヘキ現認證書又ハ公文書ノ寫若ハ口供書

官吏遺族扶助法第十一條及第十五條ヲ準用スル場合ニ於テ癡疾若ハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル者ニ付テハ其ノ事實ヲ證スヘキ醫師ノ診斷證書官吏遺族扶助法第一條第一號第二號及第十七條ニ當ル者アリタルトキハ本廳ヨリ死者ノ履歷書ヲ其ノ遺族ニ下付スヘシ

遺族扶助料及扶助金ノ申請書ニハ親族親族トキハハ隣佑月主二名連署シ及市町村長ノ與印ヲ要ス但シ特別ノ理由ニ依リ二名以上ノ連署ヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ詳記スヘシ

遺族扶助料又ハ扶助料轉給ノ申請ニハ第一項ノ履歷書ニ換フルニ前者ノ退隱證書扶助料證書ヲ以テスヘシ

第三條 第一條ノ申請アリタルトキハ之ヲ查覈シ其ノ理由相當ト認ムルトキハ退隱料又ハ遺族扶助料ハ證書ヲ作り之ヲ交付シ一時ノ支給ニ係ルモノハ辭令書ヲ交付ス但シ扶助料ヲ受クル者公權停止スヘシ

止中其ノ轉給ヲ受クヘキ者ニハ證書裏面ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ證シ別ニ證書ヲ交付セス前項請求ノ理由ナシト認ムタルトキハ其ノ理由ヲ示シテ之ヲ却下ス

第四條 郡長ニ於テ前條請求ノ查覈上必要アリト認ムルトキハ隨時醫師ヲシテ診斷セシムルコトアルヘシ

第五條 退隱料遺族扶助料ハ其ノ年額ヲ四分シ四月、七月、十月、一月ニ於テ其前三箇月分ヲ支給ス但シ權利消滅若ハ停止ノトキハ其ノ際之ヲ支給ス
退職給與金及扶助金ハ其ノ時々之ヲ支給ス

第六條 退隱料遺族扶助料ノ支給ヲ受クル者其ノ金額ヲ受領セントスルトキハ其ノ證書ヲ示シ正當ノ受領者ナルコトヲ證明スヘシ但シ郡役所所在地外ニ在ル者ハ證書ヲ所轄市町村長ニ示シテ其ノ請求書檢閱ノ證印ヲ受ケ證明スルコトヲ得

第七條 退隱料遺族扶助料ノ剝奪又ハ停止ノ場合ニ於テ其ノ支給ノ終始ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日、日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其ノ失ヒタルノ日ヲ以テ支給ヲ終ル
 - 二 公權ヲ停止セラレタルトキハ六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ刑ノ執行猶豫ニ付セラルヘキ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日ヲ以テ支給ヲ停メ其ノ期限滿了ノ翌日ヨリ支給ス
- 遺族扶助料ノ支給ヲ受ケタル者ノ公權停止中其ノ轉給ヲ受クヘキ者ノ支給ハ本人停止ノ翌日ヲ以テ始メ復給ノ前日ヲ以テ終ル

第八條

退隱料又ハ遺族扶助料ヲ受クル者死去シ若ハ權利消滅シタルトキハ本人又ハ遺族遺族ナキトキハ親族以下同ヨリ七日以内ニ郡長ニ届出ツヘシ

退隱料又ハ遺族扶助料ヲ受クル者懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ刑ノ執行猶豫ニ付セラレ其ノ裁判確定シタルトキハ判決寫ヲ添へ及日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其ノ事由ヲ記シ本人又ハ家族ヨリ七日以内ニ其ノ旨郡長ニ届出ツヘシ

第一項ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クヘキ權利ナキトキ又ハ轉給ヲ受クヘキ者ナキトキ及第二項中六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ同時ニ其ノ證書ヲ返納スヘシ

第九條 退隱料遺族扶助料證書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ證明シテ再下付ヲ請フヘシ此ノ

場合ニ於テハ證書ノ謄本ヲ作り之ヲ下付ス

前項ノ謄本ハ本證書ト同一ノ效力アルモノトス

附 則

第十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本規定ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本規定ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

一三 耶麻郡道路監守人規程

明治四十四年四月一日郡告示第一三號

第一條 道路監守人ノ業務左ノ如シ

一 道路橋梁溝渠等ノ破損ヲ豫防シ若シ小破アルトキハ速ニ修繕ヲ加ヘ大破ニ至ラシメサルコト
二 路面凹凸ヲ生シ又ハ土石ノ崩落其ノ他ノ事故ニ依リ車馬ノ通行ニ支障アルトキハ其ノ凹凸ヲ切均シ障害物ヲ取除クコト

三 常ニ砂利ヲ貯ヘ路面ニ泥濘水溜リ車掘レ又ハ橋ノ前後ニ穴隙ヲ生シタルトキハ適宜補修スルコト

四 路側ノ下水溝及暗渠樋管等ニ土芥其ノ他ノ支障物流込ミ流通惡シキトキハ速ニ浚ヒ取ルコト

五 雨中ノ節路面ニ滲流ヲ生シタルトキハ道形ヲ崩サ、ル様注意シ左右ニ切流スコト

六 道路ニ沿ヒタル用水路ニ多量ノ水ヲ引入レ又ハ道路ヨリ耕作場其ノ他ヘ通スル小道ニ橋ヲ架セス下水溝ヲ埋メタルトキハ其ノ持主關係人ニ掛合適宜減水或ハ架橋ヲ求ムルコト

七 路面ニ土石瓦礫ヲ投棄シ又ハ薪材木稻藁等ヲ積置クモノアルトキハ其ノ持主又ハ關係人ニ取片付ヲ求ムルコト

八 橋梁ノ柱脚橋臺等ハ巡視ノ際特ニ注意ヲ加ヘ破損ノ虞アルトキハ速ニ郡吏員ニ通報スルコト

九 道路橋梁暗渠等ニ破損ヲ生シ容易ニ修繕シ難キ場合ニ於テハ速ニ郡吏員ニ通告スルコト

十 町村ニ於テ道路掃除ヲ執行スルトキハ實地ニ臨ミ其ノ方法ヲ監視シ路面保護上不良ト認ムルモノアルトキハ執行者ニ注意ヲ求メ且其ノ實況ヲ郡吏員ニ通告スルコト

十一 暴風雨出水等ノ節ハ晝夜ニ拘ハラズ巡視スルコト

第二條 道路監守人ハ平素行動ヲ慎ミ溫和ヲ主トシ且請負人ニ對シテハ狎狎スルコトナク專ラ方正

謹直ヲ要ス

第三條 道路監守人ノ就業時間ハ日出ヨリ日没マテトス
 第四條 道路監守人ノ休業日左ノ如シ但シ臨時非常ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 大祭 日

二 祝日 日

三 父母祭 日

第五條 道路監守人病氣其ノ他ノ事故ニ依リ業務ヲ執ルコト能ハサルトキハ速ニ郡長ニ届出ツヘシ
 第六條 道路監守人業務ニ従事スルトキハ見苦シカラサル服装ヲ爲スヘシ

第七條 道路監守人ハ鋤籠鶴嘴唐鍬等業務上必要ノ用具ヲ準備スヘシ

第八條 道路監守人ノ給料ハ月給トシ毎月末日ニ支給ス但シ雇入解雇ノ日ハ日割トス

第九條 道路監守人業務ヲ執ラサルコト八日以上ニ及フトキハ其ノ八日目ヨリ休業日數間ハ給料ヲ給セス

一四 耶麻郡土木工事及物品供給請負規程

明治三十七年二月十六日郡告示第二號

第一條 土木工事及物品供給ノ請負ハ此ノ規程ニ據ル

第二條 土木工事及物品供給ノ請負ハ公告シテ競争入札ニ附ス但シ左ノ場合ハ隨意契約ヲ爲ス事ヲ得

一 急施ヲ要シ競争入札ニ附スルニ違ナキトキ

二 指名入札ヲ必要ト認ムルトキ

三 直轄工事中ノ部分請負ニシテ特ニ隨意契約ヲ必要ト認ムルトキ

四 既定ノ請負ニ附帶スルトキ

五 二人以上ノ入札者ナキトキ又ハ再入札ヲ爲スモ入札金額不相當ト認ムルトキ

六 落札者請負ヲ辭シタルトキ

七 豫定價格二十圓未満ナルトキ

八 町村又ハ公共團體及關係人民ニ請負ハシムルヲ必要ト認ムルトキ

第三條 競争入札公告ハ入札期日ヨリ少クモ五日以前ニ左ノ事項ヲ揭示シ又ハ適宜ノ方法ヲ以テ成ルヘク廣ク公告ス

一 競争入札ニ附スル事項

二 竣功若ハ納入ノ期限

三 設計書又ハ註文書等ヲ示ス場所

四 入札開札ノ場所及期日

五 入札保證金率

六 其ノ他必要ノ事項

第四條 第一號第二號ノ資格ヲ有スル者若ハ第三號ノ法人ニシテ尙第四號第五號ニ抵觸セサル者ニ非ラサレハ競争入札ニ加ハリ又ハ請負人ト爲ルコトヲ得ス

- 一 公民權ヲ有スル者若ハ直接國稅三圓以上ヲ納ムル成年者
 - 二 入札事項ノ營業ニ二年以上從事シタル者
 - 三 入札事項ノ營業ヲ爲ス法人
 - 四 本郡ト契約ヲ締結シタル工事又ハ物品供給請負ニ關シ本郡ニ對シ訴訟ヲ提起シタル者
 - 五 第五十二條ニ違背シタル者及第二十九條ノ處分ヲ受ケ其ノ月ヨリ滿五箇年ヲ經過セサル者但シ特ニ當應ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 競争入札ニ加ハラント欲スル者ハ第四條第一號第二號ニ掲ケタル資格ヲ證明スル爲履歷書及市町村長ノ證明書ヲ差出スヘシ
- 第六條 請負保證人ト爲ルコトヲ得ル者ハ第四條第五號ニ掲ケタル事項ニ觸レサル者ニシテ一年以上本郡内ニ於テ住居シ且直接國稅三圓以上ヲ納ムル成年者ニ限ル
- 請負保證人ト爲ラント欲スル者ハ前項ノ住居及納稅資格ヲ證明スル爲町村長ノ證明書ヲ差出スヘシ
- 第七條 工事請負及物品供給ノ入札ハ豫定價格ノ範圍内ニ於ケル最低價格ノモノヲ以テ落札トス但シ最低價格ノモノ豫定價格ニ比シ不相當ト認ムルトキハ其ノ入札ヲ取消シ更ニ公告シテ競争入札ニ附シ若ハ在場入札者ニシテ其ノ箇所ニ對シ入札ヲ爲シタル者ニ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 落札ト爲ルヘキ同價ノ入札人二名以上アルトキハ其ノ入札人ヲシテ直ニ同價以下ヲ以テ再度ノ入札ヲ爲サシメ尙同價ナルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムヘシ

- 第八條 入札執行ノ吏員ハ請負入札ニ附シタル工事又ハ物品ノ豫定價格ヲ封書トシ之ヲ其ノ執行ノ場所ニ置クヘシ
- 第九條 入札人ハ一事項ニ一通ノ入札書第一號樣式ヲ封緘ノ上指定ノ保證金ヲ添ヘ差出スヘシ但シ保證金ハ數事項ニ對スル合金ニ内譯書ヲ添ヘ差出スコトヲ得
- 代理人ヲ以テ入札セシムルトキハ委任狀第二號樣式ヲ添附スヘシ
- 第十條 入札書ハ書留郵便ヲ以テ差出スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル入札保證金ハ當應指定ノ銀行預ケ券ニ限ル
- 第十一條 入札保證金ハ左ニ記載シタル場合ニ於テ之ヲ還付ス
- 一 入札人落札人ヲ除クノ保證金ハ入札執行ノ後
 - 二 落札人ノ保證金ハ請負契約締結ノ後
- 第十二條 落札人ニシテ第十五條ノ期限内ニ請書及之ニ附帶スヘキ書類並請負保證金ヲ差出サ、ルトキハ入札保證金ヲ郡ノ所得トス
- 前項ノ場合ニ在リテハ落札人ハ契約ヲ締結スヘキ權利ヲ拋棄シタルモノトス
- 第十三條 左ノ各項ニ該當スル入札ハ無効トス
- 一 記載スヘキ要項ヲ記載セス又ハ文字ノ讀ミ難キモノ
 - 二 訂正ノ箇所又ハ氏名ノ下ニ押印ナキモノ
 - 三 指定ノ保證金ヲ添附セサルモノ

- 四 二事項以上ヲ列記或ハ合記シ又ハ二人以上連名セシモノ
- 五 同一事項ニ對シ一人ニテ二通以上ノ入札ヲ爲シタルトキ
- 六 同一事項ニ對シ二人以上ノ代理人ト爲リ又ハ代理人自己ノ入札ヲ爲シタルモノ
- 七 第五條第九條ノ規定ニ據ラサルモノ
- 八 入札ニ關シ不正ノ行爲アリト認メタルモノ

第十四條 落札人決定ノトキハ主務吏員ヨリ直ニ口頭ヲ以テ之ヲ告知シ別ニ文書ヲ以テ通達セス但シ

落札人其ノ場ニ在ラサルトキハ即日書留郵便又ハ電報ニテ告知シ或ハ其ノ氏名ヲ揭示スヘシ

第十五條 落札人ハ決定ノ日ヨリ五日以内ニ請書第三號 樣式 竝工費内譯書第四號 樣式 若ハ物品供給内譯書第五號 樣式 及工程表第六號 樣式 請負金額十分ノ一以上ノ請負保證金ヲ添附差出スヘシ但シ請書ニ附帶スヘキ前記書

類ノ添附ハ時宜ニヨリ相當ノ猶豫ヲ與フルコトアルヘシ
内譯書中單價不相當ト認ムルトキハ當廳ノ見込ヲ以テ更正ヲ爲サシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於

テ請負人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 入札保證金又ハ請負保證金ハ當廳指定ノ銀行預リ金券ヲ以テ納付スヘシ但シ國債證書ヲ以テ代納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當廳指定ノ價格ニ據ル但シ時價ニ異動ヲ生シ減額ヲ來シタルトキハ所定ノ額ニ達スル迄之ヲ補填セシメ増額ヲ來シタルトキハ之ヲ還付セス

國債證書ノ記名アルモノハ抵當證第七號 樣式 及委任狀第八號 樣式 ヲ添附シ無記名ナルモノハ抵當證ノミヲ添附スヘシ

町村若ハ公共團體ニ請負ヲ爲サシムルトキ及隨意契約ニ係ルトキハ請負保證金ヲ免除スルコトアルヘシ

前項ニ依リ保證金ヲ免除セラレタル者ニシテ第二十九條ニ依リ請負契約ヲ解除セララルトキハ契約金額十分ノ一ニ相當スル金額ヲ下渡スヘキ工費金ノ内ヨリ控除ス

第十七條 請負人ハ請負事業ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス但シ當廳ニ於テ已ヲ得サル事由アリト認ムルモノニ限り特ニ義務ノ移轉ヲ許スコトアルヘシ

第十八條 請負人ハ常ニ工場若ハ物品受授ノ場所ニ出頭シ契約ニ關スル一切ノ事ヲ處辨スヘシ若代理人人ヲ出頭セシメントスルトキハ豫メ委任狀第二號 樣式 ヲ主務吏員ニ差出シ其ノ許諾ヲ受クヘシ代理人不適當ト認ムルトキハ何時ニテモ主務吏員ニ於テ其ノ許諾ヲ取消スコトヲ得

第十九條 請負保證金ハ請負人契約ノ義務ヲ完了シタル後之ヲ還付ス但シ擔保期限ヲ定メタル請負ニ就テハ其ノ滿期ノ時之ヲ還付ス

第二十條 請負人ハ主務吏員ノ指揮ニ從ヒ期限内ニ其ノ義務ヲ完了シ三日以内ニ届出第九號 樣式 検査濟ノ證第十號 樣式 ヲ受クヘシ但シ検査ノ際請負人ハ保證人之ニ立會スヘシ

天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因リ期限内ニ義務ヲ完了シ難キ場合ニ於テハ其ノ事由ノ熄ミタル日ヨリ七日以内ニ出願シタルモノニ限り相當ノ延期ヲ與フルコトアルヘシ

第二十一條 請負人ハ契約ヲ完了スル迄ノ間ニ於テ生シタル損害ハ請負人ノ負擔トス

材料ヲ當廳ヨリ供給シ單ニ工事ノ施行ノミヲ請負ハシメタルトキト雖引渡ノ後ニ於テ其ノ材料カ水
火盜難等ニ因リ損害ヲ被リタルトキハ其ノ損害ハ請負人ノ負擔トス

第一項第二項ノ場合ニ於テ其ノ原因非常ノ天災事變等避クヘカラサルモノニ限り其ノ事由ノ熄ミタ
ル日ヨリ七日以内ニ出願スルトキハ損害ノ幾分ヲ補給スルコトアルヘシ

第二十二條 當廳ノ都合ニ依リ其ノ請負事業ヲ廢止若ハ停止又ハ伸縮變更等ヲ爲スコトアルモ請負人
ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項停止ノ場合ニ於テハ其ノ日數ハ契約期限ニ算入セサルモノトス

第二十三條 前條廢止ノ場合ハ既ニ著手シタル工事又ハ納付シタル物品ニシテ當廳ニ於テ是認シタル
モノハ之ヲ郡有トシ内譯ノ單價ニ據リ算出シタル金額ヲ拂渡シ請負保證金ヲ還付シ其ノ契約ヲ解除
ス

伸縮變更等ノ場合ハ内譯書ノ單價ニ據リ請負金額ヲ増減シ其ノ據リ難キモノハ當廳ニ於テ相當ト認
ムル價格ニ據リ之ヲ定ム

第二十四條 工用材料ノ品位數量尺度等検査ヲ受ケ之ヲ使用スルハ勿論水中又ハ土中ノ工事若ハ橋
材繼手等ノ如キ進工ニ伴ヒ其ノ材料若ハ工作ニシテ外部ニ顯ハレサルカ爲検査シ難キモノハ著手又
ハ使用前豫メ主務吏員ノ検査ヲ受クヘシ

第二十五條 工事ノ爲他ニ損害ヲ加ヘタルトキハ請負人ニ於テ賠償ノ責ニ任ス
主務吏員ニ於テ施行方法若ハ材料検査ノ爲損害ヲ加フル事アルモ請負人ハ之ヲ拒ム事ヲ得ス

第二十六條 保證人ハ請負人死亡若ハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ之ニ代テ契約一切ノ責ニ任スヘシ
此ノ場合ニ於テハ保證人ヨリ五日以内ニ更ニ請負保證金ヲ提供セシメ難キニ提供シタル請負保證金
ハ請負人若ハ其ノ相續人ニ還付ス

請負人ハ保證人死亡若ハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ五日以内ニ相當ノ保證人ヲ立ツヘシ
第二十七條 請負人ノ使役スル職工人夫ニ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ主務吏員ニ於テ其ノ使役
ヲ禁止スルコトアルヘシ

第二十八條 第二十條第二項ノ場合ヲ除ク外工事竣功期限内若ハ物品納入期限内ニ其ノ義務ヲ完了ス
ル能ハサルトキハ其ノ遷延日數ニ對シ一日ニ付過怠金トシテ請負金額千分ノ五ヲ請負金ヨリ控除シ
延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ契約ヲ解除シ請負保證金ヲ郡ノ所得トス

- 一 請負人契約解除ヲ請フトキ
 - 二 著手ノ日ニ著手セサルトキ
 - 三 工程表ノ如ク進行セス若ハ契約期限内ニ義務ノ履行ヲ了スル能ハスト認メタルトキ
 - 四 第二十條第二項及第二十八條ニ依リ與ヘラレタル期限内ニ義務ノ履行ヲ了セサルトキ
 - 五 不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ主務吏員ノ指揮ニ從ハサルトキ其ノ他本規程ニ違背シタルトキ
- 第三十條 前條ニ依リ契約ヲ解除セシ場合ハ検査ノ上當廳ノ是認シタル既成ノ工事又ハ既納ノ物品
ニ對シ第二十三條ノ例ニ據リ算出シタル價格ノ十分ノ八ニ相當スル金額ヲ交付シ之ヲ郡有トス

是認セサル工事ニ對シテハ除却セシメ物品ニ對シテハ其ノ引取方ヲ命スルコトアルヘシ若請負人又ハ保證人其ノ通告期限内ニ之ヲ引取ラサルトキハ總テ無償ヲ以テ郡ノ所得トス

第三十二條 請負金ハ工事竣功検査又ハ物品ノ完納検査終了シタルトキ之ヲ交付ス但シ工事ノ既成部分又ハ物品ノ既納部分カ其ノ完済ノ四分以上ニ達シタルトキハ其ノ既成又ハ既納部分ニ對スル價格ノ十分ノ八以内ノ内渡ヲ爲スコトアルヘシ

前項但書ノ既成又ハ既納ノ歩分ハ一時ノ計算ニ止マリ他日検査ノ場合ニ於テハ其ノ效力ヲ有セス 契約解除ノ際過渡ニ係ル金額ハ之ヲ追徴ス

第三十三條 保證人ハ請負人ト連帶ノ責ニ任スルモノトス

附 則

第三十四條 請負人ハ本規程ニ依リテ生シタル損害アルモ當應ニ對シ之カ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

第三十五條 本規程ニ於テ主務吏員ト稱スルハ當應ノ吏員ニシテ其ノ工事ニ關スル用務ヲ帶フル者ヲ總稱ス

第三十六條 此ノ規程ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

(第一號様式) (用紙半紙)

入 札 書

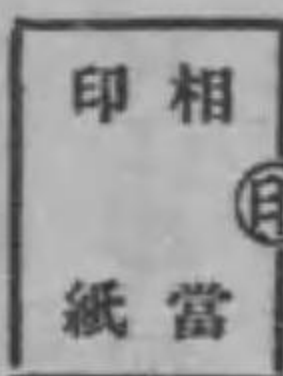
何道街
何郡町村大字何
何工事(何供給)請負
一金 何 圓 入 札 高
此ノ入札高保證金何圓
右金額ヲ以テ請負契約致度候也

年 月 日

住 所

名 印

(第二號様式) (用紙半紙)



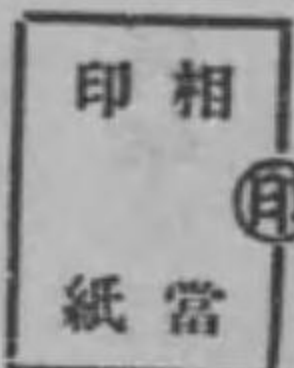
委 任 狀

拙者儀何郡町村大字何字何番地何某ヲ以テ部代理人ト定メ拙者ノ名儀ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理セシム

一何年何月何日公告何工事(何供給)請負競争入札ニ關スル一切ノ件
右代理委任狀仍テ如件

住 所

年 月 日
(第三號様式)
(用紙半紙)



請書

(關係人民總代ノ請買人ナルトキハ第二號様式ニ準シタル委任狀ヲ添付スヘシ)

何街道

氏 名 印

何郡町村大字何字何(何工場納)

一何工事(何物品)

此ノ請負金何 圓

此ノ請負保證金何 圓

但シ別紙工費内譯書(物品供給内譯書)工程表及(郡役所仕様書圖面)又ハ何々ノ通

著手期限 何年何月何日

竣工(完納)期限 何年何月何日

右請負ノ儀御請致候ニ付明治三十七年二月十六日耶麻郡役所告示第二號土木工費及物品供給請負規程ヲ遵守可致爲後日保證人連署(町村會決議書添附)請書差上置候也

年 月 日

住 所 氏 名 印
住 所 氏 名 印
請負人 氏 名 印
(總代)

耶麻郡長氏名殿
(第四號様式)
(用紙半紙)
工費内譯書
何街道
何郡町村大字何
一何々々
内 譯 (富廳設計書ノ通)

保證人 氏 名 印
又ハ 氏 名 印
請負人 職 名 氏 名 印

工種	名稱	材料	工事及材料ノ形状	箇數	單 量	全數量	單位	單 價	合 金	摘 要

右之通ニ候也
年 月 日
住 所 氏 名 印
請負人 氏 名 印
(總代)

砂	工
利	種
何何	數
坪坪	量
同善手ノ日ヨリ何日限	日
何地何川ヨリ運搬	材
	料
	見
	込
	箇
	所

何街道
一 何々工事
(第六號様式)
工程日限見積書

物品供給日限見積
モ此ノ書式ニ依フ

請負人 住 氏 所 (總代) 名 印
 保證人 住 氏 所 名 印
 又ハ
 保證人 職 名 氏 名 印

年 月 日

右ノ通ニ候也

工種	名稱	材料	工事及材料ノ形狀	箇數	單量	全數量	單位	單價	價合	金	摘	要
----	----	----	----------	----	----	-----	----	----	----	---	---	---

何街道
何郡町村大字何々工場納
一何物品
物品供給内譯書
(第五號様式)
(用紙半紙)

内 譯

計													

單 價 表

請負人 職 名 氏 名 印
 又ハ
 保證人 住 氏 所 名 印

施工ニ要スル全數量

右今般何某(自分)儀前記工事(物品供給)ノ入札請負保證金トシテ御廳へ相納候ニ付テハ明治三十七年二月十六日耶麻郡役所告示第二號土木工事及物品供給請負規程ニ據リ保證金御廳ノ所得トナル場合ニ於テハ前記國債證書公賣相成候共一切異議無之候但シ公賣代價保證金ニ超過セシトキハ其ノ殘餘ヲ還

記番號

記名(無記名)何國債證書額面金何圓券

記番號

記名(無記名)何國債證書額面金何圓券

內 譯

國債證書何圓

此ノ抵當トシテ左ノ物件ヲ供ス

一金 何 圓

入札(請負)保證金

何街道 何郡町村大字何々工事(何々物品供給)

何街道

相 當 印 紙

入札(請負)保證金抵當證 (國債證書記名ナルトキハ委任狀ヲ要ス)

工程日限分割上必要ノ事項ヲ洩サス記載スヘシ (第七號様式) (用紙半紙)

此ノ調書ハ工事築品ヲ類別シ一種一類毎ニ詳細分記スヘシ 期限ハ三期以上ニ分割スルヲ要ス 材料見込箇所ハ一々明記シ請負後若シ變更シタルトキハ届出ツヘシ

凡 例

石垣床掘	沈底沈下	小枕帶棺繩等	石 材	粗 桑	組 立	石 積	石 垣 根	高 欄 用 材	敷 板	桁 梁 柱 等	築 立	石 垣
何何	何何	同全量三分ノ二	何何	何何	何何	何何	同	同	同	悉	同上三分ノ二	何何
坪坪	坪坪		坪坪	東東	坪坪	坪坪	同	同	同	皆	同同	坪坪
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同同	同同
		同	同	何地ヨリ購入		石材ハ何地ヨリ運搬	同	同		何地ヨリ購入		

付相成度依テ(別紙委任狀相添)證書差上候也

年 月 日

耶麻郡長氏名殿

(第八號様式)

(用紙半紙)

相 當
印 紙

委 任 狀

住 所
國債證書所有人 氏 所

名 印
(請負人保證人連署)

拙者儀何某ヲ以テ部代理人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理セシム
一 拙者所有ニ係ル何國債證書額面何圓券何枚(記番號)賣却ニ關スル一切ノ件
右代理委任狀仍テ如件

年 月 日

(第九號様式)

(用紙半紙)

表 紙

何街道

何郡何町村大字何(何工場納)

何々工事(何物品)竣功(完納)届書

住 所
氏 所

名 印

書 式

竣功(完納)届書

何街道

何郡町村大字何(何工場納)

一 何々工事(何物品)大正年月日著手

此ノ請負金何圓

右年月日竣工(完納)候間御検査相成度候也

年 月 日

住 所
請負人 氏 所 (總代)
又ハ 職 名 氏 名
請負人 職 名 氏 名

住 所
請負人 氏 所 (總代)
又ハ 職 名 氏 名
請負人 職 名 氏 名
保 證 人 氏 所 名 印
又ハ 職 名 氏 名 印

耶麻郡長氏名殿

(第十號様式)

表面 何街道 何郡町村大字何(何工場納)請負人 一 何々工事(何物品) 氏 名 分五寸一	三寸	裏面 何年何月何日表面ノ工事竣功(物品)完納ヲ 検査ス 官吏氏名印 分五寸一
---	----	--

一五 耶麻郡町村土木費補助規程

明治三十五年三月二十二日郡告示第四號

- 第一條 町村(一部一區ヲ含ム)其ノ他公共團體ニアラサレハ補助ヲ申請スルコトヲ得ス
- 第二條 郡費ノ補助ヲ申請スルコトヲ得ルモノハ左記ノ工事ニ限ル
- 一 道路工事
 - 二 橋梁工事
- 第三條 前條ノ工事ト雖モ左記ニ該當スルモノハ補助ヲ申請スルコトヲ得ス
- 一 道路ノ幅員一間未滿ノモノ
 - 一 道路ノ土羽面十坪未滿若ハ石垣面五坪未滿ノモノ

- 一 一時ノ假設ニ係ル工事
 - 一 其ノ他工費百圓未滿ノモノ
- 第四條 補助申請書^{第一號}ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ
- 一 工事設計書^{第三號}
 - 二 圖面工事ノ位地、延長幅員等ヲ知ルヘキモノ但シ改修其ノ他重大ナル工事ニ係ルモノハ實測平面圖縱橫断面圖
 - 三 工費ノ支辨方法書
- 前項補助申請書ハ其ノ年ノ十月三十日迄ニ郡役所ニ差出スヘシ
- 第五條 補助申請ニ係ル工事竝工費ノ適否計算方法等ハ總テ郡役所ニ於テ之ヲ査定シ其ノ査定工費ニ對シ左記ノ種別歩合ニ據リ適宜金額ヲ定メ補助シ又補助セサルコトアルヘシ
- 一 道路工事ハ其ノ工費總額十分ノ三以內
 - 二 橋梁工事ハ其ノ工費總額十分ノ五以內
- 第六條 補助ノ許可ヲ受ケタルトキハ指令ノ日ヨリ二十日以内ニ起工ノ期日ヲ定メ之カ起工前其ノ旨^{第二號}届出ツヘシ
- 前項補助工事ハ當廳ノ指定シタル期限内ニ竣功ヲ告ケ十日以内ニ其ノ旨届出^{第四號}検査ヲ受クヘシ
- 第七條 天災事變等不可抗ノ原因ニ由リ期限ニ起工若ハ竣工シ能ハサルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ延期ヲ申請スヘシ

第八條 當廳ハ隨時吏員ヲ派遣シテ工事ヲ監督セシムルコトアルヘシ
 工事設計ニ違ヒ又ハ不完全ナリト認メタルトキハ期限ヲ定メ改造又ハ補修セシム但シ時期ニ依リ其
 ノ出來形ヲ存置シ補助金ヲ減額シ下付スルコトアルヘシ
 第九條 補助金ハ工事竣功検査済ノ上下付スルモノトス
 第十條 左ノ場合ハ其ノ補助ヲ取消スコトアルヘシ
 一 第六條第八條ニ違背シタルトキ
 二 工事緩漫ニシテ指定ノ期間ニ竣功セス若ハ竣功シ難シト認ムルトキ
 第十一條 本規定ニ依リ當廳ニ差出スヘキ書類ハ町村役場ヲ經由スヘシ
 (第一號様式)

土木補助申請

何街道

何町村大字何地内

一 道路改修(修繕)工事

此ノ工費

一 橋梁架換(架設)工事

此ノ工費

合計

内

金 金

何町村負擔

郡費補助申請額

右ハ 工事施行ヲ要スル理由及郡費補

助ヲ要スル事情ヲ詳記スヘシ 候間郡費ヨリ御補助相成度關係書類相添此段申請候也

何町村長若ハ部落總代人氏名 印

(但シ總代人ハ委任狀ヲ要ス)

郡 長 宛

(第二號様式)

土木費補助工事起工届

何街道

何町村大字何地内

一 道路(橋梁)工事

此ノ工費

内

金 金

町村若ハ何部落負擔額

年月日許可郡費補助額

右工事大正年月日ヨリ起工致候間土木費補助規程第六條ニ依リ此段及御届候也

年 月 日
郡 長 宛

町村長若ハ總代人 氏

名 印

(第三號様式)
道路(橋梁)工事設計書

何街道

耶麻郡何町村大字何地内

一 道路長何百何十間

幅 何 尺

此ノ平坪

一 板橋(土橋)何百間

幅 何 尺

此ノ平坪

内 譯

工種	名稱	材料	工事及材料ノ形状	箇數	單	量	全數	單	價	合	金	摘	要

(第四號様式)

土木費補助工事竣工届

何街道

何町村地内

一 道路(橋梁)工事

此ノ工費

内

何町村負擔

郡費補助御指令額

金

金

町村長若ハ總代人 氏

名 印

郡 長 宛

一六 耶麻郡蠶業講習所規程

明治四十一年十月二十五日郡告示第二六號

第一條 蠶業講習ハ郡内四箇所ニ之ヲ開キ左ノ學科ヲ修得セシム

一 養蠶法 二 栽桑法 三 肥料論

第二條 講習所並日時ハ豫メ之ヲ告示ス

第三條 講習開設期間ハ一箇所十日間以内トス

第四條 講習生ハ每箇所三十名以上トス但シ定員ニ充タサルトキハ都合ニ依リ他ノ講習所ト合併ス

備 考

- 1 學業及操行ノ成績ハ當該年度内一箇年間ヲ調査シ甲乙丙丁ノ評語ヲ以テ示スヘキコト
- 2 成績ノ進歩顯著ナル者ハ前年ノ成績ニ比シ其ノ概要ヲ備考欄ニ明記スヘキコト

一九 耶麻郡巡回文庫取扱規程 明治四十四年六月一日訓令甲第四號

第一條 巡回文庫ハ戊申詔書ノ聖旨ヲ奉體シ精神訓育ヲ獎メ町村自治ノ改善風紀ノ振肅ヲ圖ルヲ目的トシ之ヲ設ク

第二條 巡回文庫ハ郡役所ヨリ町村役場ニ送致シ町村長ハ指定期間内ニ閱讀ヲ了シ添附シアル遞送狀相當欄ニ發送月日ヲ記入シ捺印ノ上順次遞送スヘシ
町村長ハ閱讀期間内ニ於テ便宜部下吏員及小學校職員ニ閱讀セシムヘシ
前項ノ場合ニ於テ閱讀期間ヲ經過シタルトキハ其ノ理由ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三條 巡回文庫ノ管理ハ町村長ニ於テ各自其ノ責ニ任スヘシ

書目及部數		閱讀順序		期 間		到達及發送月日		捺 印
自	至	自	至	日	日	月	月	
月	月	月	月	日	日	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	
						日	日	
						發	發	
						送	送	

- 一 指定ノ期間内ニ閱讀ヲ了シ順次遞送セラレタシ
- 二 故ナク指定ノ期間ヲ經過セサル様注意セラレタシ

- 三 閱讀ヲ終リタルトキハ町村長ハ下欄月日ノ下ニ捺印ノ上遞送セラレタシ
- 四 指定ノ期間内ニ於テ部下吏員小學校職員ヲシテ閱讀セシメラレタシ
- 五 廻尾ヨリ郡役所ヘ返戻セラレタシ

二〇 耶麻郡蕃殖用牝馬獎勵規程 告示第七號大正四年六月三日設定

第一條 馬匹ノ改良ト蕃殖トヲ圖ルノ目的ヲ以テ左ノ各號ノ一ニ該當スル馬匹ヲ所有スル者ニハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス

- 一 郡内出産年齢二歳ノ牝馬ヲ購入シタル者ニシテ價格百圓以上ト認ムルモノ
- 二 自家出産年齢二歳ノ牝馬ヲ蕃殖用ニ供シタルモノニシテ價格百圓以上ト認ムルモノ
- 三 郡外ヨリ購入シタル年齢二歳以上四歳未満ノ牝馬ニシテ價格百五十圓以上ト認ムルモノ

第二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左記第一號書式ニヨリ其ノ年十月三十一日限り郡長ニ申請スヘシ

第三條 獎勵金ハ郡長ノ選任シタル技術者ヲシテ検査セシメ其ノ評價ヲ標準トシ一頭ニ付五拾圓以内ヲ交付ス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ左記各號ノ義務ヲ負フモノトス
一 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル後一週間以内ニ本郡ニ本籍ヲ有シ地租拾圓以上ヲ納ムル丁年以上ノ男子ヲ保證人ト定メ左記第二號書式ニ依ル誓約書ヲ郡長ニ差出スヘシ
二 第一條ノ目的ヲ達スル爲メ仔馬三頭ヲ分娩スル迄ハ賣却又ハ讓渡スルコトヲ得ス但シ年齢七歳

ニ至ルモ受胎セサルカ又ハ傷痍疾病其ノ他ノ事由ニヨリ蕃殖用ニ堪ヘサル等ノ爲メ郡長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

三 仔馬出產シタルトキハ左記第三號書式ニ依リ郡長ニ届出ツヘシ

第五條 前條ノ義務ヲ履行セサル場合ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルモノトス

第六條 獎勵金ヲ交付シタル牝馬ニ對シテハ隨時吏員ヲ派シ検査スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

附 則

第七條 本規程ハ大正四年六月一日ヨリ施行ス

(第一號書式)

蕃殖用牝馬獎勵金下付願

一名	稱
一 種	類
一 年	齡
一 毛	色
一 特	徵
一 產	地
一 血	統

右馬匹(年月日何縣何郡何村何某ヨリ購入致シ)(自家生産ノモノニ候處蕃殖用ニ供シ度)候條相當獎勵金御下付相成度蕃殖用牝馬獎勵規程第二條ニ依リ此段相願候也

年 月 日

町村大字字番地

何

某 印

郡 長 殿

(第二號書式)
「收入印紙」

誓 約 書

一名	稱
一 種	類
一 年	齡
一 毛	色
一 特	徵
一 產	地
一 血	統
一 獎	勵 金 何 程
一 年	月 日 御 下 付

右ハ本郡蕃殖用牝馬獎勵規程ニ依リ前記ノ獎勵金御下付相成候ニ付規程ノ條項堅ク遵守致スヘク候若シ義務不履行ノ場合ニ於ケル御命令ノ返還金ヲ滞リ候節ハ保證人ニ於テ處辨可仕候依テ保證人連署誓

約書差上候也

年 月 日

所有者 住 何 所

某 印

保 證 人 住 何 所

生 年 月 日

某 印

郡 長 宛

(第三號書式)

仔馬出產届

一 性

一 生 年 月 日

一 毛 色

一 特 徵

一 血 統

右出產及御届候也

父母種類毛色名稱ヲ記入スヘシ

年 月 日

所有者 住 何 所

某 印

郡 長 宛

二 耶麻郡治水造林獎勵規程

大正五年二月二十八日告示第九號

第一條 治水上山林荒廢ヲ防止スルニ必要ナル施業ヲ獎勵スル爲メ本規程ノ定ムル所ニ依リ獎勵金ヲ交付ス但シ大正三年九月縣令第四十四號荒廢地復舊補助規程及同年同月縣令第四十五號公有林野造林補助規程ニ依リ補助ヲ受クルモノハ此ノ限リニアラス

第二條 獎勵金ヲ交付スヘキ施業ノ種類左ノ如シ

一 造林

二 林野火防設備

三 森林組合設置

第三條 交付スヘキ獎勵金額ハ左記各號ニ依ル

第一 林相荒廢シ若ハ荒廢ノ虞アリテ治水上關係ヲ及ホス土地ニ付テハ

イ 人工造林

一 町步ニ付金貳拾圓以內

ロ 河川沿岸ノ竹林造成

施業經費ノ二分ノ一以內

ハ 天然造林

施業經費ノ三分ノ一以內

ニ 防火線築設及野火番人設置

施業經費ノ三分ノ一以內

ホ 森林組合ノ設置

一箇所ニ付金參拾圓以內

第二 前項以外ノ土地ニ付テハ

人工造林

一町歩ニ付金拾圓以内

第四條 前條第二項ニ對スル獎勵金ハ同條第一項ニ該當スル獎勵金ニ殘額ヲ生シタル場合ニ限り之ヲ交付ス但シ部落及學區ノ施業ニ係ルモノハ此ノ限リニアラス

第五條 獎勵金ヲ交付スヘキ人工造林ハ其ノ面積一團地五畝歩以上天然造林ハ同上ニ反歩以上ナルヲ要ス

第六條 獎勵金ヲ交付スヘキ人工造林ノ樹種ハ杉、扁柏、落葉松、赤松、櫟、樺、栗、原朴、漆、胡桃、苦竹、淡竹ノ十二種トス但シ郡ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ他ノ樹種ニ對シテ獎勵金ヲ交付スルコトアルヘシ

第七條 獎勵金ヲ交付スヘキ人工造林ノ樹間距離ハ造林地ノ狀況將來ノ利用法等ヲ參酌シ約ネ左記ノ標準ニ依ルヘシ

イ 杉、扁柏、落葉松、赤松 六尺
ロ 櫟、栗 六尺
ハ 樺、原朴、漆、胡桃 九尺
但シ雜木中ニ混植スルモノ 十二尺
ニ 竹類 十五尺

第八條 獎勵金ヲ交付スヘキ天然造林ハ左ノ施業ヲ爲シタルモノニ限ル
一 稚樹ノ發生少キ場所ニ補植ヲ爲シタルトキ

二 稚樹發生ヲ促ス爲メ地表ヲ掘起シ又ハ雜草荊棘ヲ刈拂ヒタルトキ

第九條 獎勵金額ハ治水關係ノ輕重經費ノ多寡事業ノ難易及成績ノ良否ヲ參酌シテ之ヲ定ム但同一施業者同一年度内ニ於ケル獎勵金額ハ第二條各號毎ニ金參拾五圓ヲ限度トス

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ施業終了後十五日以内ニ別紙様式ニ依リ申請書ヲ郡長ニ提出スヘシ

第十一條 獎勵金ハ成功検査ノ上之ヲ交付ス但實行ノ成績不良ニシテ到底施業ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタルモノハ獎勵金ヲ交付セサルコトアルヘシ

第十二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル人工造林ハ造林後適宜ノ補植及手入刈拂ヲ怠ルヘカラス

第十三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ其ノ他不正行爲アリト認メタルトキハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

附 則

第十四條 本規定ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行シ大正二年三月十四日耶麻郡告示第一一號造林獎勵規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(様式)

造林獎勵金交付申請

所在地 郡町村大字地番
土地所有者 氏名

施業種類
施業功程

人工造林、天然造林、防火線設置、野火番人設置、森林組合設置

人工造林ハ面積、天然造林ハ面積經費、防火線ハ間數經費、野火番人ハ員數期間及經費、森林組合ハ面積及調査設計費等ヲ記入スルコト

樹種本數

本欄ハ人工造林ノ場合ニノミ記入ノコト

施業期間

自何年月日 至何年月日

前記ノ通り施業致候ニ付相當獎勵金御交付相成度此段實測圖 相添申請候也

年 月 日

住 所
施業者 氏

名

備考

- 一 部落ノ施業ニ係ルモノハ管理村長ヨリ申請スルコト
- 二 共同施業ノ場合ハ總代ヨリ委任狀添附申請スルコト
- 三 施業者ト土地所有者ノ異ナル場合ハ其ノ使用權ヲ證スル書類ヲ添附スルコト

耶麻郡米麥種子配付規程

大正六年二月二十四日告示第六號

第一條 米麥採種田圃ニ於テ栽培シタル種子ハ本規程ニヨリ配付スルモノトス

第二條 毎年配付スヘキ種子ノ種類數量及配付ノ方法ハ水稻ハ九月末日麥ハ五月末日迄ニ之ヲ告
示ス

第三條 種子ノ配付ヲ受クルモノハ町村及町村農會、農事改良實行組合、町村農會員トス

第四條 種子ノ配付ヲ受ケントスルモノハ毎年稻ハ十月末日麥ハ六月末日迄ニ第一號書式ニヨリ町
村役場ヲ經テ郡長ニ申請スヘシ

第五條 申込ノ種類數量配付スヘキ種類數量ニ超過スルトキハ左ノ順序ニヨリ配付スルモノトス

- 一 採種田圃ヲ設置セル町村又ハ町村農會並農事講習同意會
- 二 農事改良實行組合
- 三 町村農會員

第六條 種子ノ配付決定シタルトキハ其ノ種類數量、配付月日及配付スヘキ場所ヲ申請者ニ通知ス
ルモノトス

第七條 種子ノ配付ヲ受ケ採種田圃ヲ設置スルトキハ郡長ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同
シ

第八條 種子ノ配付ヲ受ケ採種田圃ヲ設置セルモノハ第二號書式ニヨリ其ノ成績ヲ米ハ十二月末日
麥ハ八月末日迄ニ郡長ニ報告スヘシ

第九條 配付スヘキ場所迄ノ運賃ハ郡ニ於テ之ヲ支辨シ其ノ他ハ配付ヲ受クルモノノ負擔トス

第十條 郡ハ配付セシ種子ニ付キ栽培其ノ他必要ノ事項ヲ指示監督スヘシ

附 則

第十一條 麥種子ハ大正六年ニ於テハ配付セズ

(第一號書式)

米(麥)原種子左記ノ通り御配付相成度此段及申請候也

郡町村大字字番地

氏

名

記

一 種類

一 數量

一 採種田圃段別

一 普及見込段別

年 月 日

右

氏

名 印

耶麻郡長殿

(第二號書式)

採種田圃成績報告

郡町村大字字番地

氏

名

品 種	混種ノ有無	病 害 状 況	生 育 状 況	收 量
	及 採 取 状 況	蟲 害 状 況		(一歩當)

右及報告候也

年 月 日

右

氏

名 印

耶麻郡長殿

二三 耶麻郡補習教育獎勵規程

大正七年四月一日郡告示第九號

第一條 實業補習教育ノ徹底ヲ期センカ爲メ大正五年十一月福島縣訓令第十七號ノ要領ニ準據シ實業補習學校ヲ設置シ其ノ成績優良ナル學校ニハ本規程ニヨリ獎勵金ヲ交付ス

第二條 左ノ各號ニ該當スルトキハ毎年三月其ノ成績ヲ考查シ一校金參拾圓以內ノ獎勵金ヲ交付ス

一 授業日數冬期間五十日以上ノモノ

二 在籍人員ハ適齡人員ノ十分ノ七以上ノモノ

三 出席歩合九十人以上ノモノ

但シ右各號ニ該當セサルモ努力ノ成績顯著ナルモノハ特ニ表彰スルコトアルヘシ

第三條 獎勵金ハ郡長ノ指定シタル費途ニ充ツヘシ其ノ指定セサル場合ハ補習教育ニ關シ町村長ニ

於テ必要ト認メタル費用ニ充ツヘシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル町村ハ毎年三月二十日現在ニヨリ左記様式ノ成績調ヲ添ヘ同

二十五日限リ郡長ニ申請スヘシ

何年度何補習學校成績調

適人	員齡	人在	員籍	人出	員席	日授	數業	日召	數集	出教	席授	延期	人間	員中	召集	延人	員	備	考
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---

生徒ノ二

- 1 授業開始
- 2 授業終止
- 3 就學歩合
- 4 出席歩合

二 教員

學 科	任 職	可 勤 日 數		出 勤 日 數		職 名	氏 名	備 考
		教 授	召 集	教 授	召 集			

三 經費

教員手當	生徒獎勵費	消 耗 費	備 品 費	其 他	計	備 考
------	-------	-------	-------	-----	---	-----

備 考

一 補習教育適齡者トハ男子ハ小學校卒業後滿二十年迄トシ女子ハ小學校卒業後滿二十年迄ノ未婚者トス
但シ高等小學校以上ノ學校在學者及中等學校以上ノ卒業者ハ除ク

- 二 在籍生徒ハ補習教育適齡者中一冬期間三十日以上出席タルモノヲ云フ
- 三 一補習學校名中ニ男子部女子部ノ二ツアルトキハ男子補習學校及女子補習學校ト看做シ取扱フモノトス

二四 耶麻郡模範桑園及桑苗自給獎勵規程

大正七年三月二十五日郡告示第六號

第一條 桑園ノ改良桑苗ノ自給ヲ獎勵スル爲メ左記各號ノ規程ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ苗木及補助金ヲ交付ス

- 一 町村及町村農會ニテ模範桑園ノ設置ヲ爲スモノ
- 二 町村又ハ町村農會ノ指定シタル團體若クハ個人ニシテ模範桑園ノ設置ヲ爲スモノ
- 三 苗圃ヲ設置シ自家桑苗五百本以上生産シ栽植スルモノ
- 第二條 模範桑園ハ一箇所面積五畝歩以上ナルヲ要ス但シ個人ニシテ五畝歩ノ面積ニ達スルモノナキトキハ接續地ニ限リ數人共同設置スルコトヲ得
- 第三條 第一條第一號第二號ニ對シテハ苗木ヲ無償交付シ第三號ニ對シテハ補助金ヲ交付ス但シ苗木ノ無償交付ハ一箇所六百本以内苗木ノ自給補助金ハ一人金參圓以内トス
- 第四條 前條ノ苗木交付及補助金ハ左記桑樹種類ニ限ル

紫早生、甘樂桑、和助十文字、改良鼠返、島之内、五郎治早生、赤芽魯桑、白桑、大葉、赤木、市平、露國野桑、魯桑

第五條 第一條第三號ノ獎勵金ハ苗圃検査ノ上之ヲ交付ス

第六條 第一條第一號第二號ノ苗木無償交付ヲ受クルモノハ仕立法採桑上ニ付三箇年間郡ノ指揮ニ

從フ義務ヲ負フ

前項ノ指揮ニ從ハサルトキハ苗木代ノ一部又ハ全部ノ辨償ヲ爲サシムルコトアルヘシ
第七條 苗木ノ無償交付ヲ受ケタルモノハ第三號書式ノ請書ヲ郡長ニ差出スヘシ
第八條 本規程ニ依リ苗木ノ無償交付竝ニ苗木生産補助ヲ受ケントスルモノハ毎年二月末日限リ左
記様式ニ依リ申請スヘシ

附 則

本規程ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號書式)

桑苗無償配付申請

模範桑園ノ位置

同 段 別

苗木希望種類

桑樹仕立法

苗木數量

設置經營者

右之通模範桑園設置致度候ニ付苗木無償交付相成度別紙略圖相添へ此段申請候他

年 月 日

郡 町 村

郡 長 宛

申 請 者 某

備考 町村及町村農會ノ指定ニ係ルモノノ申請者ハ其ノ申請書ニ指定ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面ヲ添附スルコト

(第二號書式)

自給苗生産補助下付申請

苗圃位置

苗木ノ種類

栽培ノ方法

栽培數量

右之通桑苗生産上自家桑園栽植ニ供シ度候間相當獎勵金御下付相成度此段申請候也

年 月 日

郡町村大字

申 請 者 某

郡 長 宛

(第三號書式)

請 書

模範桑園ノ位置

同 段 別

苗木ノ種類
同 數量

右模範桑園栽植用苗木無償御下付相成候ニ付テハ培養竝ニ仕立法及採桑上ニ付郡ノ指揮ニ應シ可申候
若シ違背候時ハ相當苗木代辨償可致候依テ御請及候也

年 月 日

模範桑園設置者

住 所 某

郡 長 宛

二五 耶麻郡蠶業改良獎勵規程

大正七年三月二十五日郡告示第七號

第一條 養蠶業ノ改良發達ヲ圖ラン爲メ養蠶業者ニ於テ三箇年以上繼續セントスル常設養蠶組合ニシテ養蠶教師ヲ招聘シ第五條ニ定メタル事項中第一項及其ノ他二以上ヲ實施シ其ノ成績優良ナルモノニ對シ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ一組合ニ對シ六十圓以内ヲ交付ス

第三條 養蠶組合ハ二十戸以上ヲ以テ組織シ教師ヲ招聘スル養蠶期ニハ其ノ毎戸蠶量三匁以上ヲ飼育スヘシ

但シ僻陬部落ヲ以テ成規ノ組合員數ヲ充タスコト能ハサルトキハ特ニ組合員數ヲ十戸迄減スルコトヲ得

第四條 養蠶教師ハ府縣立蠶業學校卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力技術ヲ有スル者タルヘシ

第五條 養蠶組合ノ實施スヘキ事項左ノ如シ

- 一 蠶室蠶具ノ改良竝ニ消毒
- 二 蠶種ノ共同催青竝ニ稚蠶共同飼育
- 三 優良蠶種共同購入及收購ノ共同販賣
- 四 稚蠶用共同桑園ノ設置竝ニ整理改善
- 五 繭乾燥場ノ設置

第六條 養蠶組合ニシテ本規程ニ依リ獎勵金ヲ受ケントスルモノハ組合規約書及組合員名簿ヲ添ヘ郡長ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條 前條ノ養蠶組合ハ左ノ事項ヲ左ノ期日迄ニ郡長ニ報告スヘシ

- 一 第五條ノ事項實施方法及經費豫算 毎年三月末日限
- 二 教師ノ履歷書、教師ノ招聘期間、教師給料、教師招聘上契約ヲ爲シタル事項 其ノ年四月十日限

三 組合員毎戸掃立蠶量ニ對スル收購高第五條ノ狀況竝ニ成績 毎年十月末日限

四 組合役員及組合員異同ヲ生シタルトキ 其ノ都度

第八條 獎勵金ハ前條報告ヲ了リタル後ニ之ヲ交付ス

第九條 組合ニシテ本規程ヲ遵守セサルカ又ハ成績不良ナルトキハ獎勵金ヲ交付セサルコトアルヘシ

附 則

第十條 本規程ハ大正七年四月一日ヨリ施行ス
第十一條 大正六年二月二十四日告示第八號ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

二 昔時の御定目及其他の諸規則

一 制札文

維新前には制札と稱して禁制法度の旨を札に記して各地の要所郷頭又は肝煎の前等に掲げて一般に示されたり今其二三を左に記す

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり若し不審なるもの有之者申出つへし御ほうひとしてばてれんの訴人銀五百枚いなまんの訴人銀三百枚立かへり者の訴人同斷同宿并宗門の訴人銀百枚

右之通可被下之たとひ同宿宗門之内たりといふとも訴人に出品により銀五百枚可被下之かくし置他所よりあらはるゝにおいては其所の名主并五人組まで一類ともに可致處嚴科者也仍下知如件

天和二年五月 日

奉

行

定

似せ金銀錢拵へ候者并賣捌候もの雖爲御制禁近來與羽筋は専ら行ひ候もの有之候に付今度吟味之上夫々被處嚴科候就ては右兩國は勿論國々嚴敷可被遂御穿鑿候條銘々無油斷相改自然疑敷者有之は早々其

筋へ可申出品により御褒美被下其者よりあたをなさるゝ様に可被仰付候若見聞およひなから隠置他所よりあらはるゝにおいては其所の者まで罪科に可被行者也仍而下知如件

天保十三年六月 日

奉

行

定

一 駄賃荷物壹駄四拾貫目たるへき事

一 猪苗代より大寺まで壹駄に付て百三拾四文乘懸同前荷なしに乗は八拾九文都澤迄壹駄七拾三文乘懸

同前荷なしは四拾九文酸川野まで壹駄八拾四文乘懸同前荷なしは五拾六文關脇迄一駄八拾四文乘懸

同前荷なしは五拾六文壺下迄壹駄九拾文乘懸同前荷なしは六拾文たるへき事

一 乘懸荷五貫目までは荷なし同前たるへき事

一 乗物壹丁に付て人足六人山乗物は四人人足賃は壹人に付て壹駄荷之半分たるへき事

一 長櫃壹棹三拾貫目人足六人壹人に付て五貫目之積り人足賃同前いつれの荷物も此つもりたるへき事

一 往還之人に非分之儀申へからす夜通し雨風之節といふとも滞なく人馬を出すへき事

一 木賃主人貳拾七文下人十三文馬貳拾七文たるへき事

右條々可相守也仍如件

萬延元年十二月 日

樋 口 源 治

定

一切支丹宗門之儀は是迄御制禁の通り固く可相守候事
一新宗門之儀固く禁止之事

慶應四年三月

山田新八
田中鐵之丞

(以上三枚猪苗代町小林恒三所持)

太政官

(關柴村東條源之輔所持)

二 御條目

從公儀被仰出候諸御觸并御國法之趣其外每度申聞候筋肝煎地首鐵首并百姓共守之常に風俗相嗜猶又違失不仕心得爲可居細々之儀左之通一應御申聞候事

一 御年貢諸役等大切に相勤尤兩親に孝を盡下人は主人に隨ひ夫婦中能兄弟親しく朋友は老たるを敬ひ農業不怠物毎心を合村中區々に無之様可致候右之品々人に勝れ行跡宜者有之候は、其様子見届可申出候事

一 老て子なく幼少に而親にはなれ或者後家やもめ等に相成其外片輪長病等に而寄邊無之者其一類は不及申肝煎地首老百姓鐵首五人組之ものとも心を合引立農業に爲取附渡世之營可爲致候事

但鰥寡孤獨其外病人片輪者あるひは老婦女子共計に而寄邊無之者居住の家大雪風雨等之患無之様親類は勿論隣家之者無油斷助合艱難を爲凌若及大破危き家居在之候は、兼而引取置手入致候共怪我等決而無之様委く可申聞事

附農業之儀は百姓第一之事に候處田畠之手入疎にいたし不作に逢内證困窮いたし候者とも間々在之候間五人組之者共兼て心を附百姓之業不怠遊山かましき儀不致相働候様可致候事

一 産子之義に付不慈の儀も有之節

御代々御苦勞被爲思召每度被仰出有之義に候得は申聞迄茂無之候得共民間大勢之内には令忘失不慈之者在之候ては御代々之御仁恵に相戻夫々役人被立置候詮無之儀に候間此段無間斷教誠可致候事

一 火之用心之儀火番相立候内は勿論平日共晝夜無油斷心を附可く候事

附火事之節は村中は不及申隣村之者共早速駆附火を消可申候事

一 博奕竝三笠附凡而儲之勝負等堅致間敷候若博奕致候者は假初之儀たり共其者は勿論五人組之者共及肝煎共屹度所當可申付候事

一切支丹宗門之義嚴敷御制禁に候間家内竝召仕男女人念宗門相改請狀に載之右改帳例年之通二月十五日以前に屹度役所へ可差出候事

一 百姓共何儀に不依一味同心いたし徒黨をむすひ村中騷敷仕候者在之候は、屹度可申出候當人は不申及五人組之者共及肝煎共に屹度所當可申付候事

附農業疎にいたし公事出入致し取持凡而行跡不宜者有之候は、是又屹度可申出候事

一 都而鄉村之産物てくろふ不致直段高直に不仕淳直に可致商買候事
一 百姓共の内餘計有之者共伊勢參宮致候は、其旨申出郷頭方より出割を取可罷出候決而拔參致間敷候事

一 百姓共諸士諸奉公人に對不禮無之様屹度可相守候雪降の節は格別土手之内に而冠物仕間敷候并土手之内は不申及町鄉村家居有之所往來凡而煙草吞間敷事

但往來之節牛馬之口を不取或は町方往來にさせるくわひ候儀決而不致筈に候處近年相也右體之者も有之候趣相聞へ候以來右體之儀決而無之様可申聞候事

一 肝煎地首銀首百姓共之儀兼而被仰出候通地布地木綿之外着用不可致候凡て奢かましき儀一切不仕不相應之器財衣類等不相求百姓之風儀不失様可致候事

一 町鄉村之者借屋に差置候は、宗門致吟味先方役人墨付を取其趣役所へ申出差圖之上可差置候尤諸士諸奉公人子弟借家に差置候は、其分限元々墨付を取是又役所へ申達候上得差圖可指置候若不心得之者有之内々に而差置候者相聞候は、役人は不申及小百姓迄越度可申付候事

一 前々度々申聞候通追拂並欠落者立歸候は、早々可申出候若致見通に外相顯候は、圍置候者は不申及五人組之者共可爲越度候事

一 百姓共行屋竝庵等一切建間敷候事

但念佛題目庚申供養御年貢地へ建間敷候事

一 他所流浪者又者乞食體之者來り候は、前々之通段々送出可申候若病氣之者は其所に差置致養生可爲

取候重き病氣之者關外え送出候儀御仁惠に相戻其上先々村方に而も不受取病人も難義に及候義に候間何方に而も差置養生可致候尤費料被下候事

一 前々申聞候通り鄉村之者武藝を習ひ又は狂言あやつり等致候義坏に心を寄候而は農業相怠候上費も有之儀に候間右體之儀決而無之様可令致誠候事

但淨瑠璃語り或は物真似致候所の者決而置間敷候事

一 百姓共印形之儀諸品之帳面書付等に茂判形爲致専ら肝煎方之相續にも用ひ不輕義に候間假初にも肝煎方に不預り置判形爲致手紙有之候は、毎度肝煎方へ招呼其次第篇と爲吞込判形可致候若百姓共に委く不申聞判形爲致候歟又は假初にも印形預置候儀相聞候は、其村肝煎屹度尤め可申付且又百姓印形失候歟古く成仕替候は、御代官所へ致持參判形帳へ爲押置可申候此旨百姓共に可申付候事

一 放下人兼而御法度に候條猶又右に類し候不明成義無之無様念を入郷頭肝煎方可相改候尤も百姓共に可爲辨置候事

一 諸鄉村へ他所商人并當町商人共參衣類小間物等賣候に付百姓共不相應之物致調儀候由相聞候前々申聞候通不相應之品賣候者差置間鋪候事

一 郷頭檢斷肝煎百姓家作等無據儀は地下相應に爲營農業に怠可納物差滯或は未進等有之者共家居宜敷いたし候儀甚以不相當候左様之儀無之様可致候事

一 諸鄉村堰川除之儀は春彼岸中雪消迄之内肝煎地首老百姓召連請前切々相廻り小破之儀者農隙に一村繕に可致候勿論役人見分を請普請致候類は其所に見届可申出候事

- 一 川筋并堰々之内葭柳蕨等茂り或はころひ石又は小橋等曲り入水流押候所は一村切に罷出手入可致候事
- 一 郷村大小之川々滯有之節は川筋村々百姓共早速罷出民居并田畑え水不押掛様可相防候事
- 一 町郷藏損候所有之候は、雪消次第早速申出繕候様可致候事
- 一 貧人同前之者御貸米之儀及吟味可申出候尤申請居候者農業渡世に基き候者吟味いたし是又可申出候事
- 一 他所へ商ひ并稼等に出候者郷頭肝煎委細に吟味いたし猥に不出様可致候事
- 一 家材木注文正月中可差出候乍然無據譯有之分は格別に候事
- 一 鳶鳥の巢かひわらさる以前無油斷可取捨候事
- 一 百姓共家材木申受候者共早速致普請其段申出改を可請候若普請滯候者有之候は、材木取上候間肝煎共委吟味いたし可申出候事
- 一 川除并堰堤其外諸普請都而年中出人足心を附百姓共勞費に不相成様可取計候若無故人足等壹人成共召仕候義相聞候は、相糺屹度可申付候此段肝煎共不相馳様可致候事
- 一 小割錢之儀高當之通月々無滯皆納可致候事
- 一 前々申渡候通百姓共田畑質地差置又は田宅預け置分限も不拔當町或者奉公人之家を借商いたし候者有之由相聞候此段兼而停止申聞置候條彌屹度相守右體之儀無之様可致候事
- 一 松木盜伐いたし過料錢出候村方之儀畢竟其所肝煎地首鍬首山守制道忽諸故盜伐も不相止其所之痛に

相成義に候屹度致制度候様可申付候事

兼而御定之通他所商人其外用事有之他所者御當地へ參逗留致候は、何國之何と申所誰と申者何用に而參候と申義委細聞届け早速可申出候且又海道通之者往還之村々何者によらず一夜留候義は格別二夜留候者有之候は、其趣所之役人方え可申出候都而僧俗共に出所不明之者は内證におゐて決而かくまひ申間敷候事

附往還筋外之村に而は出所不明之者一夜たりとも決而留間敷候事

- 一 男女縁組之義内證申合候は、願申出差圖之上御代官裏判を取縁付可遣候若其義無之知内證縁付遣候は、雙方之者共は勿論其所之役人共越度可申付候事
- 一 山野之糧物其時節を不違取圍候様可申付候事
- 一 雉子山鳥追鳥致候儀兼而停止に候間此旨肝煎共心得罷在雪降候而雪消迄は不怠申付追鳥不致様村々肝煎共屹度可申付候事
- 一 鐵砲不打様にと度々申付候若打候者有之候は、鐵砲取上打候者之名前所共承り早速可申出候事
- 一 大小買蠟手形四月中を限り吟味所へ納差引極候様之定相怠候儀間々有之候無滯其組御代官所へ差出候様可致候事
- 一 牛馬之儀飼料等心を附不疲様飼置候様可致候尤手入宜候得は弱馬も長く相續き百姓共勝手に相成事に候此段兼而教誡いたし候事
- 一 急火之節牛馬燒殞候儀間々有之候間兼而心得居早々可牽出候尤近隣之者共も翔付牽出候様可致儀は

勿論手餘地片付方之義疎に手入に無之全く手入行届候様可取計候此段申迄なく候得共疎手入に而不
作いたし秋中に至り引方之願申出候而は無詮勞費を相掛け旁々以痛に相成事に候間手餘り配當地之
分共に自作同様之耕作可致旨可申付候事

一 例年之通右之條々申渡候處小百姓共迄行及兼候形も相聞候畢竟毎年之事故忽諸に相成不心得之者有
之候而は各々委被申聞候詮無之候尤咎等蒙り候義坏於有之者勿論組方迄之怠に罹り不容易儀に有之
候條別而細々に御申聞右體之義無之様小百姓水呑迄茂行及相守候様可有御申聞候事

正月廿五日

三 代官勤體書

郡 役 所

私共勤體之儀は御年貢方取立を始め専ら民間取扱之筋にて明曆寛文之頃より追々被仰出候御條目に基
き風俗を教化し人馬を増長し廢田を再興し土地の熟薄村々之強弱戸口之多寡山林竹木之利産物産業之
潤を辨へ舊來之利害を察し善を勸め惡を懲し其外年中之行事等多端にて逐一申上候ては煩雜に相成候
間仲ケ間一同評議之上大要之廉々左に顯し申上候

一 御取箇米金收納之期は山里郷之違は御座候へ共七月は畑作之内早手之作は熟候に付三役金錢盆前に
皆納仕り八月は田畑共追々實入に相成候に付十二月中旬を限り大凡拾日間位に期を定め取立仕皆濟
差引相究め候上摘書を以て申達候然右年貢納方に付百姓共難澁を申立未進に相成候か又は惡米等相
納候者は被仰吟味之上繩に掛け藏所之内計屋へ入置出方無之者は田宅被上ケ缺所致候儀も前々仕來
に御座候へ共仲ケ間共定出役被仰付候後は毎年世話行届候故か近年右様不埒之者も不相聞候へ共當

座之教誡を以て納方夫々片付村中或は五人組へ辨納等申付候儀は間々御座候事

一 民間之風俗古と今と違候儀、風は花麗に流れ俗は薄情に相至候故常々被仰出候儉約之法に基き衣食
住其外吉凶等之式親族朋友之交りに至る迄物々實事に行届き費を省き古の質朴之風に歸り候様無油
斷申聞不相用者有之候節は嚴敷教誡仕候且又産子之儀に付ては前々より別して教誡嚴重に仕候處大
勢之内には多子之者日々之營に迫り不慈の行も有之か之形にも相聞御領内のみに無之東奥之惡風に
てとても手當敷方厚不取計候ては舊來之仕辨可相除様無之儀に付御代々御苦勞に被思召御下ケ米を
も被成下且御先々代様厚御高慮を以て御膳部の内をも御省き被遊綿服をも被爲召候儀猶又御不自由
被遊御手元金之御除被置思召通り不爲及未全候得共右金子追々増加被取計度子育難澁之者へ御救方
取計候様御在世中被仰置候に付町郡へ千八百兩御渡相成此上御仁惠不朽に行及不慈の行無之様百姓
互に意見を加へ御尊慮行届候様被申聞一統感服仕村々寸志金をも差出當時にては組々子育救金全く
相備り子育の者へ扶持米渡取計惡風追々相除候事

一 村々之強弱兼ねて三等の位を付困窮之村方勢取直取計之儀は其節に依て起る所を勘辨致し其行事に
至ては種々繁多にて一概には難申上候處先其二三廉を顯し申上候へは一村戸前持高不同にて熟薄不
等熟地之分は富民に片寄り困窮に及ひ候村方は田地正し取計仕候山林竹木之利産物産業之潤無之戸
口減少に及ひ困窮致候村方は其所に應し竹木を植立常に産を制し身受或は引入百姓致戸口を増し田
畑をして作植を増候取計に仕候村中情農多く耕耘其時を失ひ或は遊興に長し困窮に及候村方は作
立目錄へ照し其時節を失ひ候者は嚴敷教誡仕儉約の筋嚴敷村方に申聞勸善懲惡之風嚴格に取計申候

事

- 一 村々之内故有之戸口減し田畑手餘り候節形付方之儀組所に寄り不同は相見へ候へとも田地之熟薄を組合相百姓へ配當仕候定に御座候處相百姓とも作高多く耕作及兼候節は他村散田或は身賣之内引通田地配當仕候外無之候に付年々十一月中田地形付吟味取究め御取箇減少不仕候様取計申候去春に至り病難不時變等有之人數俄に減少致し耕作相及兼候節は達之上田地手餘取計候儀御座候事
- 一 廢田之儀追々再興に相成當時相残り候分多くは薄地濕地にて容易に難生歸相見申候乍去新堰堤之場所を選候て養水之便をなし或は堀を深くして濕水を抜き候様之考量等種々相究め廢田并新田開發も年々組々多少は御座候へとも其便宜を見立御取箇増納之道取計罷在候事
- 一本途社倉二夫食御備之儀は往古重き 御尊慮を以て凶年不時之御圍并百姓共農事に至り夫食支無之爲め御役被置候に付每春戸前作高吟味之上貸渡秋に至り新穀を以返納申付候且御圍糶に至り候ては備も御座候へとも猶又地下に於ても凶年不時圍として組々大凡高百石に付糶貳拾五俵位之積を以圍穀仕出納の間より取計置申候事
- 一 御高并戸口人馬田畑之町反并與廢御年貢并小役金錢に至るまで明細に相改め前年に較増減之廉を顯し每春に郡役所へ差出候事
- 一 御成り御勘定之儀は毎年四月中旬に相遂申候事
- 但中御勘定は五月中旬に相遂申候事
- 一 春作見分として夏土用明之頃廻村仕田畑手入見分に及び春作之位付を見究め申達候事

- 一作毛見分之儀は秋彼岸過て土用以前迄之内廻村仕出來作見置位を附中正におゐて村々歩蒞いたし併付郡役所へ出し但不作有之節は痛之淺深細に見分仕手當救方之吟味仕候事
- 一十月は百穀成就之月故御領内拾五ヶ所にて蜡祭被仰付惣司相勤候事
- 一每暮究民御救として被下米配高吟味之儀村々究民之浮沈は勿論田地手餘り等も専ら此一件に罹り候儀にて至極大切之吟味に在之右手當之法は組々大同小異は御座候へとも鰥寡孤獨同様之者或は老若之扶助多く營兼候者或は疾病之者又は水旱并不時之變難にて取續兼候者右何れも平日營方之次第細に吟味之上夫々配當仕候事
- 右者此度勤體御尋に付追々被仰出候御條目に基き仲ヶ間一同評議仕候上大要之廉々取摘申上候以上
- 辰正月廿八日
- 天明八年申八月被仰出候廉
- 一代官之儀取立方重之勤に心得候處此度御變革に付ては専ら風俗取直之爲め出役被仰付候間右之心得を以て可相勤候事
- 一先達而御變革に付郡役所より相渡候地下申聞之紙而肝煎以下能々會得致候様深切に可申論數月經候といへとも行及ど不行及所有之畢竟申聞方等閑に成故に候
- 一五人組之儀治教之基本に付別而五人組より方心を用へ主法通り屹度相守居候様可取計候事
- 一村中盛衰は専ら肝煮次第に候差而罪を犯し法を背き候事跡無之候而も怠慢愚昧にして村中始末不行及者有之於ては速に可退候若右體之者有之他筋より相顯に於ては代官可爲落度候事

御代官 共

一年貢は年内皆済可致儀に候哀憐を以て春濟等に立後置候得は内借私用等へ引などし出方一向無之時節に至り勘定に差掛り候て俄に取立候間却て痛候依て三役金錢は七月皆濟御年貢金方は畑物熟或は山野之働見合追々取立米金共に極月廿日限り定之通り皆済可爲致候事

但當年は舊染未た不除候間一體は難計候事も可有之候間來暮より一體年内に皆済可致候乍然當年とても肝煎共へ申含可成丈け年内可爲致皆濟候

一 諸納物筋により催促無之以前期月通相納候様可取計候其期に至り俄に催促致候故猶以て難澁せしめ候間前廉より可申付候事

一 小割錢并溜錢取立之儀先達而申渡候通り之事

一 諸役小割共に通帳に銘々相印し肝煎扣帳押切立候様可申付候事

一 米見同心相止め候間下代藏番肝煎共へ申付米拵研目之儀は不申及繩俵迄も随分危末無之様可申付候事

一 廻米に付地下勞費相省候ため初秋に大箇割を究置候筈に候間始より厚儀にて爲相納候様可致候事

一 諸人足郷役所より申付次第無遅滞可差出尤人足遅滞に及ひ或は逃けかくれ不働等は皆以肝煎地首申聞方忽諸故に而候肝煎地首申聞方忽諸は代官之油斷に歸し候事

一 堰堤普請之儀は差定たる事に候間地下より願をまたす雪消次第見分致郷役所へ達普請可申付候事尤人足諸費減方之取計肝要に候事

一 土地之熟薄村々之強弱風俗之厚薄山林竹木之利產物產業之程人數之強弱は不申及凡て組内に有之物

品委細に辨居り利を興し害を除き地力を盡し尤嚴く驕を禁し古之質朴之風に復し候様教諭心を委ね勸農之取計肝要に候事

一 村之耕作高年々書出可取候事

一 皆濟手形翌年春中迄に戸前より取集め差出候様地首へ申聞受取可置候事

一 組内風俗宜人馬増長廢田再興御取箇増納は代官之勤之上

一 田地興廢なく人馬御取箇増減無之中

一 組内風俗不宜尤田地荒れ人馬及御取箇減少は下

右之條々堅く相守凡て是迄之通り郷役所へ得差圖出精可相勤候事

申 八 月

四 地下役人勤體

郷 頭 勤 方

一 每春老養貧人相改帳差上御定之御扶持米毎月請取相渡候

一 萬御掟通り相守候様に郷村へ申付并に五人組相改申候事

一 年中欠落者有之候得者書付認差上申候又欠落者立歸候者住所毎年書上申候事

一 吉利支丹宗門之親類縁者病死仕候得者年中之分書立公事御奉行所へ差上申候事

一 郷村堰堤入用材木并百姓家材木申請度と申出候者吟味注文認加判仕差上御材木申請相渡申候事

一 郷村之者關外諸用并商買坏に罷出候者吟味仕御關所通手形遣し罷歸候分を相改候事

- 一 郷村百姓縁付并給取質券之者郷頭吟味之上障無之者は達御代官其品々に埒明申候事
- 一同百姓分限帳内改致村切り之帳面仕立上申候事
- 一 郷村へ爲御救例年夫食御貸米正月中旬より同七月中旬まで之内節を勘へ稼肝要之節御代官へ申出割符致一組一紙之借用證差出肝煎連判郷頭加判にて御勘定所へ上貸渡百姓面付之借用帳を取集め郷頭末書判形致御代官へ上申候事
- 一 每春二月中種子御貸金高百石金壹兩宛郷頭借用手形御納戸へ差上金子請取次第郷村へ相渡人別之借用帳御代官へ上暮に元利共取立上納仕候事
- 一 御廩御入用御買葉糠被仰付候刻割符致郷村より納め代受取郷村へ相渡申候事
- 一 御鷹餌犬例年本田高千石壹疋宛に被仰付候犬無御座候村は犬壹疋に金壹分銀拾々つゝ御定之通直段取立納め申候事
- 一 郷村堰堤川除品々普請方申出候得者罷出吟味之上書付を以て申上候事
- 一 郷村諸御普請方少分之儀に候得共罷出裁判仕候事
- 一 諸品人品被仰付候刻は郷頭割符仕郷村へ申渡御差圖に不違様申付候事
- 一 早魃にて田地養水不足年は其筋へ罷出裁判仕候
- 一 郷村納米相場米御藏都て六ヶ所に御座候破損繕并新規立替等萬支配仕埒明申候事
- 一 郷村品々之申分有之候得者其近所之肝煎立合裁判仕埒明申候
- 一 新田本畑御竿前毎秋明細吟味仕有無を改書上候事

- 一 田畠不作有之年は郷村諸作内見分致達御代官引方御定法を以肝煎共神文爲仕相改候事
- 一 毎年田畠草生并當作毛御代官御案内仕見分仕其上郡奉行所へ御案内申候事
- 一 御臺所夫丸罷出候者之分吟味仕御請狀に加判仕申候事
- 一 毎年暮に郷中間相改出申候高組合支内等郷村割仕申候事
- 一 毎年御免相帳極候刻は寫取郷村へ申渡御取立無油斷申付候事
- 一 不時度々郷村見廻萬御仕置通并耕作不怠様に申付候事
- 一 郷納御藏米郷戸御廻方役人衆米御改之度々郷頭立合米御請取俵をしめさせ預置御差圖之所に出問屋方へ相渡申候事
- 一 郷村賣人并買人三年以來人數相改め毎秋郡御奉行所へ書出申候事
- 一 貸米大豆油荏毎年被仰付員數郷村へ割符申付爲納申候事
- 一 御年貢金方并諸役金取立御代官へ納め申候事
- 一 毎年春秋兩度宛在々道橋相改繕申付候事
- 一 品々の欠落者失物御穿鑿被仰付候得共其時刻郷村相改有無之御請仕候事
- 一 町檢斷并郷頭中々間申合欠落者逃馬失物等互に廻文を改め其仕配所相改め申候事
- 一 往來之者假令乞食たりとも煩ひ申候得者郷村より告來次第保養申付候若路道に倒煩申候得者早速醫師を頼み藥を用其組分之所へ預置看病爲致本腹仕候者其出所を尋ね送遣し死去仕候得者御検査を受け其所へ土葬に取置人體衣類等書付札を立置申候事

- 一 不時川入首繼并殺害人等有之候得者早速御注進仕御検査を申請吟味次第申候事
 - 一 毎年夏至郷村へ月賣米每度賣立代金上納仕候事
 - 一 堰堤御普請諸入用釘鉸大工作料等被下候時夫々相渡申候事
- 右之通開合書上申候以上

貞享二年丑四月五日

猪苗代川東組

郷頭

儀

兵

衛

天明八申年二月初御渡御條目

肝煎勤方

- 一 諸取立物并諸人足之儀取計ふへし
- 一 正月七月兩月日を選び村中之者を集め御國法を讀聞せ面々能く辨居候様可致候
- 一 力田之者父母に孝行なる者兄弟に親み厚き者一族睦敷者親族に親しき者朋友にたのもしく有者貧窮成者を助け恵む者夫々能く節儀を守る者村中へ和合致善行成者有之候は、兼て心を附け御代官へ可申出事
- 一 村中之戒令を掌り御法を不犯被仰出能々相守可致論事
- 一 皆濟手形小前へ早速可相渡候事
- 一 牛馬荷鞍雪舟其外一切之農具等迄改置破損手入怠るへからす
- 一 威儀師簡可書出候事

- 一 年貢并品々納物は不及申請割錢人足召仕候員數共に月々地首鎌首を加へ勘定を極め御代官へ差出年暮に至り總勘定を遂げ年中取行之廉々を記し御代官へ可差出候事
- 一 戸前持高之米金出高委細に書付銘々相渡可置候事
- 一 人馬増減毎月廿八日御代官へ可書出候事
- 一 其村方御高并人頭御任せ被置候儀に候間聲娘養子等参り候は、早速人體面見可致馬たり共同様段々召捕并人頭渡等受前其村肝煎へ相渡候間屹度可心得居候事
- 一 他村より出作散田質地共に分限元にて取立可相納候事

地首勤方

- 一 肝煎共取立之筋何に不寄立合印形可致置候事
- 一 皆濟手形受取鎌首方より差出候は、直に御代官へ可差出候事
- 一 農隙に百姓之子弟を集め百姓共相應之作法并作立之仕法可致置候事

鎌首勤方

- 一 組合之者共平日家業に不怠上納物等大切に致し何事によらす一家の如く談合候様度々致致論若不用者有之候は、地首え申達可請致論候事
- 一 皆濟手形肝煎方より小前へ相渡候は、受取候趣小前銘々印形を取筋を以て御代官へ可差出候事
- 一 小前之者何義によらす相變候儀有之候節は組合之者召連れ身引受私身の如く世話可致候事

小走勤方

貞享二年四月
川東組郷頭書上

一御收納方御取立諸人足不依何事村中へ觸事晝夜相勤申候
五 肝煎給分地首小走足役高之定

一郷頭持高有次第免之從組中可償之但於其村勤候は、爲其代郷頭持高一倍人足役其村可免之事
一肝煎無役高高に隨其村之大小定之左に記條目若作高不足有之者其不足之分高拾石に付金貳分宛百姓方より可償之過高有之者右之積りを以て肝煎可出之給分は面掛高懸二品に定之高係は無役三分をか
け給分に直也但拾石村高かけ給分無之貳拾石以上之村可出之面懸け之給分肝煎壹人前金三分宛但肝煎數を以て金子之員數を定め一組之郷村百姓水吞一統に割郷頭取立肝煎方へ可相渡一村に肝煎二人有之所は無役高并に高掛之給等分に可令配布候面懸け之給分は人別に可請也且亦金方へ肝煎費無之所は高掛之給米八斗壹分之積りを以て金子に而可取之事
一地首は其村肝煎無役高半分人足役可免之高過不足拾石に付金壹分を以て可指引之一ヶ村地首二人三人有之候は、壹人當に高可配分也端村之地首肝煎同前之勤に而別而費有之候は、吟味之上其當知之
高可爲無役但給米は爲取間鋪候
一 小走高役引之儀地首同前外に給分其村之肝煎給分五分の一可請之事

肝煎給分

一貳石	拾石之村	一四石	貳拾石之村
一六石	三拾石之村	一拾石	五拾石之村
一拾四石	七拾石之村	一拾七石	百石之村

一貳拾五石	百五拾石之村	一三拾二石	貳百石之村
一四拾石	貳百五拾石之村	一四拾五石	三百石之村
一五拾六石	四百石之村	一六拾五石	五百石之村
一七拾貳石	六百石之村	一七拾七石	七百石之村
一八拾石	八百石之村	一九拾石	千石之村
一九拾六石	千貳百石之村	一百五石	千五百石之村
一百貳拾石	貳千石之村	一百貳拾五石	貳千五百石之村

一高懸け給米之儀は百姓持石一石に付米七合五勺つゝ取立之壹組之肝煎無役都合にて割之一村肝煎無役高へ懸之給米取之事
但此外に面掛給分として肝煎一人に金三分つゝ大小郷共に取之候面懸給分は一組償之候事
右延寶八年申正月二日之達

六 地下役人格好

寛政九年六月九日仰出

一郷頭檢斷病氣にて役相續無之退候者並肝煎格
一郷頭檢斷役儀被退候後は可爲平民其身役儀無滯相勤致仕候者子孫郷頭役被仰付故有之役儀被退候共右致仕之者父祖に而格式別條無之右以下檢斷肝煎共準之
一郷頭檢斷年祖年祖に定りたる者共に名代勤申付候は、檢斷格同斷名代勤不申付以前帶刀不許之苗字肝煎格子弟同居之内は羽織着用許其餘は可爲平民事

一肝煎病氣等に而相續無之退候者は並首格

一肝煎無滯相勤致仕之者は勤中之格式たるへし

但し故有之役儀被退候者にても子孫肝煎に申付候は、可爲並肝煎子孫肝煎に不申付候は、可爲平民事新に申付候者之父祖は役義無滯相勤致仕之者を同斷乍然別に持高有之父祖持前之格有之義に候得は不可準之

一肝煎共悴名代勤申付候は、並肝煎と同斷不申付以前は地首格嫡孫同斷其餘は平民但一代切苗字帶刀用捨之子孫とても同斷

一地首悴は羽織免許名代勤之節に限り並地首同斷其身は可爲平民

但功作を以て上下用捨之悴にても上下は勿論脇差不許之

一歛首十ヶ年無滯相勤或は勤中格別之功作有之致仕之者は勤中之格好と同斷爲差功作も無之十ヶ年に不充候は、可爲平民乍然子孫續而歛首相勤候は、勤中同様

但子孫功作を以て脇差用捨申付候共父祖不許之

一歛首嫡孫平民たるへし代役勤之節に限り並歛首同斷

但父祖功作を以て上下脇差用捨に候共平民たるへし

一職人棟梁之者地首同斷たるへし

但大工棟梁之儀は棟上等之祭之式に懸り上下着用不致候而務節に限り上下着用許之
一良民羽織袴許之

但凡て孝悌忠信節婦力田其外善行成る者にて 御前達し成候者善行良民と云ふ父祖は勿論夫孫迄良民たるへし一民死後と雖も良民たるへし二男以下平民且人之奴僕たる者は賤民に候所右稱美有之者賤民之内たり共平民たるへし尤身請等致平民に相成候は、自ら良民たるへし從高祖已迄之内に分限四軒有之已迄五軒有之候は、披露可申出羽織用捨良民に申付候元より五軒連綿と相續候得は本家玄孫迄は良民たるへし

但代替り披露申出免許可受是を富族良民と云ふ

一里郷にて三拾石以上山口にて貳拾石以上自作之者右之通大高耕人柄宜敷者有之候は、披露可申出候右高耕作勤之内羽織免許良民申付候尤山口に而三拾石里郷に而四十石以上右同斷に有之候は、脇差共免許良民申付候事

但家内之内父祖は格別餘は可爲平民耕作に不抱驛所坏居候富有之者に而村長にも押並ひ人柄宜敷究民を惠み恤貧徳有之者披露可申出吟味之上一代切羽織脇差共に免許申付候事

父祖は羽織許之子孫之者は拾五歳以上に有之家業に付親之身替相勤め候節は羽織免之他邦者應對に及び候節に限り脇差許之繼目は可爲平民

一賤民羽織袴共に不許之

但業なき者水吞之類又は業を失ひ人之召仕と成候者を云夫丸郷中間は格別之事

一堰守尋常守等に而御合力米被下一代切苗字帶刀免許之肝煎同様

但苗字帶刀共に免許無之肝煎に而間道守相勤候者は、方罷出候節に限り帶刀候義令用捨平日之

儀は凡て其身格好たるへし

- 一問屋 地首格
- 一木地首 同斷
- 一町藏番 同斷

但町藏番之儀是迄上下著用致來候由之處無譯爲相止候も如何に候間以來新に町藏番に召抱候者子孫繼而藏番に申付節は上下著用差留候事嫡孫之内代勤致候は、羽織脇差許之

- 一媒約之者地首格
- 一澁地首羽織許之
- 一堰守羽織著用免許

但べり方堰普請等に罷出候節脇差用捨申付候事

- 一郷藏番羽織著用免許

一鳥見郷横目山目付山改柳守郷廻り之者尺差右何れも平民

但持格之者は格別たるへし制方 御目通に罷出候節看板に打割羽織脇差免許致し父孫は不相成袴計之事

一假役之者は其身一人其役之服制相用家族は特別之服制可相用候

右之通相定候處是迄仕來を以て定より上制致來候者は其身壹人は免許致し勤繼之内定之通可相心得候事地首役人服制之儀に付先達而大凡申聞置候處猶又別紙之通申聞候間此旨御申聞可有之候以上

巳六月九日

七 步役御定

郡 役 所

一郷頭檢斷肝煎地首は家内不殘步役用捨之事

但地首儀家内不殘免之候上は家内小勢に而用捨高之分多有之候共村方へ弛め役料錢等取候儀は不
及沙汰候事

一御代官所帳書は其身壹人免之候事

但肝煎に而相勤候者は本務方に而家内用捨候得は此分八重に用捨不申付候事

一鍬首は其身壹人之内三分之用捨に候事

一町藏番は其身壹人免之候事

但家内不殘町藏に有之候は、不殘用捨申付候事

一小走堰守鳥見座頭問屋馬差辨取郷廻り定舟守渡場舟頭蠟釜本山守柳守郷藏番媒灼澁地首は其身壹人免之候事

但右之内肝煎地首に而兼務之者本務之方にて免候間八重に用捨不申付候百姓にて兩役相勤候者家

内に步役相勤候者或人無之候は、其身計免之古法之如く不足之分村へ免而役料取候儀不申候事

一父母死後は養實共に子たる者五拾日迄兩役共に免之五十日過候は、勤申付候事

一祖父母三十日伯叔父母兄弟姉妹二十日其家主限り兩役共に免之右日數過候は、勤申付候事

右兩條共に其家内之者は葬過候は、勤申付候事

右夫役用捨之儀毎度申出候は繁雜候得共其月之内は村方に而補候様去共至而人少之村方か或は時行病等に而補及兼候は、其趣御代官所へ申付其月よりも組補可爲致候事
一於地下聲養子を聲と唱候右其家相續は勿論分家に出候共其家之性に相成候得は此方へ引取候者は養子と唱可申候

右之通に候得は養父母葬之節は實子同様兩役免候儀勿論之儀に候

一女房懐妊候は、八ヶ月目より産後四ヶ月迄其夫を兩役免之ニ子之産後は八ヶ月三子之産後は十二月免之以下三子に可準産前は何れも八ヶ月目より免之

但初子十歳以上に候は、二子初子に同斷其後引續出産有之候は、前段之二子と同斷以下準之

一火災或は洪水風雪等に而家失候は、三ヶ月之内家内不殘兩役共に免之候事

但五ヶ條組補を以て用捨候事

右步役定四郡郡役所評議の上相定相觸候間御承知有之御取計可有之候以上
寛政十三年

八 地下人席順書

郡 役 所

一 津川町 檢斷

一 郷 頭

一 檢 斷

一 檢 斷 格

一 津川町名主

一 郷頭檢斷之忰名代勤之者

一 譯ヶ有之代々苗字帶刀免許之者

一 一代切苗字帶刀免許之肝煎并に同格帳書打込先輩次第

一 堰守間道守等に而一代切帶刀苗字免許

一 苗字免許之肝煎并に同斷帳書打込次第

一 譯ヶ有之代々苗字帶刀免許之者之忰名代勤之者

一 郷頭檢斷嫡子嫡孫名代勤不致者共

一 肝煎并帳書打込先輩次第

一 苗字免許之醫師

一 譯ヶ有之代々苗字帶刀免許之者忰名代勤不致者共

一 肝煎并帳書名代勤之忰共

一 津川町舟道之者

一 津川町町代

一 上下免許之地首

一 本 陣 守

一 坂 下 町 頭

- 一 並 地 首
- 一 肝煎嫡子嫡孫名代勤不致者
- 一 上下免許之鍛首
- 一 上下免許之良民
- 一 問 屋
- 一 媒 酌 之 者
- 一 職人棟梁之者
- 一 木 地 首
- 一 地首倅名代勤之節に限
- 一 蠟 釜 本
- 一 脇差免許之鍛首
- 一 同 斷 之 良 民
- 一 醫 師
- 一 町 藏 番
- 一 並 鍛 首
- 一 津川町舟年行事
- 一 同 所 筏 頭

- 一 並 鍛 首 之 倅 名 代 勤 致 候 節 限
- 一 並 良 民
- 一 堰 守
- 一 濫 地 首
- 一 郷頭檢斷同居之子弟
- 一 譯々有之代々苗字帶刀免許之者之子弟
- 一 地首倅名代勤不致者
- 一 郷 藏 番
- 一 平 民
- 一 賤 民

九 地下服制

以 上

- 一 津川町檢斷并郷頭を始め凡而百姓に至る迄何によらず布木綿著用之事
絹類袖太織之類たりとも堅著用可爲無用事
但公儀へ通行等とか不得止義に付絹布著用致候節伺出出差圖を可請候事
- 一 津川町檢斷并郷頭檢斷津川町名主は帶刀苗字上下許之
- 一 津川町檢斷并郷頭檢斷津川町名主無滯致仕候者は在勤中同斷

- 一 肝煎上下羽織脇差許之
- 一 肝煎共悴名代勤申付候は、並肝煎と同斷不申付以前地首格
- 一 地首羽織袴脇差許之
- 一 地首無滯相勤致仕候者は勤中格式
- 一 地首悴は羽織免許名代勤之節に限り並地首同斷其餘平民たるへし
- 一 鍬首拾年無滯相勤或は勤中格式之功作有之致仕候者勤中之格式に同斷
- 一 鍬首羽織袴許之
- 一 鍬首之嫡子嫡孫平民たるへし
- 一 職人棟梁之者地首と同様たるへし
- 一 良民羽織袴許之
- 一 一代切羽織脇差共に免許
- 一 平民袴許之
- 一 賤民羽織袴共に不許之
- 一 堰守間道守等に而御合力米被下一代切苗字帶刀免許之者は苗字帶刀免許之肝煎同格
- 一 津川町町代は並肝煎格
- 一 同所船道之者は羽織脇差上下許之
- 一 坂下町頭羽織脇差許之

- 一 問屋地首格
 - 一 譯ヶ有之代々苗字帶刀免許之者は一代切苗字帶刀免許之肝煎之上家屬之儀檢斷家族と同格
 - 一 本陣守上下免許之地首格
 - 一 木地首は並地首格
 - 一 蠟釜本は右同斷
 - 一 町藏番右同斷
 - 一 媒酌之者は地首格
 - 一 濫地首羽織著用許之
 - 一 津川町船年行事并筏頭羽織著用免許
 - 一 堰守右同斷
 - 一 郷藏番羽織著用免許
 - 一 鳥 見 一郷 横目 一山 田付 一山 守 一山 改
 - 一 柳 守 一郷廻り之者 一尺 差 以上平民たるへし
- 一假役勤之者は其身一人其役之服用捨家族は持前之服用可相用候事
 右之通相定候處是迄仕來を以定より上の制に致來候者は身壹代は免許致置繼目之節より定之通可相心得候事

一〇 地下内定作法

寺免之事

一寺免は其在郷より參拜之寺へ田畑を寄進致候是を寺免と申し右寄進之田畑御年貢は其村々にて高半分竈半分に償之或は軒體へ懸け人數に割申す村も有之不同に御座候

町在郷御藏番給米之事

- 一若松御藏番給米 上米拾五俵
- 一鹽川村御藏番給米 上米五俵
- 一落合村御藏番給米 上米三俵二斗

右之通町在郷御藏所に定番之者壹人宛差置給米之儀は組中百姓償を以て毎年取らせ申候

樹取給金并扶持方米之事

一當組に樹取之者貳人組中百姓償を以て抱へ置給金壹人に付金子壹兩宛此外扶持方米之儀は年中役相勤候日數を以て一日壹人に付壹升宛暮に至て組中へ割付償申候

郷頭本帳書給金并扶持方米之事

一郷手代と申し帳書壹人宛組中百姓之償を以て抱へ郷頭本に差置申候但貳人扶持に金子三兩壹分此外水呑之分壹人に付代貳錢つゝ取らせ申候此代大圖八九百文但帳書の使ひ申す筆墨等は自分にて出申候

郷中間償金之事

一郷中間内償此以前は壹人に付金子壹兩又は壹兩壹分も償申候近年は望之者數多有之に付壹人に付或

は貳分半季は壹分貳朱組中百姓償申候但年におり償高下有之候

山御年貢出様之事

一山御年貢と申すは柴林或はかくま林より出候に付肝煎百姓共に古來より持來候分御年貢も其山に應し何程宛と古來之定を以て出之候村中に而入合の所は高に掛之を出させ候

山手役之事

- 一鹽川村より代三百文宛竹屋村へ出し來り候
- 一下遠田村より代百六拾文田中村百貳拾文中屋敷村此二ヶ村へ出し來り候
- 一上遠田村より代百九拾五文竹屋村貳百貳文常世村百九拾文田中村右三ヶ村へ出し來候
- 一新井田村より代三百八文金澤村貳百貳拾文小沼村百四拾貳文中屋敷村右三ヶ村へ出し來候

以下略す

右之通村々より他村へ山手代出し申候但金壹分に七百文直にして増錢を加へ一村之償にて毎年山本へ出之

根伐松過料掛様村により不同有之に付作法書出申候事

一中屋敷村南屋敷村上原新田村松崎新田村竹屋村田中村落合村此七ヶ村は根伐松過料錢竈半分なたり半分へ割符出申候但なたりと申は男の分年十五より七十五までの内木伐に參候者之分改なたり人數に定之

一三橋村上西連村下西連村入倉村此四ヶ村は百姓中間或は五人組又六七人組にも山を分け持過料錢其

- 組合之者共出脇へ掛不申候若盜伐致候を見付申候得者其者に過料錢爲出之候
- 一赤枝村は内山之分は百姓組合仕山を分け持過料錢も其組合にて出申候奥山之分は分け持候事不罷成に付過料錢竈半分なたふり半分出申候
- 一深澤村は過料錢なたふりに付致割符候但此のなたふりと申は年拾より拾四まで半役十五より以上の分丸役添足之儀は大概二月より十月まで居申者に候故半役に仕都て人數を定爲出之候
- 一金川村は過料錢年拾五より以上之分改人數に掛爲出之候
- 一大原山之儀は竹屋村田中村領分之山にて方々入合之山下村數多御座候故上原新田村肝煮山守致來番人貳人宛之給金壹人に付貳兩宛金子四兩山下村々より償山守方へ出申に付過料錢は山下へ掛不申山守壹人にて出之候

山守給之事

- 一三橋村山守給かくま林百姓並之外爲取之其外銀八匁宛村中之償にて毎年爲取申候
- 一金川村山守給金三分宛毎年根伐松過料へ割入爲取申候
- 一中屋敷村赤枝村此二ヶ村山守給かくま林古來より其場所を定付置申候御年貢之儀は村中にて償上納仕候
- 一深澤村山守給右來よりかくま林持來申候御年貢も山守出村中之償無之
- 一入倉村山守之儀は無給但職分に費候分は人足役引申候
- 一竹屋村田中村南屋敷村落合村上西連村下西連村此六ヶ村は山守無之肝煎地首仕配にて尤も給も無之

候

雜駄馬口錢之事

- 一雜駄馬賣買之儀市場或は村々にて勝手次第賣買仕候耶麻郡之分は口錢と申馬代金壹分に拾五錢宛馬買人方より出之但小荒井村三右衛門小田付村孫左衛門同村次郎左衛門と申者毎年霜月中に村々を廻り右之口錢を取立申候鹽川組の内川沼郡之村御座候是は口錢不申候
- 一田畑作毛盗人過料内定之事
- 一稻盗人は金子壹兩或は貳分畑作盗人は金子貳分或は壹分村により過料之定輕重有之候得共大抵如斯首繼として爲出之其過料金は盗人見付候者に爲取申候
- 一馬草摘蒔作法之事
- 一馬草之儀一村領内は假令田畑之畔にても相互に爲蒔摘之候若他村之者來り馬草取申候得者或は鎌又すかり籠等押取申候
- 一野へ馬放作法之事
- 一馬を放申儀は一村領内は勝手次第放申候若田畑近所へ放作毛爲喰申候得者過料として代物五百文又は三百文其村之定を以て爲出之候他村之領内へ馬放候事不罷成候若他村之分へ馬を放ち作毛爲喰候得者其馬を押置馬主方へ相斷右定之過料爲出之馬相返申候
- 一蒔敷之口定申村之事
- 一中屋敷村南屋敷村上原新田村松崎新田村入倉村右五ヶ村にて毎年日限を定爲蒔申候是は勝手次第に

苜取候得者隙無之者苜後れ申に付定置申候此外村々苜敷口定候村無之候

屋敷境垣之事

一百姓屋敷境垣之儀は村居町並之處は大概水上之方を段々境垣致候町並に無之所は定不申相互古來より一方宛境垣致來候例を以て仕候

漆納之者定宿之事

一漆納申節若松七日町左兵衛と申者定宿にて脇に泊り候事不罷成候但し一泊りに付雜用錢百文宛出申候此外宿にて色々取持漆納に參候節御はらいなど爲戴申候依之初尾錢と申少々出其上罷歸候節は宿女房方へ茶之代など爲取來り申候

娘貰申定之事

一娘に貰申には仲人を定致約束男の方より定酒を越申時金子三分或は壹兩定酒に添遣申候又身代宜者は衣服を添て越申事も御座候

娘住之内衣服親之方にて仕事

一娘未た家持に不罷成舅に懸り居申候を娘住と申し其間は衣服女之親之本にて仕事古來之例に御座候春秋兩度親之本へ參り布木綿を致夫の家へ罷歸候春秋共に日數三十日餘宛居申候此例不宜候に付先年御停止に被仰付候得共於今其例相止不申候

聳初而舅之方へ參事

一女房呼申日限之前日又は其日にも舅之所へ參り候併在々にて大概何時女房呼申候ても正月を待舅之

所へ參候其節は舅之在所肝煎地首小走坊主山伏其外舅家之近隣共に或は茶又は扇子代物など致土産候小村坏に候得者村中へも茶など引申事も御座候土産請候者は五人七人申合酒を致持參候是を便酒と申候

娘初産之時作法之事

一娘初て懷體産月に罷成候節親之本へ參産仕候三七日之おぼや明候節始おぼたてと申娘之親之本へ或は糯うる米肴など分限に隨て致持參候其外舅之方親類共よりも米五升或は三升つゝ爲持女房共參候尤不同御座候得共大概如斯且又娘達者に罷成候節舅之所へ娘之母致同道孫を連參候時餅又は赤飯など致持參候得者近所之女房共或は少村に候得者村中の女房共茶をたつると申て呼娘の母持參の物振舞申候其時は女房共も少宛各出酒を致持參候是をも賓酒と申候古は孫出來不申内は兩方之女親逢不申此おぼたての節初て逢申に付是を兩親見參と申傳候

鍋借之事

一毎年正月四日に舅之所へ夫婦連にて禮に參候其節は餅うる米共に身代に應し肴などを添致持參候是は常に舅を振舞申事農業に不得隙不罷成候故舅を振舞申體に御座候依之鍋借りと申にや四日に參り二夜泊り六日に罷歸候事古來の例に御座候三日泊り申候得者七草粥を給申にや聳之三夜泊りかゆに成ると申世話御座候

聳取并離別作法之事

一女子を持男子無之或は男子有之候得共幼少に候得者跡繼として聳取申候是を入聳と申候但聳其妻氣

に入不申又舅など氣に入不其外何様のわけにて親の所へ立歸候共自由に罷出候又妻の方より夫を嫌舅の氣に聲入不申候共理不盡に追出候事不罷成候者其聲顯然たるあやまり有之候得者家不持以前は親の方へ相返候又家を爲持別家に罷成候ては舅之自由に不罷成事古來の例に御座候

妻離別作法之事

一妻夫之氣に入不離別の時は夫の方より暇狀を相渡尤妻持參の道具を添へ女之親の方へ相返申候又女夫を嫌候共夫暇狀不出内は女之自由に不罷成候離別の妻幼少之子有之候得者男子は夫の方に付女子は妻に付候事古來の例に御座候

欠落者妻他へ縁付之事

一夫欠落致し三年の間は相待他へ縁付不致例に御座候併三年相過候ても欠落者親類の方より構御座候得者縁付不罷成候是は女房他へ縁付致し候を欠落者先にて承候は、歸國不致事も可有之儀に付押申事も御座候兎角欠落者の親兄弟御公儀へ縁付の訴狀差上申御吟味の上御免他へ爲嫁申事に御座候

御傳馬並駄賃付御定之事

一鹽川村の儀馬繼にて濱崎村と一ヶ月の内十五日替に御傳馬并駄賃荷物付下ろし旅人の宿共に古來より仕來候但上十五は若松への分鹽川村にて相勤め熊倉小荒井への分は濱崎にて相勤申候又十五日は若松への分濱崎村にて相勤熊倉小荒井への分は鹽川村にて相勤申候旅人宿も右同斷且又傳馬入用九疋までは兩村當番にて相勤十疋よりは兩村より半分宛出來申候步行夫入用之節も十人よりは兩村にて相勤申候

御傳馬當様之事

一御傳馬一日に三疋宛當て置き申候但檢斷肝煎を除き駄賃取申者の分順道に段々相勤申候其日御傳馬役不相勤候共翌日は其次へ送越申候又一日に三疋の外御傳馬入用の節は何疋にても其次々へ當之爲相勤申候

駄賃馬當様之事

一駄賃馬之儀は檢斷肝煎百姓共に馬持候者の分家並に段々壹駄宛押廻に當て申候から尻駄賃の分は取かちに仕候檢斷は先荷物二駄宛付來申候

荷口錢取様之事

一荷口錢は一駄荷に付貳錢つゝから尻は壹錢つゝ馬指の者取申候是は御定駄賃錢の内を取申候此外一年に爲給金貳兩宛鹽川村百姓償にて爲取之候

馬繼步行夫當て様之事

一步行夫當て様は檢斷肝煎水呑名子等を除百姓の内馬持不申者の分段々押廻に一日に二人宛當て置申候是は鹽川村より若松熊倉馬繼送の狀夫其外諸事馬繼送の御用の分相勤申候是を步行傳馬と申候二人の外除分入候節は段々其次々へ當之爲出申候其日入用無之相勤不申候共翌日は其次々へ送越申候

村送之狀使當て様之事

一百姓家壹軒より一人宛番並を定段々爲相勤之候
但肝煎地首小走惣て無役の者除之

道橋破損繕作法之事

一道橋破損之者少分の儀は其村一郷にて破損繕申候若其村にて不相叶分は肝煎方より道下郷村へ達其斷人足入用共に道下より破損繕致來候或は大橋并道破損も大分の義は達御公儀破損繕被仰付候
堰普請人足當様之事

一其村用水堰普請之儀百姓水吞共に家並に當之候但肝煎地首小走等は人足は不出普請所へ罷出裁判仕申付候若其一村にて不相叶普請は達御公儀へ一組の人足を以て普請仕候此節は足役高に掛人足出申候

郷頭本飛脚番之事

一郷頭本より御用之筋にて若松其外何方へ成共飛脚遣候節は鹽川村より飛脚番之者相勤め申候
但肝煎地首小走等を除百姓の分へ當之爲出申候

郷頭本使番之事

一郷頭本使番一日に一人宛指置申筈に御座候得共鹽川村の儀馬繼の所にて馬指の者毎日相詰居申に付使番不指置馬指の者に爲相勤候又馬指の者計にて相勤候事不罷成節は百姓の分は家並に當之爲出申候

水吞に人足役爲勤申事

一水吞の者人足役は火の番并其村の堰上げ普請是二品家數竈數に當之爲出申候此外村により村送の狀使出候處も御座候大概は右二品計水吞相勤申候

肝煎御公用に付百姓を召連申事

一肝煎共御公用に付郷頭本其外若松何方へ參候共或は夜中或は寒風の節は爲用心之百姓一人宛召連申候且又大雪抔にて往來不罷成節は雪踏人足其時に隨て申付候

肝煎方にて使番召仕事

一御年貢并小役其外品に當り物常は地首小走等差加り相勤申候得共暮に至ては御用も繁く肝煎地首透無之に付百姓一人宛使番と申召仕候但毎年極月に罷成使番指置申候

火之用心番の者當様之事

一火之番の儀毎年二月十五日より五月朔日まで但雪消様を以て日限相違御座候村之大小により晝夜番人を指置火之番相勤候風吹候節は晝夜共に増番申付候百姓水吞共に竈を以番人出申候但肝煎地首小走等は風吹候節は村中廻用心申付候

村々火消道具并火事之節勤様之事

一火番桶高石に付二ツ宛まとい一村に一本宛支度致し火事之節右役桶爲持肝煎先立而駈付火消申候四五里近所の火事之節は村中に有合候者不殘銘々手桶致持參火消申筈に定置申候

鹽川組まとい之事

まといの圖略す

右のまとい火事之節御普請所へも郷頭本にまとい二本つゝ支度致置き組中村々火事之節まとい鹽川組何村と何も記之

質券男女衣服堀田米之事

一質券之者下男には夏帷子一枚冬布一端苧綿一つ堀田米五斗或は三四斗下女には夏帷子一枚冬苧綿一つ米一斗或は五升其約束に隨て高下有之候得共大抵如斯主人方より年季の内被取申候

質券者請人之事

一質券之請人に村請親類請と申二品御座候村請と申すは其村之地首請人に立ち證文之判形仕候是は其質券之者病死欠落其外何様之事有之身代金辨申時は村中にて償之又親類請と申すは其質券の者親類の内相對を以て頼請人に相立ち申候尤も身代金辨申時は其請人辨申候

給取作法之事

一給取を地下にては添足と申候大概二月より十月までを一季に定め給金男は三分或は壹兩女は壹分貳朱或は貳分其年により又は器量により高下御座候給金の外には衣服其外何成共爲取不申候一季の内或は病死欠落其外何様の事にも奉公を欠申候得は其稼候日數を以て給金勘定仕候尤も添足に指置申節置主請人を立て證文仕其村之肝煎方より暇狀共に主人方へ取置申候

譜代之者暇出候事

一譜代之者男女共に身代金として或は三四兩金子の高下は主人相對にて取之譜代之家來を免申候以後何方へ參り候共主人構無之候

名子之者主人へ作法之事

一名子と申事は譜代家來筋目之者主人屋敷の内に別家に竈を立指置尤主人作高之内少々爲作之申候主

人への勤は田打苗取田植稻刈惣て人に事欠候節は男女共に召仕候但名子を免候には主人名子相對を以て金子を取名子を免屋敷の内出申候

鎮守祭禮之事

一村々鎮守祭禮之儀九月祭申候或は九日を初九日とし十九日中の九日とし此兩日之内先例有之祭申候其日赤飯或はしごき等を藁苞にして神前へ供へ氏子たる者男女老少皆詣て其日は農業を不仕遊日に定め且又祠なき所は藁或は杉の葉を以て年々新に祠を造り御幣を入祭申事古來之祭例如斯然處に十五年以前亥の年從御公儀社地御改地の宜に隨て或は御建立或は村民建立何れも御勸請之御札を下され置候當組の儀は鹽川村社人隼人右兩日の祭禮日に郷村廻祭之但組中百姓の分より稻一把宛水吞等にて田地作不申者は或は五錢三錢宛毎年隼人に爲取之候

蒞上げ餅之事

一九月末に至て餅を搗き田の神を祝申候て田植之節手傳致候者共に振舞是を蒞上げ餅と申候

村々へ配太麻祓并守札之事

一勢州山田三日市太夫次郎方より名代之御師罷下肝煎百姓水吞坊主山伏惣て軒體有之分は太麻祓に土産を添へ配之御初穂として肝煎は百文或は五十文地首は五十文或は三十文百姓水吞等は二十四文或は十三文其分際に隨て出之御師は郷頭宅に宿仕來申候當組之内川沼郡の分は堤太夫方より名代の御師罷下是は村々を廻り肝煎宅を宿にして太麻祓配之御初穂錢右同斷且又御師荷物は公事馬にて運送仕來申候

一愛宕多賀津島より毎年名代指下守札村々を廻配之御初穂として百姓水吞等までは大概十三錢より五三錢まで肝煎は三十錢より十三錢まで其分際にて高下有之候守札配に參候者は行かゝり次第肝煎宅に宿仕候荷物は村送人足にて運送仕來候

稻初穂并神子すゝめの事

一本郡大寺村惠日寺より大塔小塔と申每秋村々を廻り百姓一軒より稻二把つゝ取申候又同郡新宮村より獅子頭を負ひ每秋村々を廻り百姓一軒より稻一把つゝ取申候是を稻初穂と申候
一あかた神子等每秋稻蒔の節田面を歩き稻蒔の者に煙草を持參し爲吞稻一把宛貰ひ申候之を神子すゝめと申候

百姓共乞食の業を仕事

一正月田植と申女姿にこしらへ或は三四人そうとめとし其外太鼓を打ち田歌を歌ひ每家をかそへて米を貰申候

一正月十四日の夕より十五日までかせとりと申簞笠を着て顔をかしく小さいしみの中へ農業を畫きたる紙を入れ每家へ持參申候家主方より右のいしみに米を入れ爲取候時水を持出其者共にかけ申候是は田植時分に至て毎年相煩候を農病と申候かせとりに出候得は農病不致と申傳候

一二月彼岸中念佛踊と申して花笠を被り鐘太鼓を打ち色々に踊り狂ひ米を貰申候之は旦那寺の疊の表替或は破損繕等の勸進に罷出候

乞食の内郷村定め歩き申候

一若松瀬人小屋に居候者夏秋兩度宛瀬人二人連にて村々を廻り三盃勸進と申し夏は大麥秋は米を每家より貰申候尤も麥米爲取候に不同有之候得共女童子等計居申處にては押て三盃貰申候
一穰多下の者正月は春田打と申し色々の面を被り太鼓を打ちはやし十月極月兩度は太鼓を打るびすを引年中に三度宛每家を廻り或は米一升又は五合分限に隨て爲取申候
一穰多共正月元日より福吉と申し或は鳥追蠶種數へ杯と申し二月中まで每家を數へ米少しつゝ貰ひ申候

一猿牽春夏秋冬年に四度つゝ猿を牽き參り庇を祭ると申村々を廻り或は米麥其時に隨て少しつゝ貰ひ申候

遊 日 之 事

一正月元日より十日まで但三ヶ日の外七日は常の食物給へ候
一同十五日より十六日まで

一同二十日

一二月朔日 之を次郎の朔日と名つく

一同八日 會事の初めと名つく

一二月 彼岸の中日

一同十五日 釋迦涅槃會

一三月三日

- 一同 十五日 花之會
- 一同 廿八日 勝常村薬師の縁日
- 一同 四月四日 釋迦誕生日
- 一同 五月五日 打切休之は田を打ち仕舞候節一日
- 一同 六月朔日 早苗振休之は田植仕舞二日休
むけの朔日と名つく
- 一同 十五日 祇園會
- 一同 十七日 竹屋村觀音の縁日
- 一同 二十四日 辻村地藏の縁日
- 一 七月七日
- 一同 十四日より十六日まで 孟蘭盆 但十七日をて日數
四日間大概遊ふ
- 一 八月朔日 頼母の朔日と名つく
- 一同 七日より八日まで 漆村薬師の縁日
- 一 九月朔日 鹽川村駒市祭
- 一同 九日 之は村々鎮守十九日に祭候村は九日には不遊
- 以上 三十九日遊日

湯殿山并飯豊山行人之事

一 湯殿山行は或は坊主山伏一世の行人の内古來より火筋有之火をおろし候之を火坊主と申候湯殿山へ參詣仕者は日數四十八日行致候又參詣不致者は内行と申或は日數二十日三十日も行仕候且又火おろしの初穂錢四十八文火上の初穂四十八文兩度共に申候

一 飯豊山行は其村にて行致候者共或は寺山伏の家又寺山伏之れなき村は數年行致候者の家へ一處に集り日數三日別火にて參詣仕山に一夜籠の在郷一ノ戸村撫木村の内古來より定宿有之一夜泊日數三日にて宿へ罷歸候之にもしめを掛け申候坊主山伏方よりしめを貰候得は初穂錢として十三文つゝ出之候

馬つくらへ黨之事

一 春夏秋冬年に四度つゝ地下使馬血下仕候之を馬つくらへと申候血下致候馬醫古來より村々を定め持候を針下申候血下致候節黨本を定め米少しつゝ集め酒に仕り寄合申候且又馬醫方へ針賃と名付暮に至て或は馬一疋に付米二升三升又家一軒より米三四升古來よりの作法有之不同に御座候得共大概如斯馬醫方出申候

郷頭作高并肝煎無役高給米金地首小走引高之事

一 郷頭作高の分諸役組中にて償申筈但郷頭居掛の村にて勤之爲其代郷頭作高一倍人足役引申候是は入作高諸役不仕分役料金は高十石に付諸事錢役當物共に金一分人足役金一分以上二分を以て差引仕候因之郷頭作高居掛の村にて諸役相勤候に付高一倍にして人足設計引申候鹽川村の儀人足役御赦免の

所に御座候故一倍にして高十石に付金一分宛人足役料金組中より償申候尤諸役の分鹽川村にて相勤申候

一肝煎無役高は其村の高大小に隨て定之高下有之候無役高定の内肝煎持高不足の分は高十石に付役料金二分宛百姓方より償之又肝煎持高定より外有之候得者右定の役料金百姓方へ出申候但小村などに肝煎持高過分に有之役料金百姓方へ取諸役勤兼候村は過高の分百姓并に諸役相勤候給米は無役高十石に付三斗宛此外肝煎面掛給金は一人に付三分宛一組の郷村百姓水吞一統に割郷頭取立之肝煎方へ相渡候但郷頭肝煎の人数名子共除之此外社人坊主山伏座頭行人神子貧人の類其身計免之一組人別に割符爲出之候

一地主引高は其村肝煎無役高の半分人足役計免之但持高過不足は高十石に付金一分の役料金にて差引致候一ヶ村に地主何人有之候共右定高の内配分仕候

一小走引高地首同前肝煎無役高の半分人足役計免之此外其村肝煎給米并に面掛金の内五ヶ一爲取申候

郷頭肝煎地首小走勤方之事

一郷頭勤方御公儀御法度の品々御掟道之筋何によらず地下へ申付候且又地下より御公儀へ訴事或は堰川除道橋諸事普請方并地下爭論何によらず内證遂吟味其品に隨て御代官或は郡御奉行所へ相達候此外郷村より上候帳目録の分仕立差上申候且又組下の者他國へ高等に出候節御關所通判を出し質券暇狀縁付養子暇狀末書の加判仕候諸事御納所方御貨物等御代官へ立合手傳仕候此外萱藁麻柄すくろ繩

疊菰御鷹紺犬何によらず御役當り物等郷村へ割符取立其筋へ相納候

一肝煎勤方諸事御法度の品々御掟道何によらず郷頭方より申付候品々承知仕其趣村中百姓水吞等まで委細申付候且又堰川除道橋普請所有之節吟味仕其村一郷にて不相叶分は郷頭方へ申出候一村百姓の内爭論の事有之候得は其事に隨て取扱自分不及了簡に儀は郷頭方へ取次き申候分限帳何によらず郷村より帳目録上候節下帳仕立差上申候御年貢方御貨物諸役錢并郷頭方より割符出候御役當物等によらず村中より取立之其筋へ上納仕候質券の者或は縁付養子惣て其村の暇出候事は吟味暇狀出申候此外諸普請杖街御成ヶ拂肝煎番相勤人足傳馬村道等申付候

一地主勤方御年貢米方金方勘定肝煎に立合遂吟味其外諸事共に肝煎下知に付相勤候且又郷頭本より割出候御役當物并小割錢何によらず肝煎に立合令割符根帳に判形仕取立之其筋々へ相納候御藏米大豆油往相場米拂の節道中小才料仕候尤も肝煎自分之差合或は他行の節御用の筋無滯様に當代相勤候此外質券の者并郷中間惣て村請之分地主諸人に立ち判形仕候

一小走勤方諸事肝煎方より百姓共に申觸候此外人足奉仕公事馬村送等肝煎指圖を受け百姓共へ申付候惣て小走の義は或は大郷又葉村坏有之肝煎計にて不成所に小走相立申に付何事によらず肝煎差圖次第相勤候依之肝煎給米面掛金共に五ヶ一爲取之候

右者御公儀御制法の外地下にて用來候例大概相改書附差上申候以上

鹽川村郷頭

彌

助

貞享貳年丑七月廿五日

第九節 行政の沿革大要

此地方に於ける上古の行政につきては文獻の徴すべきものなく之を詳にすること能はざるを以て我國一般の變遷を敘し以て其大要を推知せしむるに止め漸次近代に及ふに従ひ地方に關することを述べて行政の變遷を明にせん

一 武家政治以前の行政

上古草昧の時代に在りては國土の經緯之を詳にせずと雖も神武天皇登極の始め功臣を封して國造、縣主とし以て地方を治めしめたり景行天皇の時に至り西熊襲を伐ち東蝦夷を征し給ひてより天皇の命を承くべき土地人民大に増加したり是を以て成務天皇に至り山河自然の地勢を基として行政區畫を定め國と縣とを増置し各大小大國小國を區別し國造、縣主を任命して益、地方政治の整頓を見るに至れり國造は一國を總管する地方官なれども實は土地人民を領有する後世の大名の如きもの縣主は皇室の御料地を支配する長官にして後世の代官の如きものなり斯く地方を治めたりと雖も當時地方の官職編成の詳細なることは知ること難し思ふに極めて簡易なりしならん

景行紀四年云 夫天皇男女前後並八十子然除日本武尊、稚足彥天皇、五百城入彥皇子之外七十餘子皆封國郡各如其國故當今時謂諸國之別者即其別王之苗裔焉

此所に別と稱するものは皇子皇孫中智勇兼備のものを選びて地方に遣はし鎮撫せしめ給へるものにして國內到る處其管轄たりしに非ず唯要地にのみ之を置かれ其地方の國造、縣主を始め自餘の地方諸官を總管せしめたるもの、如く國造、縣主は別皇子の在す所にては其下に立ち別皇子の在さぬ所にて

は獨立して國縣の土地人民を支配し稻置は國造に隸屬し村邑を治めたるものにして一國造は十稻置を統へ一稻置は八十戸を治めたり此地方に始めて國造を置かれたるは成務天皇の時にして阿尺(安積)・石背・石城・染羽(標葉)・浮田(宇多)・信夫・白河・菊田等の國造なり

孝德天皇大化二年改新の詔を下し上は官制より下は社會の組織に至るまで一大改革をなし官制に於ては執政世襲の制を改め左右大臣を置き從來の國造、縣主等を廢し新に國司、郡司を置けり社會上の組織に至りては部曲の民と所々の田莊とを廢し天下の土地人民を悉く公地公民とし戸籍を作り班田收授の法を行ひ租庸調の法を定むる等此外施設する所頗る多かりき

其後大寶・養老の律令定まるに及び諸般の制度大に備はり中央には上に神祇・太政の二官あり太政官の下に八省あり地方官の制度は京に左右京職を置きて京中總ての政務を分管す攝津に攝津職・筑前に太宰府あり其他は各國に國司各郡に郡司を置く國司の長官を國守とし四年毎に交替し郡司の長次官を郡領といひ國守奏して之を任免せり國守は一國の政務を行ふ地方官にして守、介、掾、目の總稱なり郡司は國司の下に屬し郡の政務を行ふ官なり其職員左の如し

國司——守、介、掾、目、史生
郡司——大領、小領、主政、主帳、書生、案生

天正天皇養老二年五月陸奥國の内六郡を割きて石城國、五郡を割て石背國を置く聖武天皇の神龜中石城・石背二國を廢して再び陸奥國に併せたり既に述べたる如く律令の制一時は儼然として定まりしか時代を經るに隨ひ紀綱振はさるに至ると共に大化以來の公地公民の制は次第に壞れ權門勢家及勢力

ある社寺等は數多の土地を私有して其税を官に納めず是を莊園と稱して海内に充滿せり而して其莊園は諸郡に錯雜して國術と其治を異にし是を所有するもの領主を三位以上の所有者と稱せり領主の下に莊司なるものありて莊園に關する雜務を掌りて土地人民を治む領主は其輸物を收めしかは租庸調の制益、壞れ爲に朝廷疲弊し土地人民を失ふに至る是より豪族諸所に起り朝命を用ひさりしかは屢、武士の力を藉りて之を鎮めたり従つて其勢力漸次武門に移るに至れり

此地方に後世まで残りし更科・月輪・岩崎・加納・新宮の五莊は蓋し當時の莊園に本つけるものなるへし

二 武家時代の行政 源頼朝の平氏を亡ぼせる後文治元年朝廷に請ひ諸國に守護を置き莊園に地頭を置き家臣を以て之に充て後請ひて日本六十餘州の總追捕使となり天下を統ふ是より大勢一變し王政衰へ政權全く武門に歸するに至れり

此時に當り會津に封せられたるは三浦義明の子佐原十郎義連にして實に文治五年なりと云ふ同時に山内季基は大沼郡山入に長沼宗政は南山に河原田盛光は伊南に封せられ三浦氏に屬す 源頼朝幕府を鎌倉に開きてより百四十八年を経て後醍醐天皇の元弘三年王政一たび朝廷に復したりしも久しからずして再び武家政治となれり爾來會津は室町時代を経て戰國時代の末期まで蘆名氏の治下に在りしか其一族功臣を樞要の地に置きて分治せしめたり本郡内に在りし重なる者を左に擧ぐ

蘆名家旗下知行附

天正年間
の調査

一 萬八千石 猪苗代城主 三浦太夫盛國

一萬石	關柴	松本備中守
五千石	大鹽	三瓶大内藏
三千八百石	檜原	穴澤善右衛門信正
一萬石	慶徳	慶徳善五郎行正
五千石	中目	中目式部太夫
五千石	源太屋敷	平田兵部少輔
五千石	小松	松本源之丞
五千石	大寺	佐瀬河内守
一千石	太郎丸	太郎丸掃部
一千石	小田付	佐一瀬大和守
四百石	下高類	十二村長勝

以上の諸氏は世襲にして地方に勢力を扶殖したれば次第に割據の形勢を呈し黒川なる蘆名氏英主なるに非れば統一上困難を感じたるものゝ如し

蒲生氏郷の來りて治めらるゝや民政上の施設漸く整頓して治績の見るべきものありて後世に範を垂れたる例少からざりき上杉・加藤の二氏は治世の期短くして記すべきものなし保科正之會津を拜領し政を布くに及びて制度大に整頓したり

藩主 御家老 郡奉行 代官 肝煎

郡奉行は一郡に一人代官は普通二組約二萬石高毎に一人を置き其支配内を治めしむ兩者共に藩士中より任命す郡奉行は一時地方に出て、民政を掌れる例あるも概ね若松城下なる會所内郡役所に在りて事務を執れり其下に郡方勤士、檢地竿頭、郷割元役人等ありて之を助けたり

代官所には藩より派せる代官直接管内の事務を執りたるか其下に帳附輕卒より任命す帳書配下の肝煎中より任命すありて雜務を處理せり

肝煎他藩にては名主と稱せる地方多し村吏として各村々毎に一名以上の肝煎なるものありて代官の命を奉し其村一切の事を處理せり世襲の職なり普通一村一人とすれども大村には二三名を置きたる所あり

肝煎の下に地首肝煎の下に在りて其事務を補助す明治三年寄と改む鉦頭肝煎の相談役後あり老百姓と改む

以上の外組毎に郷頭一人を置く組中の肝煎を所轄し自邸に在りて事務を執れり然れども一定の職あるにあらすして郷藏の監督、代官所にて肝煎を集會する時には其首席につき郡奉行の村々を巡視せらるゝ時に隨行したる位なり家格の肝煎の上に在りたることは云ふまでもなし

慶長以前には郷長を大政所一村の長を小政所と稱せしか慶長十四年大間秀吉の簾中を大政所と稱したるにより郷長を大割元一村の長を小割元と改稱し其後小割元を肝煎と改めしと云ふ寛永年度郷を組と稱し大割元を置き正保二年大割元を郷頭と改め寛文二年村々に肝煎、地首、老百姓を置きたる記録あり参考の爲に載す

次に五人組のことを説くへし民家數戸五戸を普通とすを以て組織したる一の互助機關にして組合員の關係は最も密接なれば總て吉凶相扶け災害相救ひ組合員の品行を監督し租税の滞納者ある時は之を代納するの義務を負ひ若し違法者を出す時は組合員は其責罰を受けたり

檢斷と名主 本郡内にて檢斷を置かれし町村は猪苗代二人小林岡部小田付一人赤谷小荒井二人小荒井齋藤鹽川一人栗栗熊倉一人江木會一人田代なりしか町檢斷などは異なり其職務は主として驛所の人馬繼立

の世話役なり家格は郷頭に次く名主を置かれたる村は見禰山御神料なる七田・土町・南土田の三箇村にして肝煎同様の事務を執りたれども家格は肝煎の上に在り
代官所管轄の變遷につきては第六節の四代官所に明なり次に参考の爲め弘化年間の代官名及戊辰當時の本郡内に在りし各代官所員を擧ぐ

弘化年間の代官名

鹽川 中原大助 上三宮 今泉伊兵衛
小田付 山田長之助 猪苗代 常盤與兵衛
熊倉 伊藤慎吾 館原 小池清介

戊辰當時の各代官所員
猪苗代代官所

代官 井深宅右衛門
帳附 武田惠助 古川鐵之助
帳書 秋山啓藏 小林悌三郎
同手傳 岡部惣兵衛 鈴木源助
郷廻二人 奥田半兵衛

鹽川代官所

代官 鈴木源太
帳附 北村廣助 尾崎榮之助
帳書 花見清次右衛門 大堀左五右衛門
帳書手傳

郷廻一人

津田善三郎

小田付代官所

代官

小川俊藏

帳附

香北忠次郎

帳書

手代木郷助

帳書手傳

村岡周吾

郷廻二人

古瀬牛助

外入田付二人

神田治六

小林勇次
新明儀八
山崎榮助
小澤久次郎

上三宮代官所

代官

武井織之丞

帳附

澤野平角

帳書

遠藤雄次

帳書手傳

三浦良之輔

郷廻一人

清之丞(五目組)

大石兵助
大八木宗五郎
長谷川藤吾
富松(慶徳組)

熊倉代官所

代官

川手幸八

帳附

辻貞治

帳書

物江助右衛門

帳書手傳

物江佐多喜

郷廻二人

阿部慶次

渡部伍助
馬場藤内
坂内和一郎
阿部善之助

館原代官所

次に本郡内各組に置かれし郷頭を擧ぐ

組名

寛永六年調

元禄年中

文政十年調

明治初年

熊倉組

東條近右衛門

東條清助

東條近左衛門

赤城小太郎

小田付組

五十嵐覺兵衛

五十嵐覺兵衛

五十嵐平覺

五十嵐覺兵衛

小荒井組

手代木善九郎

手代木助右衛門

手代木文右衛門

手代木助左衛門

五目組

遠藤忠之丞

遠藤彌五兵衛

手代木丈助

手代木郷助

慶徳組

外島元右衛門

外島元右衛門

外島政右衛門

佐藤伊三郎

鹽川組

不明

栗村惣助

東條清太夫

東條清伍

小沼組

遠藤澤右衛門

遠藤澤右衛門

遠藤澤右衛門

惣江耕平

木曾組

齋藤又二郎

齋藤武右衛門

齋藤茂左衛門

赤城八郎

大谷組

物江又三郎

物江喜太郎

西郷喜太郎

高橋三十郎

吉田組

宮城三左衛門

宮城三左衛門

宮城三九郎

宮城三平

川東組

佐野所右衛門

佐野所右衛門

佐野所右衛門

岡部惣助

川西組

岡部惣助

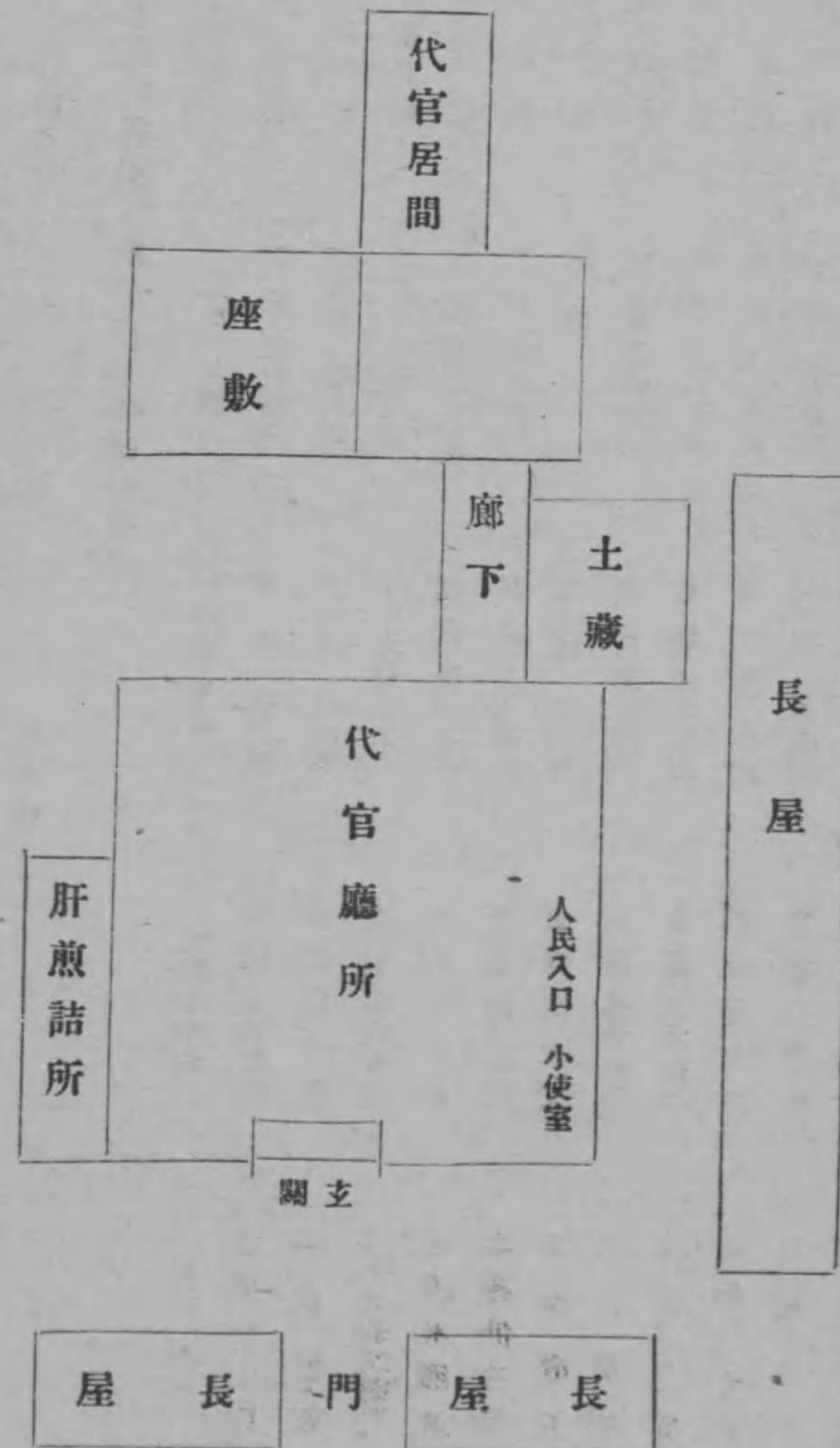
岡部藤十郎

岡部藤十郎

小林和右衛門

番頭	高七百石	御城代	高五百石	新番頭	高五百石
御用人	高三百石	此支配	御馬方、御小性頭	御書簡	内分三百石高
大組物頭	高三百石	大目付	高三百石	御軍事奉行	高三百石
學校奉行	高三百石	御家老付組頭			
以上 御敷居の内と云ふ					
御奏者番	高四百石	御刀番	四百石	御聞番	四百石
御使番	四百石	物頭	三百石	番頭組頭	
御旗奉行	二百石				
以上 常上下					
町奉行	二百石	御藏入奉行	二百石	郡奉行	百五十石
公事奉行	百三十石	産物奉行	百三十石	御普請奉行	百三十石
金山奉行	百石	御目付	百石	御用頭取	百石
以上 格役以上と云ふ					
奥番	十二兩扶持	御膳番	九兩扶持	御小性	八兩扶持
大御納戸	十八石扶持	御納戸	十八石扶持	御次番	
御右筆					
以上 直達					

鹽川代官所の圖



會津藩役制及紐服色制

此職は國君御幼年にて御家督のある時におく職也

御大老 高三千石
 御家老 高千石
 若年寄 高八百石
 三奉行 高三百石

御家老付二の寄合 以上茶紐
 御家老付四ノ寄合 右定席
 御賄役人 以上茶紐
 御徒組頭 御持の者支配
 御扶持方役人 御貸方役人
 御月額番 元御部屋
 御次醫師 御鷹匠頭
 御臺所役人 御勘定小役人
 御年貢蠟藏役人 御拂蠟役人
 雜物藏役人 檢地役人
 御用所物書 御書簡物書
 宿屋敷守 小奉行
 御大工 廻米荷頭
 御廣間帳付 御通り諸職人
 御臺所目付
 御徒目付
 坊主
 御髮役人
 御臺所組頭
 産物小役人
 御馬具役人
 切支丹類族役人
 御茶方
 壘役
 御通寄合

御供番 二十石 四人扶持
 以上黒紐 御近習一ノ寄合 外様士
 御厩別當 御勘定頭
 御側醫師 十八人扶持 駒奉行
 以上二の寄合 新番組
 御家老附一の寄合
 以上花色紐
 猪苗代士
 以上紺紐
 御代官 町藏奉行
 御坊主頭 三十石 三人扶持 御賄頭
 女中付 御用所役人
 御用部屋役人 御用人所吟味役
 以上奉行支配の方直達
 御普請方吟味役 御勘定改役
 深川御屋敷守 廻米役人
 以上 御近習三の寄合
 御臺所頭 五人扶持
 醫師
 神料役人
 江戸御金拂役
 檢地竿頭
 組外ノ士
 兩納戸
 武藝指南役

以上 御通り年割

大組與力

御旗與力差配

御通與力

御徒格

御勘定所雇

御關所番

御酒役

學校役所小役人

事々所金錢取立役

檢地方雇

御藏入役所小役人

町役所小役人

御藏所小役人

御普請方

郡役所小役人

公事所小役人

神料小役人

產物小役人

駒役所役人

右 年割

金鼓役

御軍事奉行付與力

御旗與力

番頭付與力

新番付與力

右 月割

月割與力

御買物所役人

金山役人

駒役所下役

會所次番

茶部屋

右 淺黃紐

元 甲賀格

郡代同心小頭

藏方勤

御關所留番

元 定番格

御勘定所定番

同所雜物藏

張付師

免許小頭格

以上 衣裳之節は青茶半襟

郡代同心平

町同心小頭

御藏入同心小頭

郡同心小頭

公事同心小頭

產物金山同心小頭

御用所付人

御用部屋付人

御勘定所付人

御式方付人

御鷹匠方

押之者

定 廻

御中間小頭

定才領

御普請方小頭

御馬飼料方

御厩小頭

學校付人

右 柿半襟

高懸り

町同心
五十軒

御藏入同心
半坂

郡同心
上荒井

公事同心
金山同心

産物同心 漆木改の者 廻米才領 御小間仕
御蔵之者 御中間 御手廻 御關所小人
御普請奉行預足輕

右 淺黄半襟

免許

御持弓 御持筒 大組足輕 御長柄小頭

黒鍬小頭

高懸り

惣足輕 御旗之者 御長柄之者 黒鍬之者

町郷村鳶紐 三役所上段著座

町檢斷 同

郷頭肝煎 三役所縁取著座

諸家譜代

家柄千石以上ノ譜代 淺黄紐より年功により茶紐
に至る獨立御目見仰付らる

若年寄以上 同 年割迄 三役所上段著座

新番頭以上 同 甲賀格

大目付以上 同 免許柿襟

平士の家來 同

以上

淺黄半襟

紐竝に式服色の區別

一 紫 紐

一 御納戸 紐

一 黒 紐

一 紺 紐

一 花色 紐

一 茶 紐

一 蒨 紐

一 淺黄 紐

御家老若年寄御羽織拜領の上之を用ふ
式服は夏は薄柿色、冬は空色、御敷居内以上
御敷居内以上之を用ふ
式服前の通り
上は御敷居内より下は一の寄合以上之を用ふ外様士も同様
式服は夏は水色、冬は黒なり
猪苗代士之を用ふ
式服前の通り
二の寄合といふ新番組士等之を用ふ
式服前の通り
三の寄合といふ 服は慰斗目、白無垢を用ふ
上著下著共に袖を用ひ色は夏は千種冬は青茶色
御通年割、年割
式服 上下著絹絲入、帯は絹を許し色は夏は藍風冬はろかう茶
月割
式服 夏冬共に形付 下著と帯のみ絹を許さる

襟制の順序 服は絹を許されず

甲賀格といふ

免許といふ 麻上下を著すこと
を免さるによる

平といふ

淺黄半襟 同

黒半襟

茶半襟

柿半襟

以上

今本縣選出の衆議院議員中本郡出身者及本郡選出の縣會議員郡會議員を擧ぐれば左の如し
一 衆議院議員

年次	町村會議員	郡會議員	縣會議員	衆議院議員	貴族院議員 互選権あるもの
明治十五年	一、三七五			四	
同二十年	五、六七		四		
同二十六年	四、三八		四		
同三十年	四、五九		四		
同三十五年	四、五二	二、六	二		
同四十年	四、六一	二、六	二		
大正元年	四、六八	三、〇	三		
同六年		三、〇	三		

各種議員數

同二十年	九、四九一		四、二一一	七、二六	
同二十五年	六、六三二		三、六六八	八〇八	
同三十年	六、七五八		三、一九三	二、三〇八	
同三十五年	七、〇五七		四、一五〇	三、七二八	
同四十年	六、六〇九		四、七四九	三、四四一	
大正元年	七、〇九六	四、六五八	四、七五六	三、一二一	
大正六年	七、四八三	四、六三七	四、五四二		

三 明治時代の行政

明治元年王政復古するや朝廷民政局を置き戦後の善後策を實施せられ同二年府藩縣三治の制を採らるゝや當地方は縣治となる同三年從來の組を廢し區に改め大肝煎を置く同五年大肝煎、肝煎の稱を廢し同六年一月大區に大區長小區に小區長町村に戸長副戸長を置き郡村の事を司らしめたり此時耶麻郡は第四大區に屬し役所を小荒井に置き地方の事務を扱へり

明治九年十二月從來の大小區を廢し舊若松縣管内を七區とし本郡は十二區、十三區、十四區に分屬し區會所を猪苗代及小荒井に置き町村に用係を置いて地方の事を取扱ひたり

明治十二年一月區制を廢し郡に郡役所を置き町村に戸長役場を置く此時本郡は郡役所を鹽川に置き郡治の事を管掌する事となれり上に記する所の大肝煎、肝煎、戸長、區長に任命せられたるは概ね維新前の郷頭、肝煎なれば封建の舊套脱せざるものと見るへし

明治二十四年四月より町村に町村制施行せらるる之より各町村に於ては町村長及町村會議員等を定め村治の事を司るに至る是に於て自治機關始めて備はれり

明治二十三年五月郡制發布せられ同三十二年七月より施行せられ郡會議員を定め郡參事會を設け始めて郡自治の運用につき以て今日に至れり

郡區、町村の所轄地域の變遷につきては第七節の五村治につきて見るへし

選舉有權者表

年次	町村會議員	郡會議員	縣會議員	衆議院議員	貴族院議員
明治十五年	六〇七一人		四、七九六一人		

選挙区	明治三十二年	明治三十六年	明治四十年	明治四十四年	大正四年
喜多方町	矢部善平 三月二十四日 甲斐吉五郎 三月五日 齋藤良淳	島坂秀一 一月二十日 三浦海吉	花摘専右衛門 三月五日 岡野辰次郎 三月五日	長島爲吉 花摘専右衛門 岩田善内	花摘専右衛門 風間善九郎 東條漢三
松山村	田中盛雄	上野利八	小澤平八 四月十日 芥川忠太郎 四月十日	上野利八	上野利八
上三宮村	岩田儀八 三月十五日 佐藤吉四郎 三月十日	手代木逸平 三月十八日 遠藤平多 三月十日	岩田儀八 四月十一日 遠藤平多 四月十一日	飯野勝三郎 三月十一日	岩橋岩三郎 二月二日 飯野勝三郎 二月二日
加納村	渡部彦男	上野榮	三浦清馬	上野榮	佐藤友喜 五月十日 渡邊彦男 五月十日

郡會議員

○印は補缺

就	職	住所	氏名	補缺	就	職	住所	氏名	補缺
同	同	三都村	田代萬之丞	三十八年	同	同	松山村	上野利八	四十五年
同	同	喜多方町	島坂秀一	三十八年	同	同	喜多方町	風間善九郎	四十五年
同	同	岩月村	五十嵐武彦	三十八年	同	同	千里村	渡邊貞次郎	四十五年
同	同	奥川村	玉木玄琢	三十八年	同	同	翁島村	鈴木忠松	四十五年
同	同	加納村	七野榮	三十八年	同	同	新郷村	湯啓次	四十五年
同	同	喜多方町	花摘専右衛門	三十八年	同	同	猪苗代町	中村謙	四十五年
同	同	熱鹽村	渡部元眞	三十八年	同	同	奥川村	矢部金右衛門	四十五年
同	同	駒形村	平塚泰八	三十八年	同	同	熱鹽村	遠藤喜多郎	四十五年
同	同	猪苗代町	五十嵐藤次	三十八年	同	同	北山村	大竹作兵衛	四十五年
同	同	山都村	齋藤定吉	三十八年	同	同	猪苗代町	原支岱	四十五年

り一は以て郡自治の運用を圖り一は以て町村行政の監督に當るに至れり
郡會議長及副議長

郡參事會員

就	職	住所	氏名	補缺	就	職	住所	氏名	補缺
同	同	喜多方町	矢部善平	三十四年	同	同	喜多方町	花摘専右衛門	四十五年
同	同	相川村	高橋倉右衛門	三十四年	同	同	熊倉村	加藤熊吉	三十四年
同	同	岩月村	五十嵐武彦	三十四年	同	同	加納村	上野榮	三十四年
同	同	姥堂村	大堀喜太郎	三十四年	同	同	山都村	折笠豊四郎	三十四年
同	同	猪苗代町	壽田直一郎	三十四年	同	同	猪苗代町	中村謙	三十四年
同	同	松山村	田中盛雄	三十四年	同	同	喜多方町	岩田善内	三十四年
同	同	長瀬村	阿部丑雄	三十四年	同	同	鹽川町	齋藤忠平	三十四年
同	同	松山村	上野利八	三十四年	同	同	朝倉村	笠井兵多郎	三十四年

就	職	住所	氏名	補缺	就	職	住所	氏名	補缺
同	同	關柴村	宇田成一	三十四年	同	同	熱鹽村	渡部元眞	三十四年
同	同	朝倉村	唐橋左源次	三十四年	同	同	喜多方町	齋藤良淳	三十四年
同	同	岩月村	五十嵐武彦	三十四年	同	同	同	三浦海吉	三十四年
同	同	姥堂村	東條四三郎	三十四年	同	同	同	月輪村	三十四年
同	同	駒形村	平塚泰八	三十四年	同	同	加納村	上野榮	三十四年
同	同	慶徳村	田部善志	三十四年	同	同	上三宮村	岩橋岩三郎	三十四年

を記さん

我國の税制は大化改新以來整理統一せられたれば先つ一般租税の沿革を述へ然る後に此地方の税制

一 大化以前の租法 古代の土地に皇室の御領あり氏族の私有地あり社寺領あり私有地よりは租

第十節 租税の沿革

奥川村岡野喜一	新郷村市平	相川村一 倉村早稻 谷村即合	組合 村山郷村	山都村小 川村木橋	山都村小 川村木橋	猪苗代町 磐保村磐	長瀬村瀧口惣吾	月輪村土屋重郎
三十三 月三十一日 七		高橋 倉右衛門	田代萬之丞	田代萬之丞	中村 謙	壽田直一 鈴木一	阿部丑雄	關 源二
玉木玄琢	長谷沼兵次	唐橋左源次	波多野善作	山田長平 月三十九日 七	阿部丑雄	阿部丑雄	阿部丑雄	關 源二
	宮城三二	物江子由 折笠豐四郎	折笠豐四郎	齋藤定吉	阿部丑雄	五十嵐藤次 月三十七日 九	阿部丑雄	關 源二
玉木萬三	薄 啓次	折笠豐四郎	折笠豐四郎	齋藤善兵衛	阿部丑雄	清水悌五郎 月三十一日 七	阿部丑雄	關 源二
	矢部 金右衛門	宮城安吉	宮城安吉	齋藤兵衛	阿部丑雄	大正二年 月一日 九	阿部丑雄	佐々木佐三

千里村土屋傳吾	磐梯村桑原啓次	前島村鈴木忠松	駒形村幸三郎	慶徳村武藤文八	堂島村江花豊七	磯川町能 室村組合	豊川村十二村 千代吉	熊倉村中條友記	北山村大 磯村檜原	關柴村宇田成一	岩月村富山悌次	熱鹽村渡部元真	送 舉 區
						大堀喜太郎 三月二十日 二			五十嵐武彦	宇田成一	五十嵐武彦	渡部元真	明治三十二年
土屋傳吾	古川友八郎	野木榮喜	大竹駒吉	田部善志	湯淺兵吉	東條四三郎 三月二十日 二	原 平馬	加藤熊吉	武藤一郎	宇田成一	五十嵐武彦	遠藤長八	明治三十六年
渡邊貞次郎	鈴木彦次郎	渡部常次郎	平塚泰八	小島兼吉	湯淺兵吉	齋藤忠平 三月二十日 二	伊豆野 彦次郎	加藤熊吉	武藤一郎	宇津木徳二	安倍信之	渡部元真	明治四十年
渡邊貞次郎	鈴木彦次郎	鈴木忠松	平塚泰八	田部善志	田部平馬	齋藤忠平 四月十五日 七	伊豆野 彦次郎	加藤熊吉	石井末八	安倍好八	磯部左平次	遠藤長八	明治四十四年
渡邊貞次郎	鈴木政吾	鈴木忠松	鈴木市三郎	田部善志	前田瀧平	齋藤忠平 五月五日 五	三橋周記	赤城義臣	大竹作兵衛	飯島源太	若菜辨藏	遠藤喜太郎	大 正 四 年

税を徴せず大化以前國造縣主の支配せる輪租田の租法を考ふるに大略左の如し

- 一 歩 高麗尺六尺 獲稻 二把 得米 一升
- 一 代 五步 獲稻 一東 得米 五升
- 五百代 即一千五百步 獲稻 五百束 得米 二十五斛

此租稻十五束 此米七斗五升

即ち百分の九十七を所得とし其三を公に輸す外に徭役、貢調のことあり貢調のことの史上に明になれるは崇神天皇の朝男子より弓弭の調女子より手末の調を貢せしめたるより起る孝德帝大化二年の改新に際し屯田、御子代、御名代の民及臣連、伴造、國造以下の領せる部曲の民と田莊とを廢し新に租庸調の法を行ふ

二 大化以後の租法

(一) 大化の租法

- 一 歩 高麗尺方五尺 獲稻 一把 得米 一升
- 一 段 三百六十步 獲稻 七十二束 得米 三石六斗
- 一 町 三千六百步 獲稻 七百二十束 得米 三十六石

此租二十二束 此米一石一斗

(二) 大寶令の租法

白雉三年舊制に復したりしも文武天皇の時再び大化の制に従へり

慶雲三年九月制地は大寶の如くにして租税を改め一段實に七把を減す和銅六年度量を改正し租法を略、白雉に復す改定の度の大小尺は唐制の大小尺に同じく大尺は大寶令の小尺曲尺九寸七分八厘に相當すにして量は大寶令に唐制に従ひしを改め令以前の大升を以て大量とせり

(三) 和銅の租法

- 一 歩 和銅大尺方六尺 獲稻 一把三八 得米 六合九勺匹
- 一 段 三百六十步 獲稻 五十束 得米 二石五斗
- 一 町 三千六百步 獲稻 五百束 得米 二十五石

此租稻十五束 此米七斗五升

右は上田の租にして其他の田に於て多少其律を異にす

(四) 地子

一般田租の外に地子なるものあり諸國の田地を人民に班與して尙官に残れるを剩田と云ひ一箇年を限りて春時其租に相當する價を收めて人民に貸與するを貸と云ひ秋に至りて稻を輸せしむるを租と云ふ是れ地子なり桓武天皇延暦十五年に陸奥國屯田の地子は自今町別に稻二十束に準して輸せしむとあり主稅式に陸奥は儲備並に鎮兵の糧に充て出羽は狄の祿とあり以て東北地方に行はれたる地子の一般を知るへし今地子田四等の品位につきて表示すへし

- 田 地 獲稻 米 地子 米
- 上田一町 五百束 二十五石 百束 五石

中田一町	四百束	二十石	八十束	四石
下田一町	三百束	十五石	六十束	三石
下々田一町	百五束	七石五斗	三十束	一石五斗

後其法漸く廢頽して行はれず室町時代に至りては多く都府市街地に課するものを地子錢と稱して一種の雜稅となれり混すへからず平安朝時代に及びて租法屢變す貞觀四年に至りて畿内の租を増す是れ和銅六年の租法を改められたるなり延喜四年田租の率穫稻上田五百束中田四百束下田三百束下々田一百五十束其租一段二十五束とす後長保年中斗升の改革あり和銅の法全く變す上田一段穫稻五十束中田四十束下田三十束下々田十五束其租穀一斗五升平均七公九十三民なり

(一) 大化二年の調

大化二年舊來の賦役を廢めて調を田と戸とに徴し調副物を課することとして其調の品種を一定す即ち田一町より納むる所及一戸、百戸、二百戸より納むるもの左の如し

絹一丈	一月に付	一百戸に付	二百戸に付
布一丈二尺			
副物鹽贄等		中馬一匹	細馬一匹
布四丈			

曩に崇神天皇の朝に男女共に調を課し爾來久しく行はれしか大化改新に際し調は男子のみに限ることとなせり大寶令の時に至り更に正丁、次丁、中男により正調、副調物を定む即ち左表の如し(正調)

(二) 大寶令の正調

品目	長	正丁	次丁	中男
絹	八尺五寸	八尺五寸	四尺二五	二尺二五
美濃	八尺五寸	八尺五寸	四尺二五	二尺二五
絲	六尺五寸	六尺五寸	三尺二五	一尺六二五
綿	八兩	八兩	四兩	二兩
布	一丈六尺	一丈六尺	一丈	六尺五寸
望	一丈三三	一丈三三	六尺五寸	三尺二五

雜物は鐵鍬鹽魚等あり此外調の副物として染草紙油膏等の類を人別に納めしむ其後品目數量に幾多の變遷ありしも延喜以後朝綱大に弛み諸國の調物を納むるもの漸く減し武家時代に至りては租調に當るべきものを總稱して年貢と云へり

四 庸 上古庸のこと見えざるに非るも其制明ならず大化二年戸別に庸を徴し一戸に庸布一丈二尺庸米五升と定めたり大寶令の制人毎に是を徴す凡そ正丁歳役は一年に十日國事に役せらる若し事故ありて勞役に服せされは即ち庸を改む多くは布米なれども地方の物産を納むることを得若し正役外に留まりて勞役に服するものありて三十日に達するときは其年の租調を免す正役と通計して四十日以上使役することを得ず和銅五年には錢を以て代納することを許せり錢五文を以て布一丈に準せしむ其數量にも變遷ありしもの、如し天平寶字四年には陸奥多賀郡以北の諸郡には黄金を輸せしむ正丁四人一兩の割合なりき

(一) 大化の庸

布一丈二尺 五十戸
 若くは米五斗 一丁一人
 一戸布米同上 一丁一人
 采女は郡の少領以上の姉妹及子女の形容端正なる者を貢せしむ

(二) 大寶令の庸

正	丁	次	丁
役	庸	役	庸
十日	二丈六尺	五日	一丈三尺
留	留	留	留
三十日	三十日	十五日	十五日
租調共に免す	租調共に免す	租調共に免す	租調共に免す

此後或は役の日數を減し庸の量を減し又は之に復したるあり或は庸布を銀錢に換へたることあれども其準する所は皆此令に在りき

以上述べたる如く租庸調の法完備せしも奈良朝以後地方牧民の官たる國司の間に種々の情弊起り私慾を是れ營み民の休戚を省みず莊園なるものは年と共に増加せり奸猾の民權貴の莊園に集まり勢家の臣隸と稱して租税を免るゝに至りては地方の土地制度全く頽廢し延喜時代に至りては益甚たしく朝廷の收入著しく減少せりされは賦税は一に土地の上にかゝるを以て田租は次第に重く保元平治以後に至りては平均四公六民と云ふ有様なりき

五 武家時代の租法

鎌倉時代に至りては土地制度益々廢れ北條氏執權時代に及びて調庸の制殆

んど廢滅し悉く土地に課税したるを以て益々重くなれり其詳細は知り難きも四公六民より五公五民の間在りしか如し文治元年源頼朝諸國に守護地頭を置き常賦の外に兵糧米を段別に五升を課して地頭の得分としたるあり或は土地を給與したるもあり是れ本補地頭と稱するものにして後此制を廢したりとあるもそれは院宮權家の莊園のみにて平家没落地、謀叛人の舊領は從前の如く兵糧米を徵收せり當時守護地頭の權威盛んにして武家諸役を出さしめ更に臨時の勅事、院事、國役、夫役等を課したるものゝ如し外に地子社寺領地子等に課す雜税あり

雜税として山林、原野、河海、池沼等の産物に課せり即ち年貢と稱し定種定額物を年々に納めしめたり徳川時代には小物成と云へり

室町時代に於ても四公六民五公五民の間に在り兩時代共に上田一石五斗中田一石二斗或は一石三斗下田一石一斗或は九斗の稷米あるものと見ての計算なり群雄割據の時代となり國々政を異にするに至つては税率の如きも區々にして一定せず其後天正年間に於ける豊臣秀吉の制條及文祿三年の檢地條令に依れば舊制六六法三百六十歩を段とする法を改め六尺三寸を一步とし三百歩を一段とす鎌倉時代には所領の田數を計るに貫高なる名稱を用ゐたり是れ當時田地の收納を米納にせずして價錢を以て納めしめたるに起れるなり室町時代には明の永樂錢を輸入して以て租税を收む因りて永高の稱あり其末頃より石高を用ゐたる地方も少からざりしか秀吉に至りて米納に改め石高を用ふ田畑を四等に分ち其地の收穫を以て石盛を定む上田は一石五斗中田は一石三斗下田は一石一斗上畑は一石二斗中畑は一石下畑は八斗下々は適宜に定めたり而して稷米の三分の二を公に納め三分の一を民の所得とす戰國時代には多く此類にして之に超

越することも亦少からざりき江戸時代に至りては検見の法によりて租税を徴したることあれども後には定免の法によりしか概ね五公五民の法による左に表示す

上田	中田	下田	下々田	上田	中田	下田	下々田	上田	中田	下田	下々田
一石五斗	一石三斗	一石一斗	九斗	七斗五升	六斗五升	五斗五升	四斗五升	一石一斗	九斗	七斗	五斗
租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米
上畑	中畑	下畑	下々畑	上畑	中畑	下畑	下々畑	一石一斗	九斗	七斗	五斗
一石一斗	九斗	七斗	五斗	一石一斗	九斗	七斗	五斗	一石一斗	九斗	七斗	五斗
租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米	租米

屋敷は上畑に準じて納めしむ

六 會津の租税沿革

(一) 蒲生氏以前の租法 鎌倉時代より漸次税律の統一を缺きしか戦國時代以後は全く地方的のものとなれり佐原氏の地頭として會津に入るや勿論平家に屬したる慧日寺の所領を沒收して之を領せるものなれば單に段別五升の兵糧米を給せられたるものには非るか如し當時一般莊園の税律より察するに五公五民若くは四公六民の間に在りしなるへし蘆名氏の晩年天正頃に至りて用ゐられたる土地制度及税率を見るに村方を分け地頭を置きて租税のことを掌らしむ土地を丈量するに方六尺三寸を一步とし三十歩を一畝三百歩を一段と定む而して田畑の收穫を永樂錢に積り田畑の段別毎に永高をつけ其貫數を合せて一村の高に用ゐたりされは永盛、永別の稱あり當時知行千石を永樂錢百貫文に定め其村の永高に免相を掛け租額となす左に一段に對する永錢盛の法を表示す

上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑
一段	同	同	一段	同	同
二百方	百八十方	百五十方	百方	八十方	五十方

豊臣・徳川兩氏が田畑の品位を定むるに四等となしたるも會津に於ては加藤氏時代を除きては常に三等に分ちたりき

(二) 蒲生氏の租税 蒲生氏郷の會津を治むるや米、永錢を等分に納めしめたり永盛は前代の法を襲用し租米は永錢百文につき七斗の割合を以て納めしむ當時石盛に換算したる草高定法左の如し

上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑
一段	同	同	一段	同	同
一石四斗	一石二斗六升	一石五升	七斗	五斗六升	三斗五升

屋敷は厚薄によらず上畑同様に定めらる

土地を上中下の三等に分ちたるは地形、熟否、養水等の便否によるものにして右石盛の法に従ひ其村の石高を定め百石の村にて十石納を一つ成、二十石三十石納を二つ成三つ成と云ふ之を免相とも物成とも云ひ此現米を取と云ふ天正より慶長十四年までは此取米の内半額は米納半額は永錢納なり慶長十五年より元和元年までは金銀京錢納同二年よりは全く京錢納となりたり永樂錢と京錢とを比較するに永錢は金一分につき二百五十匁京錢は金一分につき一貫文なりき即ち永錢一に對し京錢四の割合なり是れ永錢の品質良きを以てなり京錢とは歴代の雜錢なり

(三) 加藤氏の租税 加藤明成の治世となり寛永十六年には京錢を廢し寛永通寶の新錢を用ふ此時代に採用されし田畑十等の石盛左の如し

上々田一段	一石七斗	上々畑一段	一石六斗
上田同	一石六斗	上中畑同	一石五斗
上中田同	一石五斗	上畑同	一石四斗
上下田同	一石四斗	中畑同	一石三斗
中々田同	一石三斗	中下畑同	一石二斗
中下田同	一石二斗	中畑同	一石一斗
下中田同	一石一斗	下中畑同	一石
下々田同	九斗	下畑同	八斗

屋敷は一石五斗なりき免相の高低は知り難きも上記の石盛は上方地方に行はれしものを採用せる由なり一般に税率高くして人民の負擔重く苛税に苦めりと云へは中等以上の田畑多かりしなるへし
(四) 松平氏の租法 保科正之の會津を領せらるゝや人民の訴願を納れ慶安元年より領内の檢地を施行せられ石盛を蘆名時代の上中下の三等に復せられき

上田一段	一石四斗	上畑一段	七斗
中田同	一石二斗六升	中畑同	五斗六升
下田同	一石五升	下畑同	三斗五升

屋敷は上畑同様の定なることも蘆名時代に同し而して田畑租即ち取の内半額は金納半額は米納とす但し金一分に付米八斗定直段を以て貢納せしめたるか萬治三年寛文元年の兩年金納七斗代にしたることあり元祿二年に至りて田租は米納となれり但し新田取は従前の如く半額は米納半額は八斗に付一分の割にて金納と定めらる畑租は六斗に付一分の割合にて金納のことなりき

松平氏の採用したる免相 貢租は檢見の法により税率を定めたることは稀にして一般に定免の法によれり免相は松平氏の治世を通して多少の高低ありしことは勿論にして正之の入部當時民情を察して平均免相四ツ三分成餘とせり元祿十六年には四ツ八分三厘成となり其後も多少の上下ありて元文二年には五ツ二分八厘八毛成と云ふこともありしか多くは四ツ成以上五ツ成の間なりきされは四公六民五公五民の間を上下したりと見ることを得へきも詳細に考察するときは草高石盛か實收高よりも遙に少き故平均免相を見て重税と解すへからざるなり本郡内の免相を見るに土地の肥瘠便否により一村内に於ても上下數等の相違あれども最上八ツ成位にて喜多方地方は四ツ成五ツ成前後か普通なり一村の平均六ツ成に達せるは高率の方なりき猪苗代地方に於ては二ツ成三ツ成か多かりき畑地に六ツ成と云ふこと少からず見あたれども元來草高石盛低き故に是れ亦重税と解すへからず
田畑の租税の外に小物成と稱して左の如き課税ありき

綿役 本田百石につき銀十三匁つゝ納めしむ
糠藁役 本田新田共に百石につき金一分つゝ納めしむ
足前錢 本田百石につき二貫六百匁つゝ納めしむ

以上を三役と稱し毎年七月を納期とす綿役、糠藁役は文祿元年蒲生氏の時より始まると云ふ
 入木役 本郡にては山 地子役 榆原村より三十八軒分として 川役 文祿三年より始まる 紙役 天正十八年より始まる 鹽役 大磯村・熱鹽村より納めしむ一軒につき三斗六升
 木役 漆木一本に付上蠟 鍛冶役、山役、葎壹役、駒口役 小田付・小籠井兩村より納む馬匹獎勵の爲め駒役所を置き駒奉行の如きもの等あり
と見るへし等あり

外に口米と稱し寛永四年より取米一石につき米六升つゝ納めしむ故に六口とも稱せり但し郷頭、肝煎は口米を除かれたりされは口米の量を郷頭、肝煎の給料と見るへきか
 左に納税に關する古記録を記して其實際を知るに便す

耶麻郡漆村當免之定

高千六百十四石五斗一升三合

本田

取 千二百七十五石四斗六升五合

但七ツ九分成

内 六百三十七石七斗三升二合

米方

六百三十七石七斗三升三合

金方

高四石四升九合

新田

取 一石二斗五升五合

但三ツ一分成

内 六斗二升七合

米方

六斗二升八合

金方

中田助右衛門上

高二石三斗八升四合

新田

取 六斗六升八合

但二ツ八分成

内 三斗三升四合

米方

三斗三升四合

金方

野矢孫助上

新田

高十石七斗四升九合

但二ツ八分成

取 三石一升

内 一石五斗五合

米方

一石五斗五合

金方

高七石五合

新田

取 一石六斗一升一合

但二ツ三分成

内 八斗五合

米方

八斗六合

金方

高二石五斗七升三合

新田

取 五斗六升六合

但二ツ二分成

内 二斗八升三合

米方

二斗八升三合

金方

高四斗五升七合

取八升七合

內 四升三合

四升四合

高一石八斗八合

取 二斗八升九合

內 一斗四升四合

一斗四升五合

高九斗四升四合

取 一斗二升三合

內 六升一合

六升二合

高三斗一升三合

取 四升一合

內 二升

二升一合

新田

但一ツ九分成

米方

金方

新田

但一ツ六分成

米方

金方

新田

但一ツ三分成

米方

金方

當 竿 入

新田

但一ツ三分成

米方

金方

右之通十二月二十日以前可令皆納者也

貞享四年卯十一月二十日

在江戸

樋口十右衛門

井深平左衛門

肝煎百姓中

明和九年本郡鹽川組上窪村御免相寫

田高四百三石六斗五升五合

畑高三十石三斗九升三合

高四百三十四石四升八合

取 二百三十四石三斗八升六合

內 不作引、手當引等ヲ引キ去ル

殘 百八十一石三斗一升

內 百六十五石八斗三升六合

十五石四斗七升四合

高三十二石二斗八升一合

取 十二石九斗一升二合

內 不作引其他ヲ引去ル

上窪村本田

五ツ四分成

定納

米方

金方

新田

四ツ成